

はじめに

専門機関または掲載団体の対応に変更がある場合があります。

愛知県へようこそ！

愛知生活便利帳は、外国から来日されたみなさんが愛知県で生活を始めるにあたって役に立つ情報を集めたものです。左ページに日本語、右ページに英語で掲載されています。そのあとに、同じ内容で中国語を掲載しましたので見比べて活用してください。

最後に、この冊子の発行にあたり、情報提供にご協力いただいた関係機関の方々に改めてお礼申し上げます。

ご利用にあたって

- 掲載された情報は、関係機関 Web サイト、各種リーフレット、関連書籍などを基に当協会が編纂したものです。
- できる限り最新の情報を掲載するように努めました。発行後、内容が変更される場合もありますのであらかじめご了承ください。
- 定訳がない団体名や主な法制度名などは、英語・中国語訳とともに、できる限り日本語のローマ字表記も記載しています。
- ここに掲載された内容は一般的なものであり、個別のケースによって取扱いが異なる場合があります。実際に手続きをされる際は専門機関等でご確認ください。
- 掲載団体等の問合せ先に対応言語の記載がないものは日本語のみの対応となります。お問合せの際は日本語のできる人をご同伴ください。
- 掲載団体等の受付時間は変更される場合があります。また、祝祭日および年末年始に休業する場合がありますので事前に各団体等にご確認ください。
- 掲載された内容に関して損害が生じた場合、当協会は一切の責任を負いません。

Introdução

Os órgãos e entidades contidos neste guia podem alterar seus horários de atendimento.

Bem-Vindos à Província de Aichi!

Este guia reúne informações úteis para os estrangeiros que pretendem iniciar sua vida na Província de Aichi.

As páginas da direita contêm informações em português, e também em espanhol com o mesmo conteúdo. E nas páginas da esquerda se encontra o mesmo conteúdo em japonês. Esperamos que este guia sirva de ajuda para uma rápida adaptação em sua nova vida.

Gostaríamos de reiterar o nosso agradecimento às entidades que colaboraram fornecendo as informações contidas neste guia.

Observações para a utilização deste guia

- As informações publicadas neste guia, foram elaboradas pela Associação Internacional de Aichi com base nos dados das páginas da Web dos órgãos relacionados e materiais impressos (folhetos e livros).
- Procuramos publicar as informações mais recentes tanto quanto possível, porém há possibilidade de alterações nas informações após a publicação.
- Em caso de termos sem tradução definida, tais como nomes de órgãos ou sistemas de assuntos legais, haverá o termo em japonês descrito em alfabeto latino junto à tradução em português e espanhol.
- As informações contidas neste guia são de caráter geral, podendo não serem aplicáveis em casos particulares. Caso precise realizar algum trâmite, favor confirmar as informações nos órgãos especializados.
- Se não houver indicação de atendimento em outros idiomas por telefone ou outras formas de contato com os órgãos e entidades que aparecem neste guia, significa que há atendimento somente em japonês. Ao efetuar a ligação esteja junto de alguém que domine o idioma japonês.
- Os órgãos e entidades contidos neste guia podem alterar seus horários de atendimento, ou podem não funcionar durante os feriados nacionais e feriados de final e início de ano. Portanto, favor certificar os horários de atendimento de cada entidade.
- A Associação não se responsabilizará por nenhum prejuízo causado devido ao uso deste guia.

Introducción

Los organismos y entidades recogidos en esta guía podrían variar sus horarios de atención.

¡Bienvenidos a Aichi!

Esta guía reúne información de utilidad para aquellos que, llegados a Japón desde el extranjero, se disponen a iniciar su vida en Aichi.

Las páginas a la izquierda contienen información en japonés, mientras que a la derecha se encuentra el mismo contenido en portugués. La edición en español se incluye al final. Esperamos que este libro pueda servirle de ayuda.

Queremos agradecer a las personas de los organismos relacionados que colaboraron aportando información para la publicación de esta guía.

Antes de usar esta guía

- Hemos editado esta guía en base a la información en páginas web de organismos relacionados, a libros y a otro material impreso.
- La información en esta guía ha sido elaborada en base a la "Guía práctica de Aichi (edición en inglés y chino)", editada en marzo de 2017. Tenga presente que pueden producirse cambios tras la elaboración.
- En el caso de términos sin una traducción unificada, tales como nombres de organismos o de sistemas legales, hemos incluido en lo posible junto con la traducción en español y portugués los términos en japonés con caracteres latinos.
- La información aquí reunida es de carácter general, pudiendo por tanto no ser aplicable en casos particulares. Si va a realizar algún trámite, confirme primero la información con organismos especializados.
- Si no se indica la atención en otros idiomas, los teléfonos y otras formas de contacto con organismos y entidades que aparecen en la guía sólo tendrán atención en japonés. Si es el caso, comuníquese con ayuda de alguien que hable este idioma.
- Los organismos y entidades recogidos en esta guía podrían variar sus horarios de atención o permanecer cerrados en días feriados o en los días de fin y comienzo de año. Contacte de antemano con cada organismo o entidad para confirmar sus horarios.
- Esta asociación no asume ninguna responsabilidad por perjuicios derivados del uso de esta guía.

目次	Índice (Português)	Índice(Español)
第1章 在留手続き	Capítulo 1 Procedimento para a permanência	Capítulo 1 Trámites de inmigración
1. 在留管理制度…………… J-1	1. Sistema de controle de permanência…………… P-1	1. Sistema de control de residencia…………… S-1
1. 在留手続きの流れ…………… J-1	1. Processo sobre os procedimentos de permanência…… P-1	1. Esquema general de los principales trámites de residencia …… S-1
2. 在留資格の各種手続き…………… J-1-2	2. Trâmites da qualificação de permanência…………… P-1-2	2. Trámites para el permiso de residencia…………… S-1-2
1. 在留資格変更許可…………… J-2	1. Autorização para alteração da qualificação de permanência P-2	1. Autorización para cambio del permiso de residencia…………… S-2
2. 在留期間更新許可…………… J-2	2. Autorização para renovação do período de residência P-2	2. Autorización para renovación del período de residencia …… S-2
3. 再入国許可…………… J-2	3. Autorização de reentrada ao país…………… P-2	3. Permiso de reentrada al país…………… S-2
4. 在留資格取得許可…………… J-3	4. Autorização para obtenção da qualificação de permanência P-3	4. Autorización para obtener permiso de residencia…………… S-3
5. 在留資格認定証明書交付申請…………… J-3	5. Solicitação do Certificado de Elegibilidade…………… P-3	5. Expedición del certificado de elegibilidad…………… S-3
6. 資格外活動許可…………… J-3	6. Autorização para exercer atividades não incluídas na atual qualificação de permanência… P-3	6. Autorización para actividades no reconocidas por el permiso de residencia actual…………… S-3
7. 永住許可…………… J-4	7. Autorização de residência permanente…………… P-4	7. Permiso de residencia permanente…………… S-4
8. 活動機関・契約機関・配偶者に関する届け出…………… J-4	8. Notificações relacionadas a atividade, trabalho e cônjuge…… P-4	8. Notificaciones relacionadas a actividades, trabajo y cónyuge… S-4
9. 在留の取り消し…………… J-4	9. Revogação de qualificação de permanência…………… P-4	9. Cancelación del permiso de residencia…………… S-4
3. 不法滞在…………… J-4	3. Permanência ilegal…………… P-4	3. Residencia ilegal…………… S-4
1. 出国命令制度…………… J-4	1. Ordem de saída do país…………… P-4	1. Orden de salida del país…………… S-4
2. 在留特別許可…………… J-5	2. Permissão de Permanência Especial…………… P-5	2. Permiso especial de residencia…………… S-5
4. 在留カードの各種手続き…………… J-5	4. Procedimentos do cartão de permanência…… P-5	4. Trámites de la tarjeta de residencia…………… S-5
1. 在留カードとは…………… J-5	1. Cartão de permanência…………… P-5	1. Tarjeta de residencia…………… S-5
2. 在留カードの見方…………… J-5	2. Explicação do cartão de permanência…………… P-5	2. Explicación de la Tarjeta de residencia…………… S-5
3. 在留カードの有効期間の更新申請…………… J-6	3. Solicitação da renovação do período de validade do cartão de permanência…………… P-6	3. Solicitud de renovación del período de validez de la tarjeta de residencia…………… S-6
4. 在留カードの再交付申請…………… J-6	4. Solicitação da reemissão do cartão de permanência… P-6	4. Solicitud de reexpedición de la tarjeta de residencia…………… S-6
5. 住居地に関する届け出…………… J-6	5. Notificação sobre residência…………… P-6	5. Declaraciones relativas al domicilio…………… S-6
6. 住居地以外の在留カード記載事項の変更の届け出…………… J-6	6. Notificação de alteração de dados do cartão (além da residência)…………… P-6	6. Declaración de cambio de datos de la tarjeta de residencia (aparte del domicilio)…………… S-6
7. 在留カードの返納…………… J-6-7	7. Devolução do cartão de permanência…………… P-6-7	7. Devolución de la tarjeta de residencia…………… S-6-7
8. 在留資格一覧…………… J-7	8. Lista de qualificações de permanência…………… P-7	8. Lista de los permisos de residencia…………… S-7
9. 指定書…………… J-8	9. Carta de Designação…………… P-8	9. Carta de Designación…………… S-8
5. 難民認定申請…………… J-8	5. Solicitação do reconhecimento da condição de refugiado P-8	5. Solicitud de reconocimiento de la condición de refugiado…………… S-8
6. 各種申請・手続き問合せ先…………… J-8-9	6. Trâmites e informações…………… P-8-9	6. Lugar para trámites y consultas…………… S-8-9
第2章 その他の手続き	Capítulo 2 Outros procedimentos	Capítulo 2 Otros trámites
1. 住民基本台帳制度…………… J-10	1. Sistema de registro básico de residentes…… P-10	1. Sistema de registro básico de residentes…………… S-10
1. 住民票の写し…………… J-10	1. Cópia do atestado de residência…………… P-10	1. Copia de la hoja de residencia…………… S-10
2. 住民基本台帳制度の手続き…………… J-10	2. Procedimentos do sistema do registro básico de residentes P-10	2. Trámites del sistema de registro básico de residentes…………… S-10
2. マイナンバー（社会保障・税番号制度）…………… J-11	2. My Number (Previdência social e sistema de identificação fiscal)…………… P-11	2. My Number (Seguridad social y sistema de número de impuestos)…………… S-11
3. 外国人登録原票または出入国記録に係る開示請求…………… J-11	3. Solicitação de dados cadastrais do registro de estrangeiro e registro de imigração…………… P-11	3. Solicitud de información relativa al registro de extranjería o al registro de entradas y salidas del país…………… S-11
4. 外務省における証明…………… J-11-12	4. Autenticação do Ministério das Relações Exteriores P-11-12	4. Certificación del Ministerio de Asuntos Exteriores…………… S-11-12
5. 帰化…………… J-12	5. Naturalização…………… P-12	5. Naturalización…………… S-12
6. 死亡…………… J-12	6. Óbito…………… P-12	6. Defunción…………… S-12
1. 死亡時に必要な手続き…………… J-12	1. Trâmite Necessário em caso de Óbito…………… P-12	1. Procedimientos requeridos en el momento de defunción…… S-12
2. 死体の取扱い…………… J-12	2. Manuseio do Cadáver…………… P-12	2. Sepultura…………… S-12
7. 印鑑…………… J-13	7. Carimbo pessoal…………… P-13	7. Sello personal…………… S-13
1. 印鑑登録…………… J-13	1. Registro do carimbo…………… P-13	1. Registro del sello…………… S-13
第3章 労働	Capítulo 3 Trabalho	Capítulo 3 Trabajo
1. 仕事と在留資格…………… J-14	1. Trabalho e qualificação de permanência…………… P-14	1. Trabajo y permiso de residencia…………… S-14
2. 労働のルール…………… J-14	2. Normas trabalhistas…………… P-14	2. Normas de trabajo…………… S-14
1. 労働契約…………… J-14	1. Contrato de trabalho…………… P-14	1. Contrato de trabajo…………… S-14
2. 労働条件…………… J-14-15	2. Condições de trabalho…………… P-14-15	2. Condiciones de trabajo…………… S-14-15
3. 解雇と退職…………… J-15	3. Demissão e resignação…………… P-15	3. Despido y renuncia…………… S-15
1. 解雇とは…………… J-15	1. Demissão…………… P-15	1. ¿Qué se entiende por despido?…………… S-15
2. 退職とは…………… J-15	2. Resignação (demissão voluntária)…………… P-15	2. ¿Qué se entiende por renuncia?…………… S-15
4. 労働者災害補償保険(労災保険)…………… J-15	4. Seguro contra accidente de trabalho…………… P-15	4. Seguro contra accidentes de trabajo…………… S-15
1. 労災保険とは…………… J-15	1. Seguro contra accidente de trabalho…………… P-15	1. ¿Qué es el seguro contra accidentes de trabajo?…………… S-15
2. 主な補償給付…………… J-15-16	2. Principais indenizações…………… P-15-16	2. Principales indemnizaciones y subsidios…………… S-15-16
5. 雇用保険…………… J-16	5. Seguro de emprego…………… P-16	5. Seguro de empleo…………… S-16
1. 雇用保険とは…………… J-16	1. O que é seguro de emprego…………… P-16	1. ¿Qué es el seguro de empleo?…………… S-16
2. 失業等給付（基本手当）…………… J-16	2. Subsidio de desemprego (subsídio básico)…………… P-16	2. Subsidio de desempleo y otros (asignación básica)…………… S-16
3. 高年齢求職者給付金…………… J-16	3. Subsidio aos trabalhadores idosos em busca de emprego… P-16	3. Subsidio para personas de edad avanzada en búsqueda de empleo S-16
4. 雇用継続給付…………… J-17	4. Subsidio para continuar o emprego…………… P-17	4. Subsidio de continuidad del empleo…………… S-17
6. 仕事の探し方…………… J-17	6. Como procurar um emprego…………… P-17	6. Cómo buscar empleo…………… S-17
7. 労働に関する相談窓口および役立つ情報…………… J-17	7. Balcões de consultas sobre trabalho e informações úteis…………… P-17	7. Ventanillas de consulta sobre asuntos laborales e información útil…………… S-17
1. 相談窓口…………… J-18-19	1. Balcões de consultas…………… P-18-19	1. Ventanillas de consulta…………… S-18-19
2. 紛争解決援助制度…………… J-19	2. Sistema de assistência e mediação para a resolução de conflitos P-19	2. Sistema de Apoyo para resolución de disputas…………… S-19
3. 雇用管理に役立つ多言語用語集…………… J-19	3. Glossário multilíngue para gerenciamento de emprego P-19	3. Vocabulario multilingüe útil para el trabajo…………… S-19
8. 起業・創業、起業経営に関する相談窓口…………… J-19	8. Balcão de consultoria para empreendedorismo, fundação e gestão corporativa…………… P-19	8. Ventanilla de consultoría para el emprendimiento, la fundación y la gestión empresarial…………… S-19
第4章 結婚・離婚	Capítulo 4 Casamento e divórcio	Capítulo 4 Matrimonio y divorcio
1. 結婚…………… J-20	1. Casamento…………… P-20	1. Matrimonio…………… S-20
1. 日本人と外国人の結婚…………… J-20	1. Casamento entre japoneses e estrangeiro…………… P-20	1. Matrimonio entre japonés y extranjero…………… S-20
2. 外国人同士結婚…………… J-20	2. Casamento entre estrangeiros…………… P-20	2. Matrimonio entre extranjeros…………… S-20
3. 婚姻要件具備証明書…………… J-20	3. Certificado de cumprimento das condições do casamento… P-20	3. Certificado de cumplimiento de las condiciones de matrimonio… S-20
2. 離婚…………… J-20	2. Divórcio…………… P-20	2. Divorcio…………… S-20
1. 日本人と外国人の離婚…………… J-20	1. Divórcio entre japoneses e estrangeiro…………… P-20	1. Divorcio entre japonés y extranjero…………… S-20
2. 外国人同士の離婚…………… J-21	2. Divórcio entre estrangeiros…………… P-21	2. Divorcio entre extranjeros…………… S-21
3. 離婚届…………… J-21	3. Registro de divórcio…………… P-21	3. Declaración de divorcio…………… S-21
4. 離婚届不受理申出…………… J-21	4. Notificação de não aceitação do divórcio…………… P-21	4. Solicitud de Declaración de rechazo de divorcio…………… S-21
5. 離婚と在留資格…………… J-21	5. Divórcio e qualificação de permanência…………… P-21	5. Divorcio y permiso de residencia…………… S-21

3. ドメスティック・バイオレンス(DV)	J-21	3. Violência doméstica (DV)	P-21	3. Violencia doméstica (DV)	S-21
1. DV とは	J-21	1. Violência doméstica (DV)	P-21	1. ¿Qué es la violencia doméstica?	S-21
2. 相談窓口	J-22	2. Balcões de consultas	P-22	2. Ventanilla de consulta	S-22
3. 保護命令制度	J-22	3. Ordem de proteção	P-22	3. Orden de protección	S-22
第5章 出産・育児		Capítulo 5 Parto e criação de filhos		Capítulo 5 Parto y crianza	
1. 妊娠したら	J-23	1. Ao engravidar	P-23	1. En caso de embarazo	S-23
1. 母子健康手帳	J-23	1. Caderneta da mãe e da criança	P-23	1. Libreta de salud materno-infantil	S-23
2. 妊婦の健康診査	J-23	2. Exames de saúde para gestante	P-23	2. Controles de salud de la embarazada	S-23
3. 助産師・保健師による訪問指導	J-23	3. Orientação domiciliar de parteiras e assistentes de saúde pública	P-23	3. Visitas domiciliares de orientación a mujeres embarazadas	S-23
4. 母親・父親教室	J-23	4. Curso para as mães e para os pais	P-23	4. Aula para padres y madres	S-23
5. 認知	J-23	5. Reconhecimento de paternidade	P-23	5. Reconocimiento de paternidad	S-23
2. 出産後の手続き	J-23	2. Procedimentos após o nascimento da criança	P-23	2. Trámites tras el parto	S-23
1. 出生届	J-23	1. Registro de nascimento	P-23	1. Declaración de nacimiento	S-23
2. 子どもの国籍取得	J-23-24	2. Obtenção da nacionalidade da criança	P-23-24	2. Adquisición de nacionalidad de los hijos	S-23-24
3. 在留資格取得申請	J-24	3. Solicitação de obtenção da qualificação de permanência	P-24	3. Solicitud para adquirir el permiso de residencia del niño	S-24
4. 医療保険等の加入手続き	J-24	4. Trâmite de inscrição do seguro de saúde	P-24	4. Procedimiento para inscripción en el Seguro de salud	S-24
3. 出産費用と各種手当	J-24	3. Despesas do parto e tipos de subsídio	P-24	3. Gastos de parto y diversas ayudas	S-24
1. 出産育児一時金	J-24	1. Subsídio de parto	P-24	1. Subsídio por parto y crianza	S-24
2. 出産時の年金・健康保険料の免除	J-24	2. Isenção da taxa da aposentadoria e do seguro de saúde no período da gravidez	P-24	2. Exención del pago de pensiones y cuota del seguro médico por maternidad	S-24
3. 出産手当金	J-24	3. Assistência maternidade	P-24	3. Subsídio de baja por maternidad	S-24
4. 育児休業給付金	J-24	4. Subsídio da licença maternidade	P-24	4. Subsídio de licencia por crianza	S-24
5. 児童手当	J-25	5. Auxílio infantil	P-25	5. Subsídio infantil	S-25
6. 幼児教育・保育の無償化	J-25	6. Educação e assistência infantil gratuita	P-25	6. Educación y cuidado infantil gratuito	S-25
4. 育児	J-25	4. Criação de filhos	P-25	4. Crianza	S-25
1. 乳幼児健康診査	J-25	1. Exames médicos para recém-nascidos e crianças pequena	P-25	1. Controles de salud de niños en edad preescolar	S-25
2. 予防接種	J-25	2. Vacinação preventiva	P-25	2. Vacunación preventiva	S-25
3. 子どもの医療費	J-25	3. Despesas médicas das crianças	P-25	3. Gastos médicos de los niños	S-25
4. 保育所	J-25	4. Creches	P-25	4. Guardería	S-25
5. 認定こども園	J-25	5. Jardim de infância reconhecido pela Província	P-25	5. Institución de educación infantil reconocido por la Provincia	S-25
6. 放課後児童クラブ（学童保育）	J-25	6. Recreação escolar após as aulas	P-25	6. Club infantil extraescolar	S-25
7. ファミリー・サポート・センター	J-25	7. Centro de suporte familiar	P-25	7. Centro de apoyo a la familia	S-25
第6章 教育		Capítulo 6 Educação		Capítulo 6 Educación	
1. 日本の教育制度	J-26	1. Sistema educacional do Japão	P-26	1. Sistema educativo de Japón	S-26
1. 小・中学校	J-26	1. Ensino fundamental (primário e ginásio)	P-26	1. Escuela primaria y escuela secundaria básica	S-26
2. 高等学校	J-26	2. Ensino médio (colegial)	P-26	2. Colegios de secundaria superior	S-26
3. 幼稚園	J-27	3. Jardim de infância	P-27	3. Jardín infantil	S-27
4. 外国人学校	J-27-28	4. Escola para estrangeiros	P-27-28	4. Escuelas para extranjeros	S-27-28
5. 中学夜間学級	J-28	5. Classes de Ensino Ginásial Noturnas	P-28	5. Clases nocturnas de secundaria básica	S-28
6. 中学校卒業程度認定試験(中卒認定)	J-28	6. Exame de equivalência escolar do ensino ginásial	P-28	6. Examen de evaluación equivalente a graduado de secundaria básica	S-28
7. 高等学校卒業程度認定試験(旧大学入学資格検定)	J-28	7. Exame de equivalência escolar do ensino médio	P-28	7. Examen de evaluación equivalente a graduado de secundaria superior	S-28
8. ステップアップスクール	J-28	8. Step Up School (Curso básico da língua japonesa)	P-28	8. Step Up School (Curso básico de japonés)	S-28
2. 教育支援	J-29	2. Auxílios educacionais	P-29	2. Apoyo para la educación	S-29
1. 就学援助	J-29	1. Sistema de ajuda de custo para despesas escolares	P-29	1. Sistema de subsidio escolar para gastos escolares	S-29
2. 高等学校等就学支援金	J-29	2. Apoio de matrícula do ensino médio	P-29	2. Fondo de apoyo para el ingreso a la escuela secundaria superior	S-29
3. 高等学校等奨学給付金	J-29	3. Subsídio educacional para o ensino médio	P-29	3. Subsidio educativo para la escuela secundaria	S-29
4. 奨学金	J-29	4. Bolsas de estudos	P-29	4. Subsidio de ayuda escolar	S-29
5. 教育費について	J-30	5. Despesas educacionais	P-30	5. Gastos educativos	S-30
3. 日本語学習	J-30	3. Estudo da língua japonesa	P-30	3. Estudio de japonés	S-30
1. 日本語能力評価・試験	J-30	1. Avaliação/teste de proficiência em língua japonesa	P-30	1. Evaluación/prueba de dominio del idioma japonés	S-30
2. 日本語の学び方	J-30	2. Como estudar japonês	P-30	2. Cómo estudiar japonés	S-30
第7章 医療・年金・福祉		Capítulo 7 Assistência médica, aposentadoria e bem-estar social		Capítulo 7 Sanidad, pensiones y bienestar social	
1. 医療機関	J-31	1. Instituições médicas	P-31	1. Centros médicos	S-31
1. 外国語対応医療機関	J-31-32	1. Instituições médicas com atendimento em vários idiomas	P-31-32	1. Centros médicos con atención en idiomas extranjeros	S-31-32
2. 医療保険	J-32	2. Seguro de tratamento médico	P-32	2. Seguro médico	S-32
1. 日本の医療保険制度	J-32	1. Sistema de seguro de saúde do Japão	P-32	1. Sistema del seguro médico de Japón	S-32
2. 健康保険（社会保険）	J-32-33	2. Seguro de saúde (Seguro social)	P-32-33	2. Seguro de salud de los empleados	S-32-33
3. 国民健康保険	J-33-34	3. Seguro nacional de saúde	P-33-34	3. Seguro nacional de salud	S-33-34
4. 後期高齢者医療制度	J-34	4. Sistema de Assistência Médica para Idosos Avançados	P-34	4. Sistema médico para personas de tercera edad	S-34
5. 医療保険一覧表	J-34-36	5. Tabela de tipos de seguro de saúde	P-34-36	5. Tipos de seguro de salud	S-34-36
3. 年金制度	J-36	3. Sistema de pensão	P-36	3. Plan de pensiones	S-36
1. 日本の年金制度	J-36	1. Sistema de pensão do Japão	P-36	1. Plan de pensiones de Japón	S-36
2. 国民年金	J-36-37	2. Pensão nacional	P-36-37	2. Pensión nacional	S-36-37
3. 厚生年金保険	J-37	3. Seguro de aposentadoria corporativa	P-37	3. Seguro de jubilación empresarial	S-37
4. 脱退一時金	J-38	4. Pagamento parcial de desligamento	P-38	4. Pago de la suma alzada por retiro	S-38
5. 社会保険協定	J-38	5. Acordo da Previdência Social	P-38	5. Convenio del Seguro Social	S-38
6. 年金制度一覧表	J-39	6. Lista de sistemas de pensão	P-39	6. Lista de sistemas de jubilación	S-39
7. 問合せ先	J-39-40	7. Contato	P-39-40	7. Contacto	S-39-40
4. 介護保険	J-40	4. Seguro de assistência à terceira idade	P-40	4. Seguro de atención a la dependencia	S-40
1. 介護保険とは	J-40	1. Seguro de assistência à terceira idade	P-40	1. ¿Qué es el seguro de atención a la dependencia?	S-40
2. 介護サービスを受けるには	J-41	2. Para utilizar os serviços de assistência à terceira idade	P-41	2. Para recibir los servicios de atención	S-41
5. 障害者	J-41	5. Pessoa com deficiência	P-41	5. Personas con discapacidad	S-41
1. 障害者手帳	J-41	1. Caderneta de deficiente	P-41	1. Libreta de discapacidad	S-41
2. 特別児童扶養手当	J-41	2. Auxílio de amparo às crianças excepcionais	P-41	2. Subsidio especial de manutención infantil	S-41
6. ひとり親家庭	J-41	6. Família monoparental	P-41	6. Familias monoparentales	S-41
1. 児童扶養手当	J-41	1. Subsídio de sustento infantil	P-41	1. Subsidio de manutención infantil	S-41
2. 愛知県遺児手当	J-41	2. Auxílio de amparo às crianças órfãs da Província de Aichi	P-41	2. Subsidio prefectural para niños huérfanos	S-41
3. 母子・父子家庭の医療制度	J-41	3. Sistema de assistência médica para família de mãe ou pai com filhos	P-41	3. Sistema médico para familias de madre o padre con hijos	S-41
第8章 税金		Capítulo 8 Imposto		Capítulo 8 Impuestos	
1. 日本の税制度	J-42	1. Sistema de imposto no Japão	P-42	1. Régimen de impuestos de Japón	S-42
2. 所得税	J-42	2. Imposto de renda	P-42	2. Impuesto sobre la renta	S-42

1. 所得税とは.....	J-42	1. Imposto de renda.....	P-42	1. ¿Qué es el impuesto sobre la renta?.....	S-42
2. 源泉徴収.....	J-42	2. Imposto retido na fonte.....	P-42	2. Retención del impuesto en la fuente.....	S-42
3. 年末調整.....	J-42	3. Ajuste de final de ano no imposto de renda.....	P-42	3. Ajuste de fin de año.....	S-42
4. 確定申告.....	J-42-43	4. Declaração de imposto de renda.....	P-42-43	4. Declaración de la renta.....	S-2-43
5. 問合せ先.....	J-43	5. Informação de contatos.....	P-43	5. Información de contacto.....	S-43
3. 住民税.....	J-43	3. Imposto residencial.....	P-43	3. Impuesto residencial.....	S-43
1. 住民税とは.....	J-43	1. Imposto residencial.....	P-43	1. ¿Qué es el impuesto residencial?.....	S-43
2. 日本から出国する場合.....	J-43	2. Ao sair do Japão.....	P-43	2. En caso de salir de Japón.....	S-43
4. 車に関する税金.....	J-44	4. Impostos sobre veículos.....	P-44	4. Impuestos sobre vehículos.....	S-44
1. 自動車税（種別割）.....	J-44	1. Imposto sobre a propriedade de automóveis.....	P-44	1. Impuesto sobre la propiedad de vehículos.....	S-44
2. 軽自動車税（種別割）.....	J-44	2. Imposto de veículos automotores leves.....	P-44	2. Impuesto sobre vehículos livianos.....	S-44
3. 自動車重量税（種別割）.....	J-44	3. Imposto sobre o peso dos automóveis.....	P-44	3. Impuesto sobre el peso del vehículos.....	S-44
5. その他の税金.....	J-44	5. Outros impostos.....	P-44	5. Otros impuestos.....	S-44
1. 消費税・地方消費税.....	J-44	1. Imposto sobre consumo e Imposto sobre consumo regional.....	P-44	1. Impuesto al consumo e impuesto regional al consumo regional.....	S-44
2. 不動産取得税.....	J-44	2. Imposto sobre aquisição de imóveis.....	P-44	2. Impuesto a la adquisición de bienes inmuebles.....	S-44
3. 固定資産税.....	J-44	3. Imposto sobre bens e imóveis.....	P-44	3. Impuesto sobre los bienes e inmuebles.....	S-44
第9章 日常生活		Capítulo 9 Vida diária		Capítulo 9 Vida diaria	
1. 住まい.....	J-45	1. Moradia.....	P-45	1. Vivienda.....	S-45
1. 公的賃貸住宅とは.....	J-45	1. Moradias públicas.....	P-45	1. ¿Qué son las viviendas públicas de alquiler?.....	S-45
2. 公的賃貸住宅の問合せ先.....	J-45	2. Contato para moradia pública.....	P-45	2. ¿Cómo buscar viviendas públicas de alquiler?.....	S-45
3. 民間住宅.....	J-46	3. Moradia privada.....	P-46	3. Viviendas privadas.....	S-46
4. 入居に必要な費用.....	J-46	4. Despesas necessárias para alugar um imóvel.....	P-46	4. Gastos necesarios en una vivienda alquiler.....	S-46
2. 電気・ガス・水道.....	J-46-47	2. Energia elétrica, gás, água.....	P-46-47	2. Electricidad, gas y agua corriente.....	S-46-47
3. ごみ.....	J-47	3. Lixo.....	P-47	3. Basura.....	S-47
1. ごみの分別.....	J-47	1. Separação do lixo.....	P-47	1. Clasificación de la basura.....	S-47
2. 家電製品のリサイクル.....	J-47	2. Reciclagem de aparelhos eletrodomésticos.....	P-47	2. Reciclaje de electrodomésticos.....	S-47
3. その他、ごみに関する注意点.....	J-47	3. Pontos de observação em relação ao lixo.....	P-47	3. Otros, Puntos relacionados con la basura a tener presente.....	S-47
4. 電話・インターネット・NHK放送.....	J-47	4. Telefone, internet, emissora da NHK.....	P-47	4. Teléfono, internet y emisiones de NHK.....	S-47
1. 携帯電話（スマートフォン）.....	J-47	1. Telefone celular (Smartphone).....	P-47	1. Teléfono celular (Smartphone).....	S-47
2. 電話やインターネットの新規加入.....	J-47	2. Contratação de internet e uma nova linha telefônica.....	P-47	2. Nueva afiliación al teléfono, Internet.....	S-47
3. NHK放送.....	J-47	3. Emissora da NHK.....	P-47	3. Emisiones de la NHK.....	S-47
5. 郵便.....	J-47-48	5. Correio.....	P-47-48	5. Correio.....	S-47-48
6. 国際宅配便.....	J-48	6. Serviço internacional de entrega em domicílio.....	P-48	6. Servicio de mensajería internacional.....	S-48
7. 銀行.....	J-48	7. Banco.....	P-48	7. Bancos.....	S-48
1. 口座の開設.....	J-48	1. Abrir uma conta.....	P-48	1. Apertura de cuenta bancaria.....	S-48
2. 送金.....	J-48	2. Remessa de dinheiro.....	P-48	2. Envío de dinero.....	S-48
第10章 交通		Capítulo 10 Trânsito		Capítulo 10 Tránsito	
1. 交通ルール.....	J-49	1. Regras de trânsito.....	P-49	1. Normas de trânsito.....	S-49
2. 公共交通機関.....	J-50	2. Transporte público.....	P-50	2. Medios de transporte públicos.....	S-50
1. 鉄道・地下鉄.....	J-50	1. Trem e metrô.....	P-50	1. Tren y metro.....	S-50
2. バス.....	J-50	2. Ônibus.....	P-50	2. Autobús.....	S-50
3. タクシー.....	J-50	3. Táxi.....	P-50	3. Taxi.....	S-50
4. 空港.....	J-50-51	4. Aeroporto.....	P-50-51	4. Aeroporto.....	S-50-51
3. 自動車.....	J-51	3. Automóveis.....	P-51	3. Automóviles.....	S-51
1. 外国の運転免許.....	J-51	1. Carteira e habilitação estrangeira.....	P-51	1. Licencias de conducir de países extranjeros.....	S-51
2. 日本の運転免許.....	J-51-53	2. Carteira de habilitação japonesa.....	P-51-53	2. Licencia de conducir japonesa.....	S-51-53
3. 運転免許の点数制度.....	J-53	3. Sistema de pontuação da carteira de habilitação.....	P-53	3. Sistema por puntos de la licencia de conducir.....	S-53
4. 自動車の登録.....	J-53	4. Registro de automóvel.....	P-53	4. Registro del automóvil.....	S-53
5. 自動車の抹消登録.....	J-53	5. Registro de cancelamento de automóvel.....	P-53	5. Registro de baja del automóvil.....	S-53
6. 車庫証明.....	J-54	6. Comprovante de estacionamento.....	P-54	6. Certificado de plaza de estacionamiento.....	S-54
7. 自動車の検査（車検）.....	J-54-55	7. Inspeção de automóvel.....	P-54-55	7. Inspección técnica de vehículos.....	S-54-55
8. 自動車保険.....	J-55	8. Seguro de automóvel.....	P-55	8. Seguro de automóvil.....	S-55
9. 交通事故.....	J-55	9. Acidente de trânsito.....	P-55	9. Accidentes de tránsito.....	S-55
4. 自転車.....	J-55	4. Bicicleta.....	P-55	4. Bicicletas.....	S-55
1. 自転車の安全利用5則.....	J-55-56	1. 5 regras para o uso seguro da bicicleta.....	P-55-56	1. 5 reglas de seguridad en el uso de bicicletas.....	S-55-56
2. 自転車の点検・整備と付帯保険.....	J-56	2. Inspeção, manutenção e seguro de bicicleta.....	P-56	2. Inspección y mantenimiento de las bicicletas.....	S-56
第11章 緊急のとき		Capítulo 11 Em caso de emergência		Capítulo 11 En caso de emergencia	
1. 緊急電話のかけ方.....	J-57	1. Como fazer uma ligação de emergência.....	P-57	1. Cómo realizar una llamada de emergencia.....	S-57
2. 地震.....	J-57	2. Terremoto.....	P-57	2. Terremotos.....	S-57
1. 南海トラフ地震.....	J-58	1. Terremoto da depressão de Nankai.....	P-58	1. Terremoto de la depresión de Nankai.....	S-58
2. 地震への備え.....	J-58	2. Como se preparar para um terremoto.....	P-58	2. Preparativos ante un posible terremoto.....	S-58
3. 地震が起きたら.....	J-58	3. O que fazer quando ocorrer um terremoto.....	P-58	3. Cómo actuar si se produce un terremoto.....	S-58
4. 多言語指差しボード.....	J-58	4. Placa de apontamento multilíngue.....	P-58	4. Tablero de señalización multilingue.....	S-58
5. 災害用伝言ダイヤル.....	J-58-59	5. Discagem de mensagem de emergência de desastre.....	P-58-59	5. Serviço telefónico de mensajes en caso de desastre.....	S-58-59
3. 台風・集中豪雨.....	J-59	3. Tufões e chuvas torrenciais.....	P-59	3. Tifones y lluvias torrenciales concentradas.....	S-59
4. 罹災証明.....	J-59	4. Certificado de calamidade.....	P-59	4. Certificado de siniestro.....	S-59
5. ガス漏れ.....	J-59	5. Vazamento de gás.....	P-59	5. Fugas de gas.....	S-59
6. 防災に関する資料.....	J-59	6. Materiais para prevenção de desastres.....	P-59	6. Material relacionado con la prevención de desastres.....	S-59
1. 防災チェックガイド.....	J-59	1. Guia de Prevenção de Desastres.....	P-59	1. Guía para prevención de desastres.....	S-59
2. 防災行動計画検討ツール.....	J-59	2. Ferramenta de revisão do plano de ação de preparação para desastres.....	P-59	2. Herramientas a considerar en el plan de acción para prevención de desastres.....	S-59
第12章 要覧		Capítulo 12 Dados de referência		Capítulo 12 Datos de referencia	
1. （公財）愛知県国際交流協会.....	J-60-61	1. Associação Internacional de Aichi.....	P-60-61	1. Asociación Internacional de Aichi (AIA).....	S-60-61
2. ハローワーク（公共職業安定所）.....	J-62	2. Hello Work (Agências Públicas de Emprego).....	P-62	2. Hello Work (Oficinas Públicas de Empleo).....	S-62
3. 労働基準監督署.....	J-62-63	3. Inspeitoria de Normas Trabalhistas.....	P-62-63	3. Inspectorias de Normas Laborales.....	S-62-63
4. 年金事務所.....	J-63	4. Escritórios de Pensão.....	P-63	4. Oficinas de Pensiones.....	S-63
5. 税務署.....	J-63-64	5. Postos de Receita Nacional.....	P-63-64	5. Oficinas de Impuestos Nacionales.....	S-63-64
6. 県税事務所.....	J-64	6. Escritórios de impostos provinciais.....	P-64	6. Oficinas de Impuestos Prefecturales.....	S-64
7. 愛知県女性相談センター.....	J-64	7. Centro de consultas para mulheres de Aichi.....	P-64	7. Centro de Consulta de la Mujer de Aichi.....	S-64
8. 愛知県福祉相談センター.....	J-65	8. Centro de consultas de bem-estar de Aichi.....	P-65	8. Centros de Consulta de Bienestar Social de Aichi.....	S-65
9. 交通事故に関する相談窓口.....	J-65	9. Balcão de consultas sobre accidentes de trânsito.....	P-65	9. Ventanillas de consulta sobre accidentes de tránsito.....	S-65
10. 外国人対象相談窓口.....	J-65-72	10. Serviço de informação aos estrangeiros.....	P-65-72	10. Ventanillas de consulta para extranjeros.....	S-65-72
11. 大使館・領事館等.....	J-72-74	11. Entidades diplomáticas.....	P-72-74	11. Embajadas y consulados.....	S-72-74



第1章 在留手続き

1 在留管理制度

日本に入国し滞在しようとする場合、入国の目的に応じて在留資格と在留期間が決められます。また、中長期在留者の場合は在留カードが交付されます。

中長期在留者とは

在留管理制度の対象になる「中長期在留者」とは、次の1から6のいずれにもあてはまらない人です。

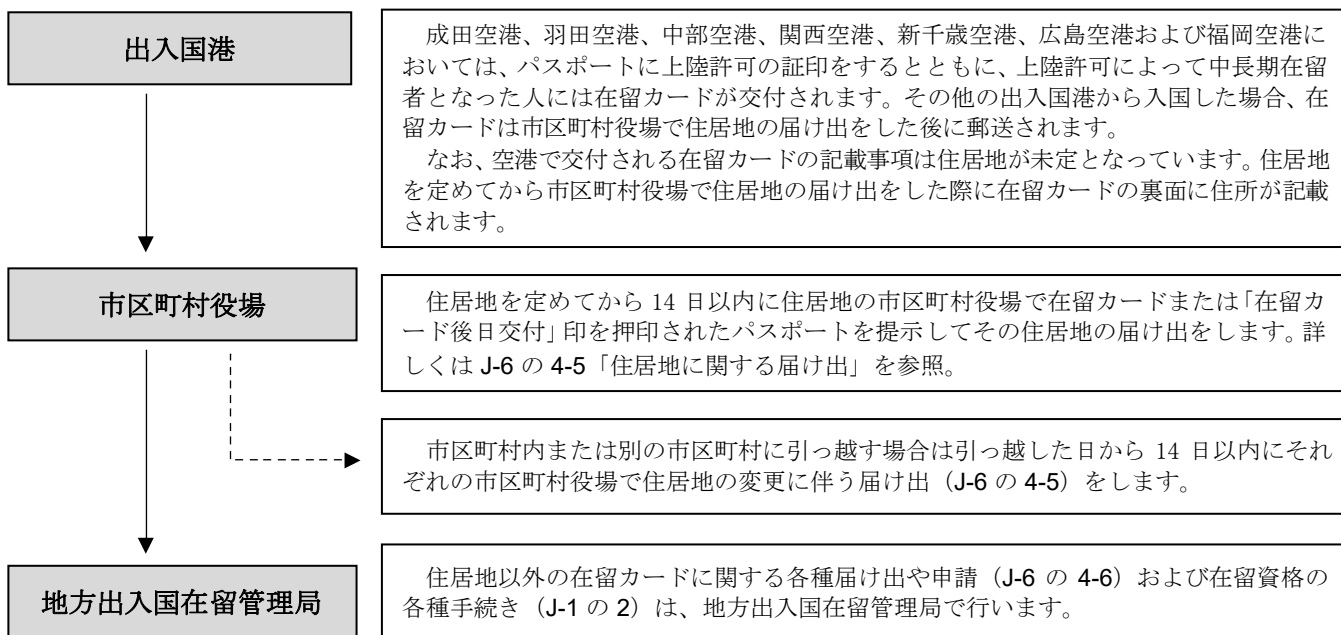
1. 「3月」以下の在留期間が決定された人
2. 「短期滞在」の在留資格が決定された人
3. 「外交」または「公用」の在留資格が決定された人
4. 1から3の外国人に準じるものとして法務省令で定める人
5. 特別永住者
6. 在留資格を有しない人

(中長期在留者の例)

「永住者」、「定住者」、「日本人の配偶者等」、「技術・人文知識・国際業務」、「留学」、「家族滞在」等

1-1 在留手続きの流れ

中長期在留者の場合の主な在留手続きの流れは、次のとおりです。



2 在留資格の各種手続き

手続きは申請人である外国人本人が地方出入国在留管理局で行いますが、18歳未満の人は法定代理人が本人の代わりに申請することができます。また、病気などの事情がある人は親族または同居者もしくはこれに準ずる人で地方出入国在留管理局長が適当と認める人は、申請を取り次ぐことができます(その事実を明らかにする資料として診断書等の提出が必要です)。また、地方出入国在留管理局長に届出がされている(届出済証明書の交付を受けている)弁護士や行政書士などにも依頼することができます。

各手続きに使われる申請書等は、地方出入国在留管理局で交付しているほか、出入国在留管理庁のホームページからもダウンロードできます。

URL	https://www.moj.go.jp/isa/applications/index.html	(日本語)
	https://www.isa.go.jp/pt/applications/index.html	(ポルトガル語)
	https://www.isa.go.jp/es/applications/index.html	(スペイン語)
	https://www.isa.go.jp/en/applications/index.html	(英語)
	https://www.isa.go.jp/zh-cn/applications/index.html	(中国語)
	https://www.isa.go.jp/ko/applications/index.html	(韓国語)

詳しい在留資格の手続きについては、地方出入国在留管理局または外国人在留総合インフォメーションセンター（J-8 の 6、J-9）にお尋ねください。

2-1 在留資格変更許可

在留目的を変更して在留を希望する場合、在留期間内に在留資格の変更を申請しなければなりません。申請する場合は、4,000 円の手数料が必要です。

必要書類

- 在留資格変更許可申請書（地方出入国在留管理局で入手、または出入国在留管理庁のホームページからダウンロード）
- 写真 1 枚（縦 4cm×横 3cm の大きさ。申請人本人のみが写っているもの。3 か月以内の撮影。無帽で背景のないもの。16 歳未満の場合は不要）
- 日本での活動内容に応じた資料（在留資格に応じて異なる）
（例）「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」については、身元保証書
- 在留カード（中長期在留者以外からの変更申請は除く）
- パスポートまたは在留資格証明書

2-2 在留期間更新許可

在留期間を超えて引き続き同じ活動をするために在留を希望する場合、在留期間内に在留期間更新の申請をしなければなりません。6 か月以上の在留期間を有する場合は、その在留期間が満了する 3 か月前から申請できます。申請する場合は、4,000 円の手数料が必要です。

必要書類

- 在留期間更新許可申請書（地方出入国在留管理局で入手、または出入国在留管理庁のホームページからダウンロード）
- 写真 1 枚（縦 4cm×横 3cm の大きさ。申請人本人のみが写っているもの。3 か月以内の撮影。無帽で背景のないもの。16 歳未満の場合は不要）
- 日本での活動内容に応じた資料（在留資格に応じて異なる）
（例）「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」については、身元保証書
- 在留カード（中長期在留者以外からの更新申請を除く）
- パスポートまたは在留資格証明書

2-3 再入国許可

在留期間内に一時的に日本を出国し再び日本に入国する場合は、出国前に「再入国許可」を受けておけば、再入国の前に「査証」を取得する必要がなく、再入国後も引き続き同じ在留資格・在留期間で在留できます。ただし、再入国許可の期間は最長 5 年で（特別永住者は 6 年）、現在の在留期間を超えることはできません。なお、再入国許可には、日本への出入国が一回限りの許可と、許可の期限内であれば何回でも日本への出入国を繰り返すことのできる数次の許可があります。手数料は、一回限りが 3,000 円、数次の許可は 6,000 円です。

必要書類

- 再入国許可申請書（地方出入国在留管理局で入手、または出入国在留管理庁のホームページからダウンロード）
- 在留カードまたは特別永住者証明書
- パスポート

みなし再入国許可

有効なパスポートおよび在留カード（特別永住者の場合は、特別永住者証明書）を持つ外国人が出国後 1 年以内（特別永住者の場合は 2 年以内）に再入国する場合は、原則として再入国許可を受ける必要がありません。出国時、入国審査官にパスポートとともに在留カードを提示してください。みなし再入国許可は無料です。

ただし、みなし再入国許可の有効期間は海外で延長できないほか、現在の在留期間を超えての再入国はできませんので注意してください。

2-4 在留資格取得許可

外国人として日本で出生した人または日本において日本国籍を離脱し外国人になった人などは、その日から 60 日を超えて日本に在留しようとする場合は、30 日以内に在留資格取得の申請が必要です。日本で出生した場合、与えられる在留資格および在留期間は、通常、親の在留資格および在留期間に応じて決定されます。手数料は無料です。在留資格を取得し、中長期在留者（J-1 の 1）になった人には在留カードが交付されます。

必要書類

- 在留資格取得許可申請書（地方出入国在留管理局で入手、または出入国在留管理庁のホームページからダウンロード）
- 写真 1 枚（縦 4cm×横 3cm の大きさ。申請人本人のみが写っているもの。3 か月以内の撮影。無帽で背景のないもの。16 歳未満の場合は不要）
- 出生届書記載事項証明書等、出生したことを証明する書類（日本で出生した場合）
- 国籍を証明する書類（日本の国籍を離脱した場合）
- 日本での活動内容に応じた資料（在留資格に応じて異なる）
- パスポート（所持している場合）
- 住民票の写しまたは住民票記載事項証明書（提出する場合は、在留資格取得の許可があったときに、住居地の届け出があったものとみなされます。提出しない場合は、在留カードの交付後、住居地が未定のため、住所地の市区町村役場において、住居地の届け出をする必要があります。）

2-5 在留資格認定証明書交付申請

外国人が日本に上陸しようとする場合、日本で行おうとする活動が虚偽のものでなく、かつ、在留資格に該当すること、また、在留資格により上陸許可基準が設けられている場合には、その基準にも適合していることを証明するための手続きです。この証明書を提示することで、在外公館での査証申請や入国時の上陸審査がスムーズに行われます（作成日から 3 か月以内に査証とともに入国審査官に提出して上陸の申請を行わないときは、効力を失います。）。なお、観光や親族訪問などの「短期滞在」の在留資格については、この制度の対象外です。

必要書類

- 在留資格認定証明書交付申請書（地方出入国在留管理局で入手、または出入国在留管理庁のホームページからダウンロード）
- 写真 1 枚（縦 4 cm×横 3 cm の大きさ。申請人本人のみが写っているもの。3 か月以内の撮影。無帽で背景のないもの）
- 日本での活動内容に応じた資料（在留資格に応じて異なる）（例）身元保証書・質問書（地方出入国在留管理局で入手、または出入国在留管理庁のホームページからダウンロード可）など
- 返信用の封筒またはレターパックプラス（赤色のもの）

2-6 資格外活動許可

「留学」や「家族滞在」などの就労を認められていない在留資格の人が、アルバイトなどで収入を得る活動を希望する場合や、就労資格をもって在留する人が本来の在留資格に属さない就労活動を希望する場合には、地方出入国在留管理局で資格外活動許可を受けなければなりません。当該許可を受けることなく自分の在留資格の活動範囲外の仕事をすると「不法就労」となります。

入国港において、「留学」（「3 月」の在留期間が決定された場合を除きます。）の在留資格が決定された新規入国者は、入国時に合わせて資格外活動許可申請ができます。

必要書類

- 資格外活動許可申請書（地方出入国在留管理局で入手、または出入国在留管理庁のホームページからダウンロード）
- 資格外活動許可に係る活動の内容を明らかにする書類（「留学」、「家族滞在」または一部の「特定活動」の人が 1 週につき 28 時間以内の就労（包括的許可）を申請する場合は不要）
- 在留カード
- パスポートまたは在留資格証明書

2-7 永住許可

日本に永住を希望する人は、地方出入国在留管理局で永住許可の申請をする必要があります。申請する場合は、8,000 円（出生による取得は無料）の手数料が必要です。新しい在留カードが交付されます。

永住許可を受けると在留資格は「永住者」となり、無期限で日本に滞在することができます。在留期間更新の手続きや在留資格変更の手続きは必要ありません。永住許可を受けるにはいくつかの条件があります。なお、永住許可を取得しても、在留カードの有効期限*更新申請の手続きは必要なので、注意してください。詳しくは、「永住許可に関するガイドライン」をご覧ください。また、永住許可申請中は現在の在留期限に注意してください。（永住許可申請中は現在の在留資格の更新申請等が必要です。）

※ 在留カードの有効期限については J-5 の 4-2 在留カードの見方を参照。

出入国在留管理庁 「永住許可に関するガイドライン」

URL https://www.moj.go.jp/isa/publications/materials/nyukan_nyukan50.html

必要書類

- 永住許可申請書（地方出入国在留管理局で入手、または出入国在留管理庁のホームページからダウンロード）
- 写真 1 枚（縦 4cm×横 3cm の大きさ。申請人本人のみが写っているもの。3 か月以内の撮影。無帽で背景のないもの。16 歳未満の場合は不要）
- 立証資料（現在の在留資格に応じて異なる）
- 在留カード
- パスポートまたは在留資格証明書

2-8 活動機関・契約機関・配偶者に関する届け出

就労を目的とする在留資格（一部を除く。）の外国人および留学生、研修生は、雇用先や教育機関などの所属団体の名称変更、所在地変更、会社の倒産や雇用契約の終了などのときに 14 日以内にその変更の届け出をしなければなりません。また、配偶者としての「家族滞在」、「日本人の配偶者等」および「永住者の配偶者等」の外国人は、その配偶者と死別または離婚したときに 14 日以内にその旨を届け出なければなりません。

届け出は本人が地方出入国在留管理局で行いますが、東京出入国在留管理局へ郵送による届け出もできます。詳しくは、地方出入国在留管理局または外国人在留総合インフォメーションセンター（J-8 の 6、J-9）にお尋ねください。

※ 「出入国在留管理庁電子届出システム」により、インターネットを利用して出入国在留管理庁長官への届け出を行うことができます。

URL <https://www.ens-immi.moj.go.jp/NA01/NAA01S/NAA01STransfer>（多言語）

2-9 在留資格の取り消し

在留資格を持って滞在する外国人が、偽りその他不正の手段により上陸許可の証印等を受けた場合や、在留資格に基づく本来の活動を一定期間行わないで在留していた場合などに、当該外国人の在留資格が取り消されることがあります。

3 不法滞在

在留資格の変更または在留期間の更新の申請をせず、在留期限を超えて日本に滞在すると「不法残留（オーバーステイ）」となります。不法残留のため逮捕されると、出入国在留管理庁に引き渡され退去強制されるか、あるいは、起訴されて裁判にかけられ、その後、退去強制されることになります。退去強制により出国した人は、原則として 5 年間（過去にも退去強制歴のある場合は 10 年間）、また、犯罪を犯して一定の刑に処せられた場合などは、原則として日本へ入国することができません。

3-1 出国命令制度

不法滞在者であっても、一定の要件の下、身柄を収容しないまま簡易な手続きにより出国させる制度が出国命令制度です。出国命令の対象者は次の要件のすべてに該当する不法残留者です。出国命令により出国したときは、日本に入国できない期間が 1 年間になります。

要件

- 速やかに日本から出国する意思をもって自ら地方出入国在留管理局に出頭したこと
- 不法残留以外の退去強制事由に該当しないこと
- 入国後に窃盗罪等の一定の罪により懲役または禁錮に処せられていないこと
- 過去に退去強制されたことまたは出国命令を受けて出国したことがないこと
- 速やかに日本から出国することが確実と見込まれること

3-2 在留特別許可

退去強制事由に該当する人でも、法務大臣が特別に在留を許可すべき事情があると認める場合には、在留を特別に許可することができますとされています。在留が認められるかどうかは、法務大臣の自由裁量に委ねられています。許可された場合は、在留資格が与えられ引き続き日本で生活することができます。詳しくは、地方出入国在留管理局（J-8 の 6、J-9）にお尋ねください。

参考資料：出入国在留管理庁 「在留特別許可に係るガイドライン」

URL https://www.moj.go.jp/isa/publications/materials/nyukan_nyukan85.html

4 在留カードの各種手続き

各手続きは、中長期在留者（J-1 の 1）本人が行いますが、16 歳未満の人や病気などの事情がある人は、16 歳以上の同居する親族が代わって手続きできます（その事実を明らかにする資料が必要です）。また、住居地に関する手続き以外は、地方出入国在留管理局長が適当と認めた受け入れ機関等の職員や弁護士、行政書士などに依頼することができます。

各手続きに使われる申請書等は、地方出入国在留管理局で交付しているほか、出入国在留管理庁のホームページからもダウンロードできます。申請書については、J-2 を参照。

詳しい在留カードの手続きについては、地方出入国在留管理局または外国人在留総合インフォメーションセンター（J-8 の 6、J-9）にお尋ねください。

4-1 在留カードとは

在留管理制度の対象となる中長期在留者※には、在留カードが交付されます。在留カードは日本での身分を証明するもので、満 16 歳以上の中長期在留者※はいつも携帯し、警察官や地方出入国在留管理局の職員などに求められたら提示をしなければなりません。

在留カードに関する各手続きは、地方出入国在留管理局で行いますが、住居地変更の場合は、その届け出は住所地の市区町村役場で行います。

※ 中長期在留者については、J-1 の 1 在留管理制度を参照。

4-2 在留カードの見方

在留カード 表

在留カード 裏

日本国政府 GOVERNMENT OF JAPAN 在留カード RESIDENCE CARD 番号 AB12345678CD

氏名 TURNER ELIZABETH NAME

生年月日 1985年12月31日 性別 女 F. 国籍・地域 米国 DATE OF BIRTH Y M D SEX NATIONALITY/REGION

住居地 東京都千代田区霞が関1丁目1番1号霞が関ハイツ202号 ADDRESS

在留資格 留学 STATUS Student

就労制限の有無 ③ 就労不可

① 在留期間（満了日） 4年3月（2023年07月01日） PERIOD OF STAY (DATE OF EXPIRATION) Y M D

許可の種類 在留期間更新許可（東京出入国在留管理局長） MOJ

許可年月日 2019年04月01日 交付年月日 2019年04月01日

② このカードは、2023年07月01日まで有効です。 PERIOD OF VALIDITY OF THIS CARD

④ 写真

見本・SAMPLE

住居地記載欄

届出年月日	住居地	記載者印
⑤ 2014年12月1日	東京都港区港南5丁目5番30号	東京都港区長

資格外活動許可欄

⑥ 許可：原則週 28 時間以内・風俗営業等の従事を除く

在留期間更新等許可申請欄

⑦ 在留資格変更許可申請中

① 在留期間満了日

在留期限は、在留資格に応じて審査の上、決められます。詳しくは、J-7 の在留資格一覧をご覧ください。

② 在留カードの有効期限

永住許可を取得した外国人も含め、在留カードには、有効期限があります。在留期限と在留カードの有効期限を混同しないようにしましょう。

③ 就労

就労ができない在留資格の場合は、就労不可と明記されています。詳しくは、J-7 の在留資格一覧をご覧ください。

なお、留学生などの就労を認められていない在留資格の人が、アルバイトなどで収入を得る活動が認められた場合、「⑥資格外活動」にその内容が記載されます。

④ 証明写真

16 歳未満の人は、写真がありません（J-6 の 4-3）。

⑤ 住居地変更

住居地変更をした場合、新しい住居地が裏面に記載されます（J-6 の 4-5）。

⑥ 資格外活動

資格外活動の許可を受けたときにその内容が記載されます（J-3 の 2-6）。

⑦ 在留期間・在留資格の更新

在留資格の変更や在留期間の更新の許可申請を行った場合、申請中であることが記載されます（J-2 の 2-1、2-2）。（オンライン申請を除く）

4-3 在留カードの有効期間の更新申請

「永住者」を含む中長期在留者（J-1 の 1）は、在留カードの有効期間満了日までに地方出入国在留管理局でカードの更新申請をしなければなりません。永住者または高度専門職 2 号の者は、在留カードの有効期限の満了の 2 か月前から手続きができます。なお、在留カードの有効期間の満了日が 16 歳の誕生日とされている者は、16 歳の誕生日までに在留カードの更新が必要となります。16 歳未満の方は 16 歳の誕生日の 6 か月前から更新申請ができます。原則として当日に新しい在留カードが交付されます。手数料は無料です。なお、新たに漢字氏名の表記を希望するときは、併せて申出が必要です。

必要書類

- 在留カード有効期間更新申請書（地方出入国在留管理局で入手、または出入国在留管理庁のホームページからダウンロード）
- 写真 1 枚（縦 4cm×横 3cm の大きさ。申請人本人のみが写っているもの。3 か月以内の撮影。無帽で背景のないもの。16 歳未満の場合は不要ですが、在留カードの有効期間満了日は 16 歳の誕生日とされている人が申請する場合には写真が必要です。）
- 在留カード
- パスポートまたは在留資格証明書
- 在留カード漢字氏名表記申出書（希望する人のみ）

4-4 在留カードの再交付申請

在留カードを紛失や盗難などで失ったときは、警察などに届け出るとともに、14 日以内に地方出入国在留管理局で在留カードの再発行申請をしなければなりません。また、在留カードが著しく汚損したときや新たに漢字氏名の表記を希望するときなども再交付を申請してください。紛失や汚損の場合は、手続きは無料です。そのほかの理由で在留カードの交換を希望したい場合は、1,600 円の手数料が必要です。

必要書類

- 在留カード再交付申請書（地方出入国在留管理局で入手、または出入国在留管理庁のホームページからダウンロード）
- 写真 1 枚（縦 4cm×横 3cm の大きさ。申請人本人のみが写っているもの。3 か月以内の撮影。無帽で背景のないもの。16 歳未満の場合は不要）
- ＜在留カードを失った場合＞在留カードを失ったことを証明する書類（遺失届証明書、盗難届証明書、罹災証明書等）
- ＜在留カードを失っていない場合＞在留カード
- パスポートまたは在留資格証明書
- ＜交付を受けている人が在留カードを失った場合＞資格外活動許可書
- ＜新たに漢字氏名の表記を希望する場合＞本国において氏名に漢字が使用されていることを証明する資料

4-5 住居地に関する届け出

日本に入国し、中長期在留者（J-1 の 1）となった人は、住居地を定めたときおよびその後引っ越した場合には 14 日以内に住居地の届け出を市区町村役場でしなければなりません。中長期在留者は、市区町村役場で日本人と同様に、住民基本台帳制度（J-10 の 1）で定められる転入・転居などの届け出を行う必要がありますので、手続きは市区町村役場で行います。その後、市区町村役場から出入国在留管理庁長官に住所地の届け出が行われます。

4-6 住居地以外の在留カード記載事項の変更の届け出

氏名、生年月日、性別または国籍・地域に変更が生じたときは、14 日以内に地方出入国在留管理局で変更の届け出をしなければなりません。原則として当日に新しい在留カードが交付されます。

必要書類

- 在留カード記載事項変更届出書（地方出入国在留管理局で入手、または出入国在留管理庁のホームページからダウンロード）
- 写真 1 枚（縦 4cm×横 3cm の大きさ。申請人本人のみが写っているもの。3 か月以内の撮影。無帽で背景のないもの。16 歳未満の場合は不要）
- 記載事項に変更を生じたことを証明する資料（変更後の事項が記載されたパスポート、結婚証明書など）
- 在留カード
- パスポートまたは在留資格証明書

4-7 在留カードの返納

在留カードが失効したとき（中長期在留者（J-1 の 1）でなくなったときや再入国許可を受けて出国し、再入国許可の有効期間内に再入国しなかったときなど）は 14 日以内に、出入国在留管理庁長官に返納しなければなりません。地方出入国在留管理局に直接持参するか、下記の返納先に送付して返納してください。

東京出入国在留管理局おだいば分室

〒135-0064 東京都江東区青海 2-7-11 東京港湾合同庁舎 9 階

4-8 在留資格一覧

在留資格は 29 種類あり、決定された在留資格で認められている活動以外の活動を行うことはできません。また、在留期間を超えて在留する場合は期間更新の許可が必要です。

(令和 5 年 3 月現在)

就労制限: ○ なし / △ 一定範囲可 / × 就労不可

在留資格	在留期間	代表的な職業等	
外交	外交活動を行う期間	外交官	△
公用	5 年・3 年・1 年・3 月・30 日・15 日	国際機関職員	△
教授	5 年・3 年・1 年・3 月	大学教授	△
芸術	5 年・3 年・1 年・3 月	音楽家、芸術家	△
宗教	5 年・3 年・1 年・3 月	宗教家	△
報道	5 年・3 年・1 年・3 月	外国の報道特派員	△
高度専門職	5 年または無期限	法務大臣が指定する機関の研究者、技術者、経営者	△
経営・管理	5 年・3 年・1 年・6 月・4 月・3 月	企業の経営者、管理者	△
法律・会計業務	5 年・3 年・1 年・3 月	弁護士	△
医療	5 年・3 年・1 年・3 月	医師、看護師	△
研究	5 年・3 年・1 年・3 月	政府機関や私企業の研究者	△
教育	5 年・3 年・1 年・3 月	中学校・高等学校等の語学講師	△
技術・人文知識・国際業務	5 年・3 年・1 年・3 月	システムエンジニア、通訳、デザイナー	△
企業内転勤	5 年・3 年・1 年・3 月	外国の事業所からの転勤者	△
介護	5 年・3 年・1 年・3 月	介護福祉士	△
興行	3 年・1 年・6 月・3 月・15 日	舞踊家、プロスポーツ選手	△
技能	5 年・3 年・1 年・3 月	外国料理コック	△
特定技能	3 年・1 年・6 月・4 月	介護、建設、造船、宿泊、農業、漁業、飲食品製造、外食業、自動車整備等	△
技能実習	1 年または 2 年を超えない範囲で法務大臣が個々に指定する期間	技能実習生	△
文化活動	3 年・1 年・6 月・3 月	日本文化の研究者	×
短期滞在	90 日・30 日・15 日以内の日を単位とする期間	観光旅行者	×
留学	4 年 3 月を超えない範囲で法務大臣が個々に指定する期間	大学生、高校生、小中学生、日本語学校生	×※
研修	1 年・6 月・3 月	研修生	×
家族滞在	5 年を超えない範囲で法務大臣が個々に指定する期間	在留外国人が扶養する配偶者・子	×※
特定活動	5 年・3 年・1 年・6 月・3 月または法務大臣が個々に指定する期間 (5 年を超えない範囲)	ワーキングホリデー、経済連携協定に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者	△または×※
永住者	無期限	永住許可のある者	○
日本人の配偶者等	5 年・3 年・1 年・6 月	日本人の配偶者・子・特別養子	○
永住者の配偶者等	5 年・3 年・1 年・6 月	永住者の配偶者・子	○
定住者	5 年・3 年・1 年・6 月または法務大臣が個々に指定する期間 (5 年を超えない範囲)	日系 3 世、定住者の配偶者、日本人の 6 歳未満の養子	○

※ 「資格外活動許可」を取得することによって、1 週間に 28 時間以内であれば、風俗営業に関連する仕事以外のパート・アルバイトをすることができます。

4-9 指定書

指定書は、在留資格が「特定活動」、「特定技能」、「高度専門職」となる人について、在留カードと同時に発行されます。指定書は、パスポートに添付されており、就労ができるかどうか記載されています。指定書に記載されていない就労活動を行った人は違反となり、罰金や懲役の対象になりますので、十分に注意が必要です。

5 難民認定申請

難民認定申請とは、本国から逃れて来た人が日本に保護を求めるための制度です。申請の手続きは、居住地を管轄する地方出入国在留管理局、支局および出張所で行うことができます。法務大臣が難民であると認定した外国人には、難民認定証明書が交付され、一定の要件を満たした場合には、「定住者」の在留資格が与えられます。

6 各種申請・手続き問合せ先

名古屋出入国在留管理局

住所 〒455-8601 名古屋市港区正保町 5-18

アクセス あおなみ線「港北」駅から徒歩 2 分

電話 0570-052259 (代表)

※ 問い合わせ先が決まっている場合は、代表番号をダイヤル（プッシュ）した後、下記の所属部署番号を選んでください。

名称	業務内容	所属部署番号
総務課	総務・人事	010#
会計課	会計・保証金関係	020#
企画管理部門	退去強制業務	101#
調査第一部門	退去強制業務（摘発）	102#
調査第二部門	退去強制業務（調査）	103#
処遇部門	退去強制業務（処遇）	104#
執行部門	退去強制業務（送還）	105#
審査管理部門	窓口業務・海港業務・在留カード	110#
FRAT 相談窓口（予約制）	在留手続等の相談・在留支援	140#
就労審査第一部門	在留審査（就労）	210#
就労審査第二部門	在留審査（特定技能）	310#
研修・短期滞在審査部門	在留審査（研修・技能実習・文化活動・短期滞在）	410#
留学審査部門	在留審査（留学）	420#
永住審査部門	在留審査（永住）	610#
難民調査部門	難民認定業務	710#
審判部門	違反審査一般	810#
実態調査部門		910#

052-217-8944（一部の IP 電話・海外からの問い合わせ）

受付時間 月～金曜日 9:00～16:00

名古屋出入国在留管理局 豊橋港出張所

住所 〒441-8075 豊橋市神野ふ頭町 3-11

豊橋港湾合同庁舎

アクセス JR・名鉄豊橋駅西口から豊鉄バス神野ふ頭線「西ふ頭北行き」乗車 バス停「港湾合同庁舎」下車

電話 0532-32-6567

受付時間 月～金曜日 9:00～12:00、13:00～16:00

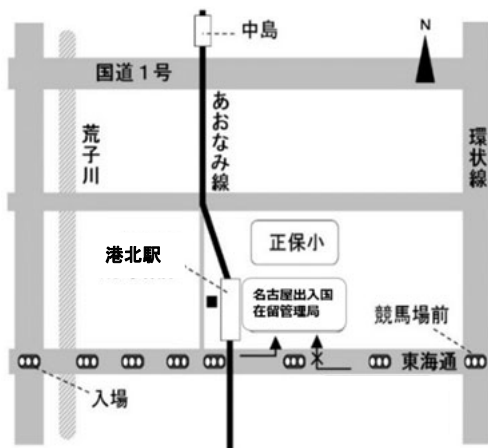
外国人在留総合インフォメーションセンター

窓口相談	名古屋出入国在留管理局内（豊橋港出張所にはありません） 月～金曜日 8:30～16:00（土・日・祝日、年末年始 12/29～1/3 を除く） （ポルトガル語、スペイン語、英語、中国語、タガログ語、日本語）
電話相談	0570-013904 （全国共通） （PHS、IP 電話、海外電話からは、03-5796-7112） 月～金曜日 8:30～17:15 （ポルトガル語、スペイン語、英語、中国語、タガログ語、ベトナム語、ネパール語、インドネシア語、タイ語、韓国語、ミャンマー語、フランス語、クメール（カンボジア）語、モンゴル語、シンハラ語、ウルドゥ語、日本語）

在留支援のための相談窓口 FRAT（Foreign Residents Assistance Team）

窓口相談	名古屋出入国在留管理局内（豊橋港出張所にはありません）
相談日時（予約制）	月～金曜日 8:30～12:00、13:00～16:00（12:00～13:00 除く） （2023（令和 5）年 3 月 31 日現在、日本語のみの対応）
予約方法	0570-052259（140＃）に電話をかけて、下記の 9 点を伝えてください。 ①希望日時 ②名前 ③連絡先 ④国籍 ⑤在留資格 ⑥在留期間 ⑦在留カード番号 ⑧通訳が必要かどうか（希望言語） ⑨相談したい内容
※ 言いたくないことは、言わなくてもよい	

名古屋出入国在留管理局



名古屋出入国在留管理局 豊橋港出張所



駐車スペースが限られているので、公共交通機関をご利用ください。



第2章 その他の手続き

1 住民基本台帳制度

外国人には日本人と同様に住民基本台帳制度が適用されています。各市町村で住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳が作成され、正確な居住状況を把握し住民の利便性を図ります。住民基本台帳は、国民健康保険や国民年金、住民税、児童手当などに関する行政事務処理のために使われます。

住民基本台帳制度の対象になる外国人

- 中長期在留者（在留カードが交付される外国人）
- 特別永住者
- 一時庇護許可者または仮滞在許可者
- 出生または国籍喪失による経過滞在者

総務省 「外国人住民に係る住民基本台帳制度」の問合せ

URL https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/zairyu/index.html
総務省のホームページで住民基本台帳制度についての多言語情報を見ることができます。

多言語通訳サービス

受付時間 8:30～17:30

電話 (ナビダイヤル) 0570-066-630
(IP 電話、PHS から) 03-6436-3605

対応言語 日本語、ポルトガル語、スペイン語、英語、中国語、タガログ語、ベトナム語、ネパール語、インドネシア語、タイ語、韓国語

※ 多言語通訳サービスは 2023（令和 5）年 3 月現在の情報です。最新情報はホームページをご覧ください。

1-1 住民票の写し

住民票には日本人と同様に氏名、出生の年月日、男女の別、住所、個人番号（マイナンバー）（J-11 の 2）などの基本事項に加え、国民健康保険や国民年金等の被保険者に関する事項が記載されます。外国人の住民票の場合はさらに、国籍・地域や在留資格、在留期間などの事項も記載されます。

住民票に記載される事項の証明が必要な場合は、住所地の市区町村役場で住民票の写しを発行してもらうことができます。手数料が必要です。

1-2 住民基本台帳制度の手続き

居住状況に変更があったときに届け出をしなければなりません。お住まいの市区町村で行政サービスを確実に受けられるように正確に行ってください。委任状による代理での届け出もできます。

A 引っ越したとき

現在住んでいる市区町村から別の市区町村や外国に住居地を変更する場合は、引っ越し前、または引っ越した後 14 日以内に前の市区町村役場で転出の届け出をしなければなりません。転出証明書が交付されます。転出証明書を持って、引っ越してから 14 日以内に、新しい市区町村役場で転入の届け出をしなければなりません。

同じ市区町村内に引っ越し場合は、引っ越してから 14 日以内に市区町村役場で転居の届け出をしなければなりません。

B 世帯主が変わったとき

世帯主が変わった場合は、14 日以内に市区町村役場で届け出をしなければなりません。

2 マイナンバー（社会保障・税番号制度）

マイナンバー制度とは、日本に住民票を有するすべての人が持つ 12 桁の番号を利用し、社会保障、税、災害対策等の分野で、行政手続きを効率化し、住民の利便性を高め、公平公正な社会を実現するための社会基盤です。

マイナンバー（個人番号）は住民票がある市町村から郵送される「個人番号通知書」または「通知カード」に記載されています。「個人番号通知書」、「通知カード」に有効期限はありませんので、大切に保管してください。申請者には「マイナンバーカード」が交付され、公的な身分証明書として使用できるほか、健康保険証の代わりにもなります。（ただし、別途申請が必要になります。）将来的には、運転免許証との一体化も図られるようになります。

詳しくは、住所地の市区町村役場または下記にお尋ねください。

内閣府 「マイナンバー 社会保障・税番号制度」

URL <https://www.digital.go.jp/policies/mynumber/>

マイナンバー総合フリーダイヤル

「マイナンバー制度、マイナンバーカード、個人番号通知書、通知カード」について

電話 0120-95-0178

対応時間 月～金曜日 9:30～20:00、土・日・祝日 9:30～17:30

個人番号カードコールセンター（全国共通ナビダイヤル） 0570-783-578

全日 8:30～20:00（年末年始を除く）

一部 IP 電話電話等で上記のダイヤルにつながらない場合（有料） 050-3818-1250

多言語対応

「個人番号通知、通知カード、マイナンバーカード、紛失・盗難によるマイナンバーカードの一時利用停止」について 0120-0178-27・0570-064-738

ポルトガル語、スペイン語、英語、中国語、韓国語 24h

ネパール語、インドネシア語、タイ語 9:00～18:00

タガログ語、ベトナム語 10:00～19:00

「マイナンバー制度、マイナポータル」について 0120-0178-26

ポルトガル語、スペイン語、英語、中国語、韓国語 平日 9:00～20:00、土・日・祝日 9:00～17:30

「マイナポイント」について 0570-028-125

ポルトガル語、スペイン語、英語、中国語、韓国語 9:30～20:00

3 外国人登録原票または出入国記録に係る開示請求

2012（平成 24）年 7 月 9 日に外国人登録制度が廃止になり、市区町村に保管されていた外国人登録原票は同日以降、法務省に送付され、現在は出入国在留管理庁において保管されていますので、同日以前の住所地等（外国人登録原票に記載された情報に限る。）の確認をしたい場合、本人（法定代理人または任意代理人を含む。）が、出入国在留管理庁に保有個人情報の開示請求を行うことになります。また、出入国記録についても開示請求ができます。詳しくは、出入国在留管理庁のホームページをご覧ください。

出入国在留管理庁総務課情報システム管理室出入国情報開示係

住所 〒160-0004 東京都新宿区四谷 1-6-1 四谷タワー13 階

電話 03-5363-3005（直通）

出入国在留管理庁 「外国人登録原票に係る開示請求について」

URL <https://www.moj.go.jp/isa/applications/disclosure/foreigner.html>

出入国在留管理庁 「出入（帰）国記録に係る開示請求について」

URL <https://www.moj.go.jp/isa/applications/disclosure/record.html>

4 外務省における証明

外国での手続き（婚姻、出産、査証取得、会社設立、不動産購入等）のために、日本の官公署や地方自治体が発行する公文書の提出が必要になる場合があります。さらに、その公文書に対し、外国大使館・領事館の領事の認証が求められた場合は、外務省で先に公印確認の手続きが必要です。外務省で公文書に押印された公印の認証が終わってから、外国大使館・領事館で領事の認証を受けてください。また、ハーグ条約（認証不要条約）に加盟している国や地域（米国、ペルー、ドイツなど）に公文書を提出する際で、外務省のアポステイーユ（付せんによる証明）が認められている場合は、外国大使館・領事館での領事の認証が不要になります。外務省の証明手続きは郵送で行います。詳しくは、下記にお尋ねください。

証明（公印確認・アポステューユ）

FRESC（外国人在留支援センター）内外務省ビザ・インフォメーション

電話 0570-011000（ナビダイヤル：案内に従い、「1」を選んだ後、「5」を押してください。）
一部の IP 電話から 03-5363-3013

対応時間 月～金曜日 9:00～17:00（祝日を除く）

外務省「証明（公印確認・アポステューユ）・在外公館における証明」

URL <https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/todoke/shomei/index.html>

本省 住所 〒100-8919 東京都千代田区霞が関 2-2-1
領事局領事サービスセンター証明班

大阪分室 住所 〒540-0008 大阪府大阪市中央区大手前 4-1-76
大阪合同庁舎 4 号館 4 階

5 帰化

帰化とは日本国籍を取得することです。外国籍の人が日本国籍を得るためには帰化申請が必要です。日本国籍を取得すると選挙権などの権利を得ますが、日本では二重国籍を認めていないため、帰化することにより母国の国籍を喪失します。帰化は法務大臣が許可するもので、日本人との結婚や養子縁組により自動的に日本国籍に変わることはありません。帰化申請の受付は各地の法務局または支局で行います。帰化が許可されると、在留資格は必要なくなり日本人としての戸籍が作成されます。詳しくは、最寄りの法務局または国籍の事務を取り扱う支局にお尋ねください。

問合せ先

名古屋法務局 民事行政部国籍課

住所 〒460-8513 名古屋市中区三の丸 2-2-1

電話 052-952-8073

受付時間 月～金曜日（土・日・祝日、12/29～1/31 は除く）8:30～17:15（要予約）
※ 相談等の場合は、必ず事前に予約が必要です（電話予約可能）。

6 死亡

6-1 死亡時に必要な手続き

死亡の事実を知った日から 7 日以内に、親族等が医師の死亡診断書を持って住所地の市区町村役場に届け出ます。国民健康保険証を持っている場合は、返納してください。

また、死亡した人が外国人の場合は死亡の日から 14 日以内に本人の在留カードまたは特別永住者証明書を地方出入国在留管理局に返納します。郵送による返納もできます。

送付による場合の返納先： 〒135-0064 東京都江東区青海 2-7-11 東京港湾合同庁舎 9 階
東京出入国在留管理局おだいば分室

※ 封筒の表に「在留カード等返納」と表記してください。

併せて母国の大使館または領事館へも届け出てください。

なお、配偶者としての「家族滞在」、「日本人の配偶者等」および「永住者の配偶者等」の外国人は、その配偶者と死別した場合には、14 日以内に地方出入国在留管理局に死別したことを届け出なければなりません（J-4 の 2-8）。在留資格がただちに無効となるものではありませんが、配偶者としての活動を一定期間（「日本人の配偶者等」および「永住者の配偶者等」の場合は 6 か月、「家族滞在」および「特定活動」の場合は 3 か月）以上行わないで在留すると在留資格の取り消しの対象になりますので、引き続き在留を希望するのであれば、地方出入国在留管理局へ資格変更を申請する必要があります（J-2 の 2-1）。

6-2 死体の取扱い

日本で火葬、埋葬する場合は火葬（埋葬）許可証が必要です。死亡届が受理された後に市区町村役場で申請します。死亡した人の遺体を本国に輸送することもできますが多額の費用がかかります。受け入れ国の規定に従い、遺体の防腐処理、移送手続き、通関手続きを行います。詳しくは、大使館または領事館にお尋ねください。

日本ではサインの代わりになるものとして、印鑑（はんこ）を使います。印鑑には、日ごろよく使う「認印」、銀行口座を開くときに使う「銀行印」、重要な書類に使用する「実印」（市区町村役場が登録した印鑑）があります。近年は押印の見直しを行っているところもあり、簡易な手続きにおいては、押印が不要な場合もあります。

7-1 印鑑登録

実印は自動車の登録や不動産の登記、金銭の貸借などの際にサインの代わりとして利用される大切なものです。印鑑を実印として使うには住所地の市区町村役場で印鑑を登録する必要があります。印鑑登録ができるのは住民登録している満 15 歳以上の人です。印鑑のサイズが一定の条件を満たさない場合や印影が住民票の氏名や通称以外のものである場合は登録できません。印鑑登録手続きが終了すると印鑑登録証（手帳またはカード）が発行されます。実印や印鑑登録証は大切なものなので管理には十分注意してください。印鑑登録証を紛失したときは、紛失届を提出するとともに改めて印鑑の登録が必要です。

実印を使用するとき、その実印が本物であることを証明するものが印鑑登録証明書です。印鑑登録証明書は、本人または代理人が印鑑登録証を役所の窓口に提示して申請すると発行してもらえます。



第3章 労働

1 仕事と在留資格

外国人が日本で就職しようとするときは、与えられた在留資格で予定されている仕事を行うことができるか、仕事内容をしっかり確認することが必要です（J-7）。職種（仕事の内容）に関係なく働くことができる在留資格は、「日本人の配偶者等」、「定住者」、「永住者」、「永住者の配偶者等」です。在留資格で認められた活動の範囲外で就労する場合は、事前に地方出入国在留管理局で「資格外活動許可」を受けなければなりません。不法に就労した場合、刑事罰や在留資格の取り消し（J-4 の 2-9）、退去強制手続きの対象になります。また、不法就労者を雇ったりその雇用をあっせんしたりした人などは、不法就労助長罪として 3 年以下の懲役もしくは 300 万円以下の罰金、またはその両方に処せられるだけでなく、雇用をあっせんした人が外国人の場合は、退去強制の対象にもなります。

2 労働のルール

2-1 労働契約

事業主は、労働者に対して、賃金、労働時間などの労働条件を書面で明示しなければなりません。なお、労働者が希望する場合のみ、FAX や電子メール等の送信による明示も認められています。賃金などが口約束だったために、証拠がなくトラブルが発生することがあります。仕事を始めるときには、できるだけ詳しく契約書に労働条件を取り決めておくことが大切です。

厚生労働省 都道府県労働局 労働基準監督署「外国人労働者向けモデル労働条件通知書」

URL https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/pamphlet_form/roudu_00185.html
対応言語 ポルトガル語、スペイン語、英語、中国語、フィリピン語／タガログ語、ベトナム語、インドネシア語、韓国語

書面等に記載しなければならない労働条件（労働基準法で義務付けられている事項）

- 労働契約の期間
- 有期労働契約を更新する場合の基準（更新する場合がある有期労働契約を締結する場合に限る）
- 仕事をする場所、仕事の内容
- 始業時刻と終業時刻、決められた労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休日、休暇など
- 給料の決定、計算、支払いの方法、締め切りと支払いの時期
- 退職に関すること（解雇の事由を含む）

※ その他パートタイム労働法、労働者派遣法、職業安定法で、明示が義務付けられている項目があります。
会社に、労働条件や服務規定を定めた「就業規則（会社のきまり）」がある場合は、その内容を確認することが必要です。

2-2 労働条件

A 労働時間と休憩時間

労働時間は、原則として 1 日 8 時間、週 40 時間を超えてはならないことになっています。休憩時間は労働時間に含まれませんが、作業の準備や後片付けなどは、雇い主の指示によるものならば労働時間になります。1 日の労働時間が 8 時間を超えときは、1 時間以上の休憩時間が労働時間の途中に与えられることが決められています。時間外労働の上限については、原則として月 45 時間、年間 360 時間とし、臨時的な特別な事情がある場合にも、上限が設けられています。

B 休日と年次有給休暇制度

労働基準法では、原則として週 1 回もしくは 4 週間で 4 日以上の日が労働者に与えられています。また、入社後 6 か月間継続して働き全労働日（勤務すべき日）の 8 割以上出勤すれば、所定の休日のほかに年次有給休暇（年休）を最低 10 日間取得できることになっています。

パートタイマーなどの所定労働日数が少ない労働者であっても労働日数に応じて年休を取得できます。ただし、事業に支障があるときは年休の指定日は変更される場合があるので、事前に上司と話し合しましょう。

また、2019（平成 31）年 4 月 1 日からは、年 10 日以上の日が与えられる労働者には、その内の 5 日について与えた日から 1 年以内に時季を指定して年休を取得させなければならないことになりました。

厚生労働省 都道府県労働局 労働基準監督署「労働条件ハンドブック」

URL https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/pamphlet_form/roudu_00001.html

対応言語 ポルトガル語、スペイン語、英語、中国語、フィリピン語／タガログ語、ベトナム語、ネパール語、インドネシア語、タイ語、韓国語、ミャンマー語、日本語

3 解雇と退職

3-1 解雇とは

事業主の意思で一方向的に労働契約を終了させることを「解雇」と言います。解雇には合理的な理由が必要です。合理的な理由がある場合でも、事業主が労働者を解雇しようとする場合には、その労働者に対して少なくとも 30 日以上前に解雇の予告をしなければならず、予告期間が 30 日に満たない場合は解雇予告手当の支払いが必要です。

法律で禁止されている解雇

- a. 仕事上のけがや病気で休んでいる期間中およびその後 30 日間の解雇
- b. 産前産後休業期間中およびその後 30 日間の解雇
- c. 公益通報を理由とした解雇
- d. 労働組合の組合員であること、労働組合の正当な活動をしたことを理由にした解雇
- e. 女性であること、あるいは女性が結婚・妊娠・出産したこと、産前産後の休業をしたことを理由にした解雇
- f. 育児休業の申し出をしたこと、または育児休業をしたことを理由にした解雇

3-2 退職とは

労働者の都合や雇い主との合意によって仕事をやめることを退職と言います。退職する場合、労働者は請求すれば 7 日以内に未払いの賃金の支払いを受けられ、積立金や貯金なども返してもらえます。契約期間が決まっている人の場合、契約期間中はやむを得ない理由がない限り、労働者からの雇用契約の解約はできません。雇い主が労働者の退職を認めた後で、労働者が退職の申し出を撤回することは原則としてできませんから、退職の申し出は慎重に行いましょう。契約時に退職の際の条件や手続きを確認しておくことが必要です。また、社員証や貸与された制服、健康保険証なども雇い主に返却しなければなりません。

4 労働者災害補償保険（労災保険）

4-1 労災保険とは

労働者の仕事を原因とするけがや病気、通勤途上の事故によるけが、あるいは不幸にして死亡した場合に、その労働者や遺族を保護することを目的とした保険です。保険料は雇い主（事業主）が全額負担します。パートタイマーやアルバイトを含め、事業主に雇用されていれば外国人にも適用され、仕事によるけが、病気、死亡の場合、また、通勤の途中で災害を受けた場合などに各種の補償給付を受けることができます。給付を受けようとする人は本人が労働基準監督署に請求書を提出しなければなりません。労働災害が発生した場合は、事業場または労働基準監督署（J-62 の 3、63、69）、愛知労働局（J-18 の 7-1）に相談してください。

労働基準法等や労災保険請求などについて多言語による資料が厚生労働省のホームページで見ることができます。

URL <https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/rousai/gaikoku-pamphlet.html>（多言語）

4-2 主な補償給付

労災保険の主な補償給付は次のとおりです。各請求書は労働基準監督署で交付しているほか、厚生労働省のホームページからもダウンロードできます。

URL https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki_jun/rousaihoken.html（日本語のみ）

A 療養（補償）給付

労働者が業務上または通勤途中でけがをしたり、疾病にかかったりした場合に治療・療養に必要な費用が支払われます。療養（補償）給付を受けるためにはできるだけ労災保険の指定病院に行くようにしましょう。病院に「療養の給付請求書」を提出すれば治療費を支払う必要はありません。

B 休業（補償）給付

労働者が業務上または通勤途中でけがをし、その治療・療養のために働くことができず休業したことにより給料が支払われない場合、休業後 4 日目から給付基礎日額の 60% が支給されます。なお、給付基礎日額の 20% が休業特別支給金として支給されるため合計 80% の支給が行われます。「休業（補償）給付支給請求書」を労働基準監督署に提出しましょう。

C 障害（補償）給付

業務上または通勤によるけがや疾病が治ったとき、身体に一定の障害が残った場合に支給されます。

D 遺族（補償）給付

労働者が業務上または通勤途中の災害で死亡した場合、遺族に対して支給されます。

5 雇用保険

5-1 雇用保険とは

労働者の生活の安定を図るとともに、求職活動を容易にすることなど、就職を促進することを目的とした国が行う保険制度です。保険料は事業主と労働者が一定の割合で負担し、労働者負担分は毎月の給料から差し引かれます。なお、31 日以上の雇用見込みがあり週の所定労働時間が 20 時間以上の労働者は、国籍を問わず適用となります。

離職されたみなさまへ～失業等給付受給手続きのためのリーフレット

愛知労働局のホームページから失業等給付手続きについてのリーフレットを多言語で見ることができます。

URL https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/pamphlet_form/_121786/_122012_00002.html
(ポルトガル語、スペイン語、英語、中国語)

問合せ先

雇用保険の手続きなどについては、住所を管轄する公共職業安定所（ハローワーク）（J-62 の 2、69）に問い合わせるか、ハローワークインターネットサービスにてご確認ください。

URL https://www.hellowork.mhlw.go.jp/insurance/insurance_procedure.html

5-2 失業等給付（基本手当）

失業等給付（基本手当）は、雇用保険の被保険者であった人が離職をして、積極的に就職しようとする意思および就職できる状態であるにもかかわらず、就職していない状態であるときに支給されます。原則として、離職の日以前の 2 年間に被保険者期間が 12 か月以上（倒産・解雇・雇い止めなどによる離職の場合は、離職の日以前 1 年間に 6 か月以上）あることが必要です。

A 受給方法

失業等給付（基本手当）を受給するには以下の書類を公共職業安定所（ハローワーク）に提出して求職の申込みをします。受給資格の決定を受けてから 7 日間（待期期間）経過後の認定日に来所していただいて、初回の基本手当が支払われますが、正当な理由がない自己都合の離職などの場合は更に 3 か月（2020（令和 2）年 10 月 1 日以降に離職された人については、5 年のうち 2 回までは 2 か月）の給付制限があります。その後、再就職に向けた活動を続けながら、指定された認定日（28 日ごと）にハローワークに行き、失業の認定を受けます。失業給付（基本手当）が支給される日数や金額は、雇用保険の適用を受けていた被保険者であった期間や賃金額、年齢や離職理由などによって決められます。

必要書類

- 離職票－1・2（離職後に事業主からもらいます）
- マイナンバー確認資料（マイナンバーカード（J-11 の 2）、通知カード（J-11 の 2）、マイナンバーが記載された住民票）
- 身元（實在）確認資料（マイナンバーカード（J-11 の 2）、在留カード（J-5 の 4-1）など）
- 写真 2 枚（3cm×2.4cm）
- 本人名義の普通預金通帳

B 受給期間

離職した日の翌日から 1 年を経過すると、給付日数が残っていても失業等給付（基本手当）を受け取ることができなくなります。しかし、その間に病気、けが、妊娠、出産、育児等の理由により引き続き 30 日以上働くことができなくなったときは、その働くことのできなくなった日数だけ、受給期間を延長することができます。ただし、延長できる期間は最長で 3 年間となっています。

5-3 高年齢求職者給付金

65 歳以上の雇用保険被保険者が離職されたときは、一般の失業等給付（基本手当）に代えて、一時金として「高年齢求職者給付金」が支給されます。

5-4 雇用継続給付

雇用保険の給付の中には、在職中に支給される「雇用継続給付（高年齢雇用継続給付）、（介護休業給付）」および「育児休業給付」があります。

高年齢雇用継続給付

雇用保険の被保険者であった期間が5年以上ある60歳以上65歳未満の一般被保険者が、原則として60歳以降の賃金が60歳時点に比べて75%未満に低下した状態で働き続ける場合に、「高年齢雇用継続基本給付金」または「高年齢再就職給付金」の支給を受けることができます。

介護休業給付

対象家族を介護するための休業を取得した雇用保険の被保険者について、一定の要件を満たした場合、「介護休業給付金」の支給を受けることができます。

育児休業給付

雇用保険の被保険者が、1歳（一定の要件に該当した場合は、1歳2か月。さらに一定の要件に該当した場合は、1歳6か月または2歳）未満の子どもを養育するために育児休業を取得し、一定の要件を満たした場合「育児休業給付金（出生時育児休業給付金および育児休業給付金）」の支給を受けることができます。

6 仕事の探し方

公共職業安定所（ハローワーク）では就職に関する相談や職業紹介を行っています。通訳員を配置しているハローワークもあります（J-69）。外国語でハローワークに電話することもできます（J-69）。

また、ハローワークの求人情報は、インターネットでも見るすることができます。

アドレスは、<https://www.hellowork.mhlw.go.jp/index.html> です。

愛知県内のハローワークはJ-62にありますので、所轄区域をもとに最寄りの場所をご確認ください。

名古屋外国人雇用サービスセンター

外国人（外国人留学生を含む）に職業相談・紹介を行っています。

住所 〒460-8640 名古屋市中区錦 2-14-25 あい★シワーク 8階
URL <https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-foreigner/>
電話 052-855-3770 FAX 052-855-0944
利用時間 8:30～17:15
言語 ポルトガル語、スペイン語、英語、中国語（月～金曜日）
フィリピン語/タガログ語（基本：水～金曜日）
（通訳時間 9:15～12:00、13:00～17:15）

豊橋外国人職業相談センター

外国人に職業相談・紹介を行っています。

住所 〒440-0884 豊橋市大国町 73 大国ビル 2階
電話 0532-57-1356
利用時間 8:30～17:00
言語 ポルトガル語、英語（月～金曜日）、スペイン語（月・水・木・金曜日）
（通訳時間 9:00～12:00、13:00～17:00）

外国語でハローワークに電話ができます

利用時間 月～金曜日 8:30～18:00、土曜日 10:00～17:00（日曜・祝日・年末年始除く）
言語・電話 ポルトガル語：0800-919-2904、スペイン語：0800-919-2905、英語：0800-919-2901
中国語：0800-919-2902、フィリピン語/タガログ語：0800-919-2907、ベトナム語：0800-919-2908、
ネパール語：0800-919-2909、インドネシア語：0800-919-2910、タイ語：0800-919-2906
相談可能なハローワーク 名古屋東、名古屋中、名古屋南、豊橋、岡崎、一宮、半田、豊田、津島、刈谷、犬山、豊川、
春日井
※ 電話がつながったら、最初に①自分の住んでいる場所と②連絡したいハローワークの名前を話してください。
URL <https://www.mhlw.go.jp/content/000673000.pdf>

7 労働に関する相談窓口および役立つ情報

日本で働く外国人の皆さんは法律などの違いに戸惑うことが多いと思います。賃金の不払いなど労働条件に関するトラブルで事業所の人に相談しても納得できない場合は、愛知労働局外国人労働者相談コーナーあるいは所轄の労働基準監督署（J-62、63、69）などに相談してください。

7-1 相談窓口

愛知県雇用労働相談センター

働き方に関する不安や疑問を専門スタッフに相談できます。雇用や労務管理に関する不安や疑問を専門スタッフに無料で相談できる場所です。

住所 〒450-0002 名古屋市中村区名駅 4-4-38 ウィンクあいち 14 階
 電話 0120-544-610 (052-563-5261)
 利用時間 9:00～20:30
 言語 英語、中国語、韓国語（月～金曜日）、その他の言語は事前予約

外国人労働者相談コーナー

◆ 愛知労働局 労働基準部 監督課

住所 〒460-8507 名古屋市中区三の丸 2-5-1 名古屋合同庁舎第 2 号館 2 階
 電話 052-972-0253（監督課）
 言語 ポルトガル語（火～金曜日）、英語（火・木曜日）
 受付時間 9:30～12:00、13:00～16:00
 交通 地下鉄名城線「名古屋城」下車 5 番出口より徒歩 3 分

◆ 名古屋西労働基準監督署

住所 〒453-0813 名古屋市中村区二ツ橋町 3-37
 電話 052-481-9533
 言語 ベトナム語（木曜日）
 受付時間 9:30～12:00、13:00～16:00
 交通 地下鉄桜通線「太閤通」駅 4 番出口から西へ信号 2 つ目を左折、徒歩約 10 分

◆ 豊橋労働基準監督署

住所 〒440-8506 豊橋市大国町 111 豊橋地方合同庁舎 6 階
 電話 0532-54-1192
 言語 ポルトガル語（月・水・金曜日）
 受付時間 9:30～12:00、13:00～16:00
 交通 JR・名鉄の「豊橋」または豊鉄「新豊橋」下車徒歩 15 分

◆ 刈谷労働基準監督署

住所 〒448-0858 刈谷市若松町 1-46-1 刈谷合同庁舎 3 階
 電話 0566-21-4885
 言語 ポルトガル語（月・水・木曜日）
 受付時間 9:30～12:00、13:00～16:00
 交通 JR 東海道線、名鉄三河線「刈谷」駅南口から東へ約 200m

厚生労働省

外国人労働者向け相談ダイヤル

労働条件に関する問題について、法令の説明や各関係機関の紹介を行っています。

言語	電話	相談日	相談時間
ポルトガル語	0570-001-703	月～金曜日	10:00～12:00 13:00～15:00
スペイン語	0570-001-704	月～金曜日	
英語	0570-001-701	月～金曜日	
中国語	0570-001-702	月～金曜日	
フィリピン語/タガログ語	0570-001-705	月～金曜日	
ベトナム語	0570-001-706	月～金曜日	
ネパール語	0570-001-708	火・水・木曜日	
インドネシア語	0570-001-715	水曜日	
タイ語	0570-001-712	水曜日	
韓国語	0570-001-709	木・金曜日	
ミャンマー語	0570-001-707	月曜日	
カンボジア語（クメール語）	0570-001-716	水曜日	
モンゴル語	0570-001-718	金曜日	

※ 年未年始（12月29日～1月3日）は除く。

※ 外国人労働者向け相談ダイヤルは 2021（令和 3）年 4 月現在の情報です。最新情報はホームページをご覧ください。

労働条件相談ほっとライン

厚生労働省の委託で都道府県労働局や労働基準監督の閉庁後または土・日・祝日の労働条件に関する問題についての相談を行っています。

言語	電話	相談日	相談時間
ポルトガル語	0120-531-403	毎日(月～日)	平日 17:00～22:00 土・日・祝日 9:00～21:00
スペイン語	0120-531-404	火・木・金・土曜日	
英語	0120-531-401	毎日(月～日)	
中国語	0120-531-402	毎日(月～日)	
フィリピン語/タガログ語	0120-531-405	火・水・土曜日	
ベトナム語	0120-531-406	水・金・土曜日	
ネパール語	0120-531-408	水・日曜日	
インドネシア語	0120-613-803	木・日曜日	
タイ語	0120-613-802	木・日曜日	
韓国語	0120-613-801	木・日曜日	
ミャンマー語	0120-531-407	水・日曜日	
カンボジア語(クメール語)	0120-613-804	月・土曜日	
モンゴル語	0120-613-805	月・土曜日	
日本語	0120-811-610	毎日(月～日)	

※ 年末年始(12月29日～1月3日)は除く。

※ 外国人労働者向け相談ダイヤルは2021(令和3)年4月現在の情報です。最新情報はホームページをご覧ください。

7-2 紛争解決援助制度

愛知労働局雇用環境・均等部(室)では、労働者と事業主の間で、トラブルが生じた場合、当事者の一方または双方の申し出があれば、早期解決のために紛争解決の援助または調停を行っています。多言語で、外国人労働者向け紛争解決援助制度の案内を見ることができます。

URL <https://www.mhlw.go.jp/bunya/koyoukintou/pamphlet/> (多言語)

7-3 雇用管理に役立つ多言語用語集(厚生労働省)

外国人労働者が、仕事に必要な用語を学ぶための辞書として活用できます。また、日本の労働法や仕事のルール、習慣に対する理解を深めることができるツールとなっています。

URL https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/jigyounushi/tagengoyougosyu/index.html
(ポルトガル語、スペイン語、英語、中国語(簡体字・繁体字)、フィリピン語/タガログ語、ベトナム語、ネパール語、韓国語、やさしい日本語)

8 起業・創業、企業経営に関する相談窓口

日本で長く住む中で自ら事業を始めるため起業にチャレンジする外国人が増えており、既に日本で経営者として事業を行っている外国人も多くいます。しかしながら、言葉の問題、母国との商習慣の違い、事業運営のための手続きの煩雑さなどから、起業して事業を運営することは簡単なことではありません。

企業に関する相談窓口としては、税務署(J-63の5、64)や地域の商工会議所、よろず支援拠点などがあります。公益財団法人あいち産業振興機構(J-70)では、県内の外国人起業家・外国人経営者を対象に、起業・創業に関わる相談、企業経営全般の相談に専門家(中小企業診断士、行政書士、税理士、弁護士、貿易アドバイザーなど)が無料に対応しています。

あいち外国人起業&経営支援センター

実施機関 公益財団法人あいち産業振興機構
住所 〒450-0002 名古屋市名東区名駅4-4-38 愛知県産業労働センター (ウィングあいち) 14階
利用時間 月～金曜日 9:00～17:30 (祝日・年末年始を除く)
受付方法 ①電話 英語、日本語 火・金曜日 13:00～17:00 (祝日・年末年始を除く)
電話 052-563-1435
②WEB フォーム ポルトガル語、英語、中国語、日本語
URL <https://www.aibsc.jp/support/17356/> (ポルトガル語)
<https://www.aibsc.jp/support/17354/> (英語)
<https://www.aibsc.jp/support/17355/> (中国語)
<https://www.aibsc.jp/support/17353/> (日本語)

※ 通訳が必要な場合、相談時に通訳者を用意します。(ポルトガル語、スペイン語、英語、中国語、フィリピン語/タガログ語、ベトナム語、フランス語、その他)



第4章 結婚・離婚

1 結婚

国際結婚では、結婚する二人がそれぞれの本国の法律に従わなければなりません。日本人については、日本の法律で定められた以下の婚姻要件をすべて満たしていなければいけません。詳しくは、当該国の在日大使館もしくは領事館にお尋ねください。

婚姻要件

- a. 結婚年齢は男女共に 18 歳※に達していること
- b. 未成年の場合は父母の同意があること
- c. 重婚とならないこと
- d. 女性が再婚する場合は、前婚の解消または取消しの日を含めて 100 日間を経過していること

※ 2022（令和 4）年 4 月 1 日からは女性も満 18 歳

1-1 日本人と外国人の結婚

日本で結婚する場合は日本の法律に則って手続きを行います。以下の書類を住所地もしくは本籍地の市区町村役場に提出してください。

婚姻届が受理されたら、在日大使館もしくは領事館に婚姻の届け出を行ってください。詳しくは、市区町村役場および当該国の在日大使館もしくは領事館にお尋ねください。

必要書類

- a. 婚姻届出書（成年の証人 2 名の署名・捺印が必要）
- b. 日本人配偶者の戸籍謄本
- c. 外国人配偶者の婚姻要件具備証明書（J-20 の 1-3）とその訳文
- d. 外国人配偶者の国籍証明書（パスポートなど）

1-2 外国人同士の結婚

手続きは、日本の方式に従って行う場合、夫婦どちらかの住所地の市区町村役場に以下の書類を提出します。

婚姻届が受理されたら、在日大使館もしくは領事館に婚姻の届け出を行ってください。なお、在日大使館または領事館にその外国の方式により婚姻届出をした場合には、市区町村役場への届出は不要となります。

詳しくは、市区町村役場および当該国の在日大使館もしくは領事館にお尋ねください。

必要書類

- a. 婚姻届出書（成年の証人 2 名の署名が必要）
- b. 夫婦双方の婚姻要件具備証明書とその訳文
- c. 夫婦双方の国籍証明書（パスポートなど）

1-3 婚姻要件具備証明書

各国の法律に照らして結婚ができるかどうかを証明するものです。在日大使館が発行することが多いようですが、国によって異なりますので、当該国の在日大使館もしくは領事館にご確認ください。外国語で作成された書類を市区町村役場に提出する際には、翻訳者名を明記した日本語訳を添付する必要があります。

2 離婚

2-1 日本人と外国人の離婚

夫婦の一方が日本に住む日本人である場合は、日本の法律に則って離婚します。双方が離婚に同意している場合は協議離婚、同意していない場合は調停離婚、調停が整わない場合は裁判離婚の手続きを行います。協議離婚は市区町村役場、調停離婚と裁判離婚は家庭裁判所で行います。ただし、他方の本国法で日本の協議離婚や調停離婚を認めていない場合は、日本での離婚届は本国政府には認めてもらえない可能性もあり、その場合は、日本法による離婚手続きだけでなく外国人の本国でも離婚を成立させる必要があります。詳しくは、市区町村役場および当該国の在日大使館もしくは領事館にお尋ねください。

2-2 外国人同士の離婚

夫婦の国籍が同じであれば本国法により離婚します。本国の法律が協議離婚を認めていれば、日本の市区町村役場で協議離婚の届け出をすることができます。ただし、それぞれの本国法が協議離婚を認めていない場合は、日本の市区町村役場に協議離婚の届け出をすることができませんので、本国で離婚を成立させる必要があります。夫婦の国籍が異なり共通本国法がない場合で二人とも日本に住所を有すれば、日本法により離婚できる場合があります。詳しくは、市区町村役場および当該国の在日大使館もしくは領事館にお尋ねください。

2-3 離婚届

日本の市区町村役場へ離婚届を出す場合の提出書類は以下のとおりです。

必要書類

- a. 離婚届出書（成年の証人2名の署名・捺印が必要）
- b. 戸籍謄本（夫婦のうちどちらかが日本人の場合）
- c. 調停調書の謄本（調停離婚の場合）
- d. 審判書の謄本と確定証明書（審判離婚の場合）
- e. 判決書の謄本と確定証明書（裁判離婚の場合）
- f. 提出者の身分証明書（パスポートなど）

2-4 離婚届不受理申出

あなたが日本人の配偶者から離婚を迫られている場合、配偶者が勝手に署名した離婚届を役所に提出されてしまう恐れがあることから、あなたに離婚の意思がない場合は、相手（日本人）の本籍地またはあなたの住所地の市区町村役場に離婚届の不受理（受け取らない）申出を出しておくといでしょう。詳しくは、市区町村役場にお尋ねください。

2-5 離婚と在留資格

配偶者としての「家族滞在」、「日本人の配偶者等」および「永住者の配偶者等」の在留資格を有する外国人は、その配偶者と離婚した場合には、14日以内に地方出入国在留管理局に離婚したことを届け出なければなりません（J-4の2-8）。

在留資格がただちに無効となるものではありませんが、配偶者としての活動を一定期間（「日本人の配偶者等」および「永住者の配偶者等」の場合は6か月、「家族滞在」および「特定活動」の場合は3か月）以上行わないで在留すると在留資格の取り消しの対象になりますので、引き続き在留を希望するのであれば、地方出入国在留管理局へ資格変更を申請する必要があります（J-2の2-1）。日本で相当期間滞在してきたか、日本人の子どもを養育しているなどの事情があれば資格変更が認められることもあります。

詳しくは、地方出入国在留管理局または外国人在留総合インフォメーションセンター（J-8の6、J-9）にお尋ねください。

3 ドメスティック・バイオレンス（DV）

3-1 ドメスティック・バイオレンス（DV）とは

ドメスティック・バイオレンス（DV）とは、配偶者や元配偶者、恋人などからの身体的・精神的・性的な暴力のことをいいます。このような暴力は、社会階層や職業に関係なく起きています。被害に遭ったら最寄りの警察や各市区町村の福祉事務所、女性相談センターにご相談ください。在留資格や市区町村での手続きに、相談した事実の証明書（DV証明等）が必要なことがあります。また、緊急の場合は一時保護を求めることもできます。

内閣府男女共同参画局

配偶者からの暴力の被害に関する支援や相談機関等に関する情報を提供しています。

DV 相談プラス

DVの相談がチャットでできます。

対応言語 ポルトガル語、スペイン語、英語、中国語、タガログ語、ベトナム語、ネパール語、インドネシア語、タイ語、韓国語

URL <https://soudanplus.jp/>

DV 相談ナビ

この電話にかけると、最寄りの配偶者暴力相談支援センターにつながり、直接相談することができます。

全国共通の電話番号 #8008



3-2 相談窓口

以下の窓口では、ドメスティック・バイオレンスに関する相談等を受け付けています。

愛知県女性相談センター（配偶者暴力相談支援センター）

相談、被害者およびその同伴家族の一時保護、各種情報提供などを行っています。また、愛知県の各福祉相談センター（J-65 の 8）7 か所にも愛知県女性相談センターの駐在室（J-64 の 7）が設けられています。詳しくは、愛知県女性相談センターにお尋ねください。

電話 052-962-2527

電話相談 月～金曜日 9:00～21:00
土・日曜日 9:00～16:00（休日：祝日、年末年始、一部月曜日）

面接相談 火～日曜日 9:00～17:00（水曜は 20:30 まで）（休日：月曜日、祝日、年末年始）
（予約制）

弁護士による DV 専門電話相談 月曜日 14:00～15:30（休日：祝日、年末年始、一部月曜日）

電話 052-962-2528

愛知県男性 DV 被害者ホットライン

DV 被害は女性だけではありません。男性相談員が、男性のための悩み相談に応じます。

電話 080-1555-3055

電話相談 土曜日 13:00～16:00（第 5 土曜日・祝日・年末年始を除く）

3-3 保護命令制度

被害者や親族等が配偶者等からの暴力や脅迫行為により、生命または身体に重大な危害を受ける恐れが大きいときには、地方裁判所に書面で申し立てることにより、裁判所が加害者に対し保護命令を発することになります。

なお、**C** の子への接近禁止命令、**D** の親族等への接近禁止命令、**E** の電話等禁止命令は、単独で発令することはできず、被害者に対する接近禁止命令が発令されている間に限ります。また、これらの保護命令に違反した人は、1 年以下の懲役または 100 万円以下の罰金に処せられます。

A 接近禁止命令

6 か月間、加害者に対し、被害者につきまとうことや住居や職場等の近くを徘徊することを禁止する命令です。

B 退去命令

2 か月間、被害者と加害者とが同居している場合、加害者に家から出て行くことを命じ、かつ同期間その家の付近をうろつくことを禁止する命令です。

C 子への接近禁止命令

6 か月間、加害者に対し、被害者の子につきまったり住居や学校等の近くをうろついたりすることを禁止する命令です。

なお、ここでいう「子」とは、被害者と同居する成年に達しない子を指し、別居中または成年の子は、**D** の親族に該当します。

D 親族等への接近禁止命令

6 か月間、加害者に対し、被害者の親族等につきまったり住居や勤務先等の近くをうろついたりすることを禁止する命令です。

E 電話等禁止命令

6 か月間、加害者に対し、被害者に対する面会の要求、緊急時以外の夜間の電話やメール送信等、一定の迷惑行為を禁止する命令です。



第5章 出産・育児

1 妊娠したら

1-1 母子健康手帳

妊娠したら医療機関で受診後、母子健康手帳をもらいましょう。母親や子どもの健康診査結果や子どもの成長についての記録のほか、健康診査や予防接種など、様々な保健サービスを案内するために作られたものです。住所地の市区町村役場・保健センター（豊橋市、岡崎市、一宮市および豊田市は保健所）に「妊娠届出書」（産院・保健センターなどに置いてあります。）を提出すれば無料で交付されます。

1-2 妊婦の健康診査

妊娠中は、栄養と休息を十分にとり、定期的な健康診査を忘れずに受けましょう。母子健康手帳をもらうときに、一緒に健康診査の受診票ももらえます。受診票を使うと健診費用の一部が助成されます。通常、医療機関に通訳はいないので、日本語のできる人を同伴するようにしてください。

1-3 助産師・保健師による訪問指導

各市区町村では、助産師や保健師が家庭を訪ね、訪問指導を行っています。妊娠中の過ごし方、出産の準備、新生児の発育・発達、疾病予防、妊産婦の不安や悩みなどについて、それぞれの状況に応じた相談ができます。詳しくは、住所地の市区町村役場にお問い合わせください。この家庭訪問は無料で、本人からの申し出のほか、医師の紹介によっても行います。

1-4 母親・父親教室

各市区町村では、妊娠、出産や育児に関するの日常的な知識や技術が学べる教室を開催しています。参加できるのは妊娠した人とその家族で、参加は無料です。

1-5 認知

認知とは、法的に結婚していない父母から生まれた子どもと父親との間に法律的な親子関係を成立させることです。認知をしようとする場合は市区町村役場への届け出が必要です。詳しくは、市区町村役場にお尋ねください。外国人同士の場合、各大使館・領事館（J-72 の 11、73、74）にも確認してください。

2 出産後の手続き

2-1 出生届

日本で子どもが生まれたら、親の国籍に関係なく、生まれた日を含めて 14 日以内に住所地または出生地の市区町村役場に出生届を提出してください。

必要書類

- 出生届書（市区町村役場、または病院で交付されます。）
- 出生証明書（出産したときに出生届書に医師または助産師の証明を受けます。）
- 母子健康手帳
- 国民健康保険証（加入者のみ）

また、本国の在日大使館もしくは領事館にも届け出てください。詳しくは、大使館等にお尋ねください。

2-2 子どもの国籍取得

A 父親・母親のどちらかが日本国籍の場合

法的に結婚している夫婦の一方が日本人の場合は、その子どもは出生と同時に日本国籍を取得します。母親が外国人であり、日本人である父親と法的に婚姻していない場合であっても、父親が胎児認知をしているときは、その子どもは出生と同時に日本国籍を取得します。子どもの出生後に父親が認知した場合も、子どもが 18 歳未満であることなどの要件を満たしている場合は、法務大臣に国籍取得届を提出することによって日本の国籍を取得することができます。詳しくは、最寄りの法務局または国籍の事務を取り扱う支局にお尋ねください。外国籍の親の国籍を取得するには、その国の在日大使館または領事館にお尋ねください。

国籍選択

日本国外で出生した子どもが日本国籍と併せて外国籍も取得する場合、出生の日から3か月以内に日本への出生届とともに「国籍留保」の届出をしなければ、子どもの日本国籍は失われることとなります。「国籍留保」の届出をした場合、子どもは日本国籍と外国国籍を持つこと（重国籍）になりますが、日本の法律上、20歳に達するまでにどちらか一方の国籍を選択する必要があります。

URL https://www.moj.go.jp/MINJI/minji04_00069.html（ポルトガル語、スペイン語、英語）

B 父親・母親がともに外国籍の場合

父母がともに外国籍の場合は、日本で出産しても日本国籍を取得することはできません。両親のそれぞれの国の法律に従って国籍を取得します。国によって取り扱いが異なるので、手続きの方法や必要書類は、在日大使館または領事館にお尋ねください。

2-3 子どもの在留資格取得申請

日本国籍を有さない子どもは、生まれた日から60日を超えて日本に在留しようとする場合には、30日以内に在留資格取得許可申請（J-3の2-4）を行う必要があります。申請時に在留資格取得許可申請書等が必要になるので、詳しくは、地方出入国在留管理局（J-8の6、J-9）にお尋ねください。

2-4 医療保険等の加入手続き

出産後は、子どもの医療保険の加入手続きも必要となります。親が国民健康保険に加入している場合は、市区町村役場で、健康保険に加入している場合は、会社で手続きを行います。また、併せて児童手当（J-25の3-5）および乳幼児医療費受給者証（J-25の4-3）の申請もしておくといでしょう。

3 出産費用と各種手当

出産時の入院は1週間くらいで、費用は40～50万円くらい必要です。妊娠・出産は病気ではないので普通の出産には健康保険は使えません。ただし、帝王切開での出産は、健康保険が使えます。その際、「限度額適用認定証」を病院の窓口に提示することで自己負担限度額までの支払いで済みます。「限度額適用認定証」については、国民健康保険の加入者は住所地の市区町村役場の国民健康保険担当係、健康保険の加入者は勤務先か加入している保険者（健康保険組合または全国健康保険協会）にお尋ねください。

3-1 出産育児一時金

国民健康保険や健康保険の加入者には、出産したときに1児ごとに「出産育児一時金」が支給されます。妊婦が出産費用を支払うためにあらかじめまとめた現金を用意しなくてもよいように、市町村もしくは保険者（健康保険組合または全国健康保険協会）から出産育児一時金を医療機関に直接支払う仕組み（直接支払制度）があります。

3-2 出産時の年金・健康保険料の免除

自営業者や学生などの「国民年金第1号被保険者」は、国民年金保険料が、出産予定日または出産日の前月から4か月間、多胎妊娠の場合は出産予定日または出産日が属する月の3か月前から6か月間免除されます（J-37の3-2B）。

会社員などの厚生年金被保険者は、休業中の産前42日（多胎妊娠の場合は98日）から産後56日まで健康保険と厚生年金の保険料が免除されます。また、満3歳未満の子どもを療育するための育児休業を取った場合も同様に免除されます。

3-3 出産手当金

健康保険の加入者本人が出産のため会社を休み、給料を受けられないときは、出産（予定）日以前42日（多胎妊娠の場合は98日）から出産日後56日までの範囲内で、出産手当金が支給されます。支給額は欠勤1日につき「支給開始日以前12か月間の各標準報酬月額を平均した額」÷30日×3分の2となります。（J-33の2-2C-b）

3-4 育児休業給付金

雇用保険の被保険者が1歳未満（一定の要件に該当した場合は、1歳2か月。さらに一定の要件に該当した場合は1歳6か月または2歳。）の子どもを養育するために育児休業を取得した場合、一定の要件を満たすと「育児休業給付金」（出生時育児休業給付金および育児休業給付金）の支給を受けることができます。手続きなどについては、最寄りのハローワーク（J-62の2、69）にお尋ねください。また、産前産後休業・育児休業を取得した人は、休業期間中の社会保険料が申し出により免除されます。

3-5 児童手当

15歳の誕生日後の最初の3月31日までの児童を養育している人に支給されますが、養育している人の所得が所得制限限度額以上（上限あり）の場合は、特例給付として一律5,000円を支給します。支給月額は右の表のとおりです。また、日本国内に住所がない児童は対象外です。毎年6月、10月、2月に、それぞれの前月分までが支給されます。詳しくは、住所地の市区町村役場にお尋ねください。

児童の年齢	児童手当の額（一人あたり月額）
3歳未満	一律15,000円
3歳以上 小学校終了前	10,000円 (第3子以降は15,000円)
中学生	一律10,000円

3-6 幼児教育・保育の無償化

3歳から5歳までのすべての子どもの幼稚園、保育所、認定こども園、および住民税非課税世帯の0歳から2歳の子どもの保育所、認定こども園等の利用料が無料になります。なお、幼稚園の預かり保育や認可外保育施設は、市町村より「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。

URL <https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/musyoka/about/index.html>
(ポルトガル語、スペイン語、英語、中国語、韓国語、日本語)

4 育児

4-1 乳幼児健康診査

3～4か月、1歳6か月、3歳などの乳幼児を対象に、発育・発達の診察、身長・体重の測定、育児相談などを行います。各市区町村により実施方法などが異なるため、住所地の保健所や保健センターにお尋ねください。

4-2 予防接種

予防接種で予防できる病気もあります。予防接種法に基づく予防接種は、多くは無料で受けることができます。分からないことや心配なことがある場合は、かかりつけの医師や市区町村役場に相談してください。

4-3 子どもの医療費

医療機関で受診した医療費の自己負担額が助成される子ども医療制度があります。市町村によって、助成対象となる年齢や支給方法、所得制限があるかどうかなどが異なるため、詳しくは、住所地の市区町村役場にお尋ねください。

4-4 保育所

保育所は、保護者の就労や疾病などの理由により家庭で保育することができない就学前の子どもを預かる施設です。預かる子どもの年齢や実施しているサービスは各保育所で異なります。早朝、夜間、休日などの通常保育時間外の保育や、保護者の疾病、入院、事故、保育疲れなどにより一時的に子どもを預かる一時保育を実施している保育所もあります。詳しくは、市区町村役場または各保育所にお尋ねください。県内の保育所の一覧は愛知県のホームページをご覧ください。

URL <https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kosodate/0000006166.html>

4-5 認定こども園

認定こども園は、幼稚園（J-27の1-3）と保育所の機能や特長を併せ持つ、教育・保育を一体的に行う施設です。3歳以上の子どもは、保護者が働いている、いないに関わらず利用でき、保護者の就労状況が変化した場合でも、通い慣れた園を継続して利用できることが大きな特長です。また、認定こども園には子育て支援の場が用意されており、園に通っていない子どもの家庭も、子育て相談や親子の交流の場への参加などを利用することができます。詳しくは、市区町村役場または各認定こども園にお尋ねください。県内の認定こども園の一覧は、愛知県のホームページをご覧ください。

URL <https://www.pref.aichi.jp/0000016939.html>

4-6 放課後児童クラブ（学童保育）

放課後児童クラブは、保護者が仕事などにより昼間家庭にいない場合に、小学校に就学している児童に対し、授業後や長期休暇に児童館や学校の空いている教室などを利用して適切な遊び場や生活の場を提供するものです。詳しくは、住所地の市区町村役場にお尋ねください。

4-7 ファミリー・サポート・センター

子育ての援助を受けたい人と子育ての援助をしたい人が会員となって子育てを助け合う制度で、主に市町村が設立運営しています。保育施設まで子どもを迎えに行けない場合のお迎えや、保護者の仕事・外出などの際の一時預かりなどを引き受けてもらえます。利用料（市町村によって異なる。）がかかりますが、預かって欲しいときに利用できるのが利点です。利用にあたっては事前に会員登録をするなどの手続きが必要です。詳しくは、住所地の市区町村役場にお尋ねください。



第6章 教育

1 日本の教育制度

日本の義務教育は、小学校 6 年間（6～12 歳）と中学校 3 年間（12～15 歳）の 9 年間です。中学校卒業後、さらに高等学校、大学等へと進むことができます。学年は 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わります。各学年は 1 学期（4～8 月）、2 学期（9～12 月）、3 学期（1～3 月）に分けられます（学校によっては前期（4～9 月）、後期（10～3 月）のところもあります。）。外国人の場合、国内の小・中学校および義務教育学校に就学する義務はありませんが、希望すれば公立の義務教育諸学校に入学することができます。

文部科学省「外国人児童生徒のための就学ガイドブック」

日本の学校への入学手続きを多言語で案内しています。

URL https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003/1320860.htm

対応言語 ポルトガル語、スペイン語、英語、中国語、フィリピン語／タガログ語、ベトナム語、韓国語、ウクライナ語

愛知県

「外国につながる子どもたちの進路開拓・進路応援ガイドブック」

愛知県では、外国につながる子どもたちの進路について考えるときに参考となる冊子を多言語で作成しています。

URL <https://www.pref.aichi.jp/soshiki/tabunka/shinro-guidebook2.html>

対応言語 ポルトガル語、スペイン語、フィリピン語／タガログ語、日本語ルビ付き

「外国人幼児向け日本語学習教材」等

愛知県では、小学校入学前の外国人の子どもおよび保護者を対象に、学校生活への早期適応を目的とした子ども向け学習教材「たのしい 1 年生」と、日本の教育制度などを解説した保護者向け冊子「小学校入学への手引～1 年生になるまえに～」を作成しています。

URL <https://www.pref.aichi.jp/soshiki/tabunka/purekyouzai.html>

対応言語 ポルトガル語、スペイン語、英語、中国語、フィリピン語／タガログ語、日本語

1-1 小・中学校

小学校新 1 年生の場合、住居地の届け出をしている市町村から、小学校入学前の夏以降に就学時健康診断等の案内や就学通知が配付されますので、所定の手続きを行ってください。また、公立の小・中学校へ中途入学を希望する場合は、在留カードまたは特別永住者証明書など、住居地が確認できる書類が必要となります。詳しくは、住所地の市町村教育委員会にお尋ねください。

参考資料：愛知教育大学 外国人児童生徒支援リソースルーム

「小学校ガイドブック」「中学校ガイドブック」

URL <https://resource-room.nihongo.aichi-edu.ac.jp>

対応言語 ポルトガル語、スペイン語、英語、中国語、フィリピン語／タガログ語、ベトナム語

1-2 高等学校

公立高等学校は全日制、定時制、通信制の課程に分けられ、普通科、工業科、商業科など様々な学科を設けています。高等学校は義務教育ではないため、入学検査に合格しなければ入学できません。なお、全日制課程では、外国人生徒等にかかる入学者選抜が、名古屋南高等学校普通科（名古屋市）、中川青和高等学校キャリアビジネス科（名古屋市）、「小牧高等学校普通科（小牧市）、岩倉総合高等学校総合学科（岩倉市）、東浦高等学校普通科（東浦町）、衣台高等学校普通科（豊田市）、豊田工科高等学校工業科（豊田市）、安城南高等学校普通科（安城市）、知立高等学校総合学科（知立市）、豊橋西高等学校総合学科（豊橋市）、御津あおば高等学校普通科（豊川市）、豊川工科高等学校工業科（豊川市）の 12 校において行われます。また、定時制課程では、「外国人生徒にかかる受検上の配慮」の申請をすることができます。対象者はいずれも原則として小学校第 4 学年以上の学年に編入学した人や入国後の在日期間が 6 年以内の人などです。入試制度の詳細については、公立高等学校については愛知県教育委員会高等学校教育課（電話：052-954-6786）、私立高等学校については直接各学校にお尋ねください。

1-3 幼稚園

小学校就学前の3歳から5歳までの幼児を対象としています。幼稚園は毎年4月に新学期が始まります。入園申込みは前年度の決められた月までに行いますが、受け入れ人数に余裕がある場合、随時受付も行っています。2019（令和元）年10月から利用料が無償化されました。詳しくは、私立については直接幼稚園へ、公立については住所地の市区町村役場にお尋ねください。

参考資料： 愛知教育大学 外国人児童生徒支援リソースルーム「幼稚園・保育園ガイドブック」

URL <https://resource-room.nihongo.aichi-edu.ac.jp>

対応言語 ポルトガル語、スペイン語、英語、中国語、フィリピン語／タガログ語、ベトナム語

1-4 外国人学校

日本には英語や中国語、韓国・朝鮮語、ポルトガル語、スペイン語などで授業が受けられる外国人学校があります。日本の大学によっては、外国人学校卒業者の受験が認められないことがあります。詳しくは、各外国人学校に直接お尋ねください。

ブラジル人学校

県内にはブラジル人学校が10校あり、うち8校がブラジル教育省によって認可を受けている日本の幼稚園、小・中学校、高等学校に相当するブラジル人学校です。詳しくは、各学校に直接お尋ねください。

<ブラジル教育省認可校（ブラジルへ帰国後、継続して就学が可能となる。）>

名称	所在地	電話番号
エジャ・インタラチヴォ	〒440-0888 豊橋市駅前大通 3-48	0532-53-6690
学校法人倉橋学園伯人学校イーエーエス	〒447-0867 碧南市田尻町 4-53	0566-46-3404
	〒440-0086 豊橋市下地町字門 10-1	0532-54-0450
	〒470-0345 豊田市東保見町山ノ田 66 番	0565-47-0020
学校法人豊橋インターナショナルアカデミー（カンティニーニョ）	〒441-3134 豊橋市大岩町字久保田 12 番地 1	0532-21-8415
コレジオ・エマヌエウ	〒475-0061 半田市一ノ草町 202-5	0569-58-8655
エスコラ ネクター	〒470-0335 豊田市青木町 3-141 サンハイツ杉 1 階	0565-46-1844
エスコラ・サンパウロ・インテルナシオナウ 第1校（幼稚園）	〒446-0073 安城市篠目町 1-3-4	0566-95-7363
エスコラ・サンパウロ・インテルナシオナウ 第2校（小中高等学校）	〒446-0062 安城市明治本町 11	
エスコラ・パウロフレイレ瀬戸	〒489-0887 瀬戸市菱野台 1-3 菱野第3住宅 9 棟 105	0561-76-0094

<ブラジル教育省の認可を受けていない学校>

名称	所在地	電話番号
エスコラ・セメンティーニャ・デ・ジェズス	〒447-0064 碧南市西山町 4-45	0566-46-3722
エスコラ・デ・エデュカサオン・インファンチュカンチーニョ・ダ・チア・シェシエラ	〒444-0241 岡崎市赤浜町寺前 33-1	090-6464-2904

英語で授業が受けられる県内の学校

学校法人名古屋国際学園（米国西部地域学校大学協会（WASC）、国際学校協議会（CIS）、国際バカロレア（IB）、初等教育プログラム（PYP）、中等教育プログラム（MYP）、ディプロマプログラム（DP）認定校、JCIS 加盟校）

住所 〒463-0002 名古屋市守山区中志段味南原 2686

電話 052-736-2025 URL <https://www.nis.ac.jp>

愛知インターナショナルスクール（米国西部地域学校大学協会（WASC）認可校）

住所 〒465-0078 名古屋市名東区にじが丘 3-4

電話 052-788-2255 URL <http://nipais.com/>

学校法人江西国際学園（国際バカロレア（IB）の初等教育プログラム（PYP）、中等教育プログラム（MYP）、ディプロマプログラム（DP）認定校）

住所 〒451-0044 名古屋市西区菊井 2-12-32

電話 052-581-0700 URL <http://www.enishi.ac.jp/>

学校法人栗本学園 国際高等学校（NUCB International College）（文部科学省教育特例校認可、2023 年には国際バカロレアの認定校となる予定）

住所 〒470-0193 日進市米野木町三ヶ峯 4-4

電話 0561-73-8181 URL <https://ic.nucba.ac.jp/jp/>

1-5 中学夜間学級

中学夜間学級では、様々な事情で中学校を卒業できなかった人が、中学校卒業程度の学力をつけて、中学校卒業資格を取得することができます。授業は名古屋市内で行われ、授業料は無料です。授業は日本語で行われますが外国人も参加可能です。毎年1月ごろから生徒の募集を行っています。詳しくは、(公財)愛知県教育・スポーツ振興財団にお尋ねください。

(公財)愛知県教育・スポーツ振興財団

住所 〒460-0007 名古屋市中区新栄 1-49-10 愛知県教育会館 2階
 電話 052-242-1588
 URL <http://aichi-kyo-spo.com/education/yakan/yakanchuugaku.html>

1-6 中学校卒業程度認定試験（中卒認定）

病気などやむを得ない事情のために就学を猶予または免除された人などを対象に、中学校卒業程度の学力があるかどうかを認定することを目的とする国の試験です。合格者は高等学校の受験資格が与えられます。詳しくは、愛知県教育委員会義務教育課（電話：052-954-6790）または文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課認定試験第二係（電話：03-5253-4111）にお尋ねください。

URL https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/sotugyo/index.htm

1-7 高等学校卒業程度認定試験（旧大学入学資格検定）

高等学校を卒業していないなどのため大学等の受験資格がない人に対し、高等学校を卒業した人と同等以上の学力があるかどうかを認定するための試験です。合格者には日本国内の大学、短期大学、専門学校の受験資格が与えられます。就職、資格試験などに活用することもできます。詳しくは、文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課認定試験第二係（電話：03-5253-4111）にお尋ねください。

URL https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shiken/index.htm

若者・外国人未来応援事業（若者・外国人未来塾）

若者・外国人未来塾では、高等学校卒業程度認定試験合格等のための無料の学習支援・学習相談を行っています。名古屋、豊橋、豊田、蒲郡の4か所では外国人のための日本語学習支援も実施しています。詳しくは、愛知県教育委員会あいちの学び推進課にお尋ねください。

電話 052-954-6780

URL <https://www.pref.aichi.jp/site/social-education/mirai-ouen.html>

1-8 ステップアップスクール（日本語の基礎学習講座）

ステップアップスクールは、16歳以上の人で、日本語を学び直したい人や、日本語の基礎を学びたい人のための講座です。ただし、中学校卒業資格を取得するものではありません。毎年5月頃にホームページの募集案内を更新します。詳しくは、(公財)愛知県教育・スポーツ振興財団にお尋ねください。

URL <http://aichi-kyo-spo.com/education/stepup/stepup.html>

2 教育支援

2-1 就学援助

小学校や中学校に在学する児童・生徒の保護者が、子どもを就学させることが経済的に困難な場合に、就学に必要な費用が援助される制度です。学用品費のほか通学用品費、校外活動費、修学旅行費、給食費などの支払いに困るときは、学校か市町村教育委員会に相談をしましょう。ただし、各市町村により援助の内容、所得制限に相違があります。詳しくは、住居地の市町村教育委員会にお尋ねください。

2-2 高等学校等就学支援金

家庭の状況にかかわらず、すべての意志ある高校生等が安心して勉学に打ち込める社会をつくるため、生徒に授業料に充てる高等学校等就学支援金を支給し、家庭の教育費負担を軽減する制度です。返済は不要です。

支給要件に該当する人については、受給に必要な手続きとして、所定の申請書および保護者等の個人番号カードもしくは通知カードのコピー等または課税証明書等を、在学する学校に提出する必要があります。詳しくは、在学する学校にお尋ねいただくか、文部科学省のホームページでご確認ください。

URL https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/index.htm (日本語)

2-3 高等学校等奨学給付金

すべての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、低所得世帯に対し、授業料以外の教育費負担を軽減すべく給付金を支給します。返済は不要です。以下の条件をすべて満たしている場合に保護者が申請できます。

生徒の条件

- a. 2014（平成 26）年度以降に高等学校等の 1 年生に入学した人
- b. 7 月 1 日時点で就学支援金の受給資格を有する人

保護者等の条件

- c. 生活保護（生業扶助）受給世帯または保護者等全員の県民税所得割および市町村民税所得割が非課税である人
- d. 7 月 1 日時点で愛知県に住民票がある人

詳しくは、国公立学校については、愛知県教育委員会高等学校教育課（電話：052-954-6785）、私立学校については、愛知県県民文化局県民生活部学事振興課私学振興室（電話：052-954-7477）もしくは在学する学校にお尋ねください。

2-4 奨学金

愛知県では、勉学意欲がある高等学校や専修学校高等課程の生徒の修学を支援するため、次の返還が必要な奨学金と返還が不要な奨学金があります。

A 高校生等を対象とした奨学金

高等学校・専修学校高等課程に在学し、修学に経済的支援を必要とする人を対象とした奨学金貸与（返還が必要）の制度です。日本国籍の人、あるいは外国籍で原則永住者または特別永住者の人が対象となります。詳しくは、愛知県教育委員会高等学校教育課（電話：052-954-6785）か在学する学校にお尋ねください。

B 短期大学、専修学校（専門課程）、大学などの学生を対象とした奨学金

短期大学、専修学校（専門課程）、大学などの学生を対象とした奨学金制度に、日本学生支援機構の奨学金があります。給付奨学金と貸与奨学金があり、給付・貸与月額条件によって異なります。また、貸与奨学金は無利子と有利子の 2 種類があります。詳しくは、在学する学校の奨学金窓口にお尋ねください。

独立行政法人日本学生支援機構

URL <https://www.jasso.go.jp/>

C 留学生を対象とした奨学金

留学生を対象とした奨学金制度は、日本政府（文部科学省）、日本学生支援機構、地方自治体などで行っています。これらの制度の一覧は、日本学生支援機構が毎年日本語と英語で発行している「日本留学奨学金パンフレット」で確認できます。

URL <https://www.studyinjapan.go.jp/ja/planning/about-scholarship/>

2-5 教育費について

高校や大学進学の際には、まとまったお金が必要になります。奨学金や教育ローンを利用することもできますが、これらは卒業後に返さなくてはならないため、よく考えてから借りましょう。子どもが小さいうちから教育費を貯金し、事前に準備しておくことが大切です。右の表は、幼稚園から大学までの教育費（通学費や給食費、習い事や塾にかかる費用も含む）の例（2018 年度）です。

	公立	私立
幼稚園	約 65 万円	約 158 万円
小学校	約 193 万円	約 959 万円
中学校	約 146 万円	約 422 万円
高等学校	約 137 万円	約 290 万円
大学	約 243 万円	約 507 万円

参考資料：愛知県「愛知県に住む外国人のみなさんへ 知って安心！ あなたとの未来とお金のまるとガイドブック」

URL <https://www.pref.aichi.jp/soshiki/tabunka/lifeplanguidebook.html>

対応言語 ポルトガル語、スペイン語、英語、中国語、フィリピン語／タガログ語、ベトナム語、日本語

3 日本語学習

3-1 日本語能力評価・試験

日本語学習者のための日本語能力を測定する試験はたくさんあります。試験方法、評価のレベル、判定方法、実施場所、実施団体、受験費用などはさまざまです。自分の目的（留学、就職、技能実習など）にあった試験を選ぶとよいでしょう。下記の表に挙げた試験は、一部の代表的な試験です。文化庁のホームページに「日本語能力評価・試験等一覧」がありますので、参考にしてください。

URL https://www.bunka.go.jp/seisaku/kokugo_nihongo/kyoiku/hyoka_shiken/

名称	実施団体	試験時期	URL
日本語能力試験 JLPT	（公財）日本国際教育支援協会、（独行）国際交流基金	7、12 月（年 2 回）	https://info.jees-jlpt.jp
JPT 日本語能力試験	（一社）日本語能力試験実施委員会	年 12 回	https://www.jpctest.jp
日本語 NAT-TEST	専門教育出版「日本語 NAT-TEST 運営委員会」	年 6 回以上	http://www.nat-test.com
J. TEST 実用日本語検定	株式会社語文研究社「日本語検定協会 J. TEST 事務局」	年 6 回	https://j-test.jp
BJT ビジネス日本語能力テスト	（公財）日本漢字能力検定協会	随時	https://www.kanken.or.jp/bjt/
日本留学試験	（独行）日本学生支援機構	6、11 月（年 2 回）	https://www.jasso.go.jp/ryugaku/eju/index.html

また、日本語学習者が得意とする言語で自己評価ができるように、日本語を含めた 14 言語で日本語能力を確認することができるツールがあります。A1～C2 の 6 つのレベルで日本語能力を確認することができます。

日本語能力自己評価ツール にほんごチェック！

URL <https://www.nihongo-check.bunka.go.jp/>

対応言語 ポルトガル語、スペイン語、英語、中国語（簡体字）、フィリピン語／タガログ語、ベトナム語、ネパール語、インドネシア語、タイ語、韓国語、ミャンマー語、カンボジア語／クメール語、モンゴル語、日本語

3-2 日本語の学び方

日本語は、一般の日本語学校のほか、市町村やボランティア団体などが開催する日本語教室で学ぶことができます。愛知県国際交流協会でも日本語教室を開催しています（J-61）。

また、（一財）日本語教育振興協会のホームページ（<https://www.nisshinkyoo.org/>）から、同協会の維持会員（2022（令和 4）年 11 月 15 日現在、203 校）の情報を英語、中国語（簡体字・繁体字）、韓国・朝鮮語、日本語で検索できます。

インターネットで学べる日本語学習ツールも気軽に活用することができます。

文化庁「生活者としての外国人」のための日本語学習サイト

「つながるひろがる にほんごでの暮らし」（通称：つなひろ）

URL <https://tsunagaru.jp.bunka.go.jp>

対応言語 ポルトガル語、スペイン語、英語、中国語、フィリピン語／タガログ語、ベトナム語、ネパール語、インドネシア語、タイ語、韓国語、ミャンマー語、カンボジア語／クメール語、モンゴル語、ロシア語、ウクライナ語



第7章 医療・年金・福祉

1 医療機関

日本の医療機関には多くの診療科があり、入院や手術などの治療を行う病院と、病院より規模が小さく普段から身近にかかる診療所（医院）があります。

病気やけがの状況に応じて受診する医療機関を選んでください。また、多くの診療科のある病院で、どの科に行けばよいのか分からないときは、受付で症状を伝えて聞いてください。

病院に行ったら、健康保険証を出します。健康保険証を提示すると、医療を一部自己負担で受けることができます。自己負担分を助成する各種医療費受給者証（J-25 の 4-3）を持っている人は、併せて提示が必要です。健康保険証を持って行かなかった場合、あるいは医療保険に加入していない場合は、医療費は全額自己負担となります（J-32 の 2）。

主な診療科目

内科	主に薬を使って治す科で、かぜをはじめ病気一般を治療します。何の病気か分からないとき、まず内科を受診するとよいでしょう。
外科	外傷にかかわる治療や手術を行います。
小児科	一般的には、おおむね 15 歳までの子どもの病気一般を治療します。
整形外科	骨折やねんざ、腰痛など、骨・関節・筋肉にかかわる治療を行います。
眼科	目の病気一般を治療するほか、視力検査もします。
歯科	虫歯治療など、歯に関する治療をします。

その他、産婦人科、耳鼻咽喉科、皮膚科、泌尿器科、精神科などがあります。

外国人向け多言語説明資料一覧

厚生労働省のホームページの「外国人向け多言語説明資料一覧」で医療に関する資料が多言語で掲載されています。

URL https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/kokusai/setsumei-ml.html

多言語医療問診票

（特活）国際交流ハーティ港南台と（公財）かながわ国際交流財団が協働で制作した多言語医療問診票です。科目別、言語別で探せるようになっています。

URL <https://kifjp.org/medical/>

1-1 外国語対応医療機関

インターネットや電話、FAX で外国語対応の可能な医療機関を検索することができます。

あいち救急医療ガイド

今診てもらえる病院・診療所をポルトガル語、英語、中国語、韓国・朝鮮語で検索できます。

また、多言語で対応できる県内の救急医療機関を検索できます。

URL <https://www.qq.pref.aichi.jp/>

なお、多言語での音声・FAX による自動応答案内もあります。

電話・FAX 050-5810-5884

対応言語 ポルトガル語、スペイン語、英語、中国語、韓国・朝鮮語

あいち医療情報ネット

外国語で対応できる県内の病院・診療所・歯科診療所・薬局・助産所などの医療情報を検索できます。

URL <https://iryojoho.pref.aichi.jp/>

また、一部の医療機関において、下記のサービスが受けられます。

あいち医療通訳システム (AiMIS)

- ・ **医療通訳者の派遣**：大学と連携して養成した知識・スキルを持った医療通訳者を派遣します。
 - ・ **電話通訳**：初診や緊急のときなどに、患者と医療機関スタッフとの間の電話通訳を行います。
 - ・ **文書翻訳**：医療機関への紹介状等の翻訳を行います。
- ※ **対応言語** ポルトガル語、スペイン語、英語、中国語、フィリピン語／タガログ語、ベトナム語、ネパール語、インドネシア語、タイ語、韓国語・朝鮮語、ミャンマー語、モンゴル語、マレー語、アラビア語

あいち医療通訳システムが利用できる医療機関や利用方法などについては、運営事務局にお問い合わせください。

電話 050-3816-7465 (運営事務局) (日本語のみ)
受付時間 平日 9:00～17:30
URL <http://www.aichi-iryoku-tsuyaku-system.com/>

(特活) AMDA 国際医療情報センター

多言語で外国語の通じる医療機関の案内を全国対応しています。日本の医療福祉制度の説明もします。詳しくは、以下のホームページをご確認ください。

URL <https://www.amdamedicalcenter.com/consaltant>

2 医療保険

2-1 日本の医療保険制度

日本の医療保険制度は、病気やけがをしたときの医療費負担を軽減する目的で設けられています。日本に住む人は、国籍を問わず公的医療保険に加入しなければなりません。医療保険には、会社や事業所に勤める人および扶養家族が加入する健康保険（健康保険組合）と、それ以外の人を対象とする国民健康保険があります。加入すると被保険者証が交付され、病気などになったとき保険医療機関の窓口で提示すれば費用の一部を支払うだけで必要な治療が受けられます。

ただし、日本との社会保障協定締結国において、社会保障制度の二重加入防止のため、社会保障制度に加入する必要がない場合があります（日本で受ける医療に関する費用の支出に備えるための適切な保険に加入していることを証明する必要があります。）。詳しくは、日本年金機構のホームページでご確認ください。

日本年金機構 社会保障協定について

URL <https://www.nenkin.go.jp/service/shaho-kyotei/20141125.html>

2-2 健康保険（社会保険）

健康保険の適用事業所で常時働く人であれば、国籍にかかわらず加入します。なお、手続きは事業主が行います。また、結婚や子の出生など被扶養者が増えたときには、会社に届け出をします。

その他、日本年金機構では、外国人向けの社会保険に関するパンフレットを作成しています。

日本年金機構多言語パンフレット

みんなのための「社会保険」

URL <https://www.nenkin.go.jp/service/pamphlet/kaigai/201904.html>
対応言語 ポルトガル語、スペイン語、英語、中国語、フィリピン語／タガログ語、ベトナム語、ネパール語、インドネシア語、タイ語、韓国語、ミャンマー語、ロシア語、カンボジア語、モンゴル語、日本語

社会保険制度加入のご案内

URL <https://www.nenkin.go.jp/service/pamphlet/kaigai/shakaihoken.html>
対応言語 ポルトガル語、スペイン語、英語、中国語、フィリピン語／タガログ語、ベトナム語、ネパール語、インドネシア語、タイ語、韓国語、ミャンマー語、ロシア語、カンボジア語、モンゴル語、日本語

厚生年金保険・健康保険制度のご案内

URL <https://www.nenkin.go.jp/service/pamphlet/kaigai/konen-kenpo.html>
対応言語 ポルトガル語、スペイン語、英語、中国語、フィリピン語／タガログ語、ベトナム語、ネパール語、インドネシア語、タイ語、韓国語、ミャンマー語、ロシア語、カンボジア語、モンゴル語、日本語

A 保険料

給料の額に応じて決められ、事業主と加入者が 50%ずつ負担します。事業主は加入者の給料から保険料を控除します。

B 保険証（健康保険被保険者証）

健康保険の加入者も被扶養者も含めて加入者には、1 人 1 枚の保険証が交付されます。保険証は健康保険に加入していることを証明するもので、診察を受ける際には必ず医療機関の窓口に表示します。保険証の貸し借りや売買は禁じられています。不正使用すると法律で罰せられます。

C 健康保険（社会保険）のみ適用される給付内容

a. 傷病手当金

加入者本人が業務外の病気やけがのため仕事を連続する 3 日間を含め 4 日以上休んで給料を受けられないときは、4 日目から欠勤 1 日につき「支給開始日以前 12 か月間の各標準報酬月額を平均した額」÷30 日×3 分の 2 が受けられます（最長 1 年 6 か月）。

b. 出産手当金

加入者本人が出産のため仕事を休み、給料を受けられないときは、出産（予定）日以前 42 日（多胎妊娠の場合は 98 日）から出産日後 56 日までの範囲内で欠勤 1 日につき「支給開始日以前 12 か月間の各標準報酬月額を平均した額」÷30 日×3 分の 2 が受けられます。（J-24 の 3-3）

D 資格喪失

健康保険の扶養家族から外れる際や会社を退職した場合などに資格喪失される人は、資格を失う日に勤務先に保険証を返還してください。保険証は、退職する日までしか使用できませんので、資格喪失後に保険証を使用して診療を受けた場合は、医療費の返還が求められます。返還金額が数百万円以上になる場合があるので、保険証の使用期限をしっかりと確認しておきましょう。

問合せ先

全国健康保険協会愛知支部（協会けんぽ）

住所 〒450-6363 名古屋市中村区名駅 1-1-1 JP タワー名古屋 23 階

電話 052-856-1490

受付時間 平日 8:30～17:15

URL <https://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/aichi/>

協会けんぽ愛知支部では、外国人向け健康保険の案内チラシを作成しています。

外国人のための健康保険活用ガイドブック

URL <https://www.kyoukaikenpo.or.jp/~media/Files/aichi/pr/gaikokugo/20191017gaikokugo//20220221103.pdf> (やさしい日本語)

日本の医療保険制度および退職後の健康保険証の使用について

URL <https://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/aichi/cat080/2019102801/2019102802/>

対応言語 ポルトガル語、スペイン語、英語、中国語、フィリピン語／タガログ語、ベトナム語、インドネシア語

2-3 国民健康保険

住民登録の対象となる人で、職場の健康保険など他の公的医療保険の適用にならない人で 75 歳未満の人は国民健康保険に加入することになります。次のいずれかに該当するときには、14 日以内に、住所地の市区町村役場で加入の手続きをしてください。

- 住民登録を行ったとき
- 他の市町村から転入したとき
- 職場の健康保険をやめたとき
- 子どもが生まれたとき（子どもの分）

なお、住民登録の対象とならない 3 か月以下の在留期間が決定された人でも、3 か月を超えて滞在すると見込まれる場合は、加入対象になる場合がありますので、気をつけてください。詳しくは、住所地の市区町村役場にお問い合わせください。

A 保険料（税）

国民健康保険の加入者がいる世帯の世帯主は、保険料（税）を納める義務があります。保険料（税）は、世帯ごとの家族数や前年の所得から算出されます。また、保険料（税）は、年間分を納期ごとに分割して、金融機関などを通じて世帯主が納めます。市区町村役場から送られてくる「納付書」を市区町村役場や金融機関に持参して納める方法と、金融機関の「口座振替」を利用する方法があります（市町村によっては、コンビニエンスストアなどでも支払うことができます。）。

保険料（税）は、加入の届け出をした日からではなく、国民健康保険の資格を得た月までさかのぼって支払うことになります。

また、災害や失業、倒産などで保険料（税）を納めることが困難な場合は、保険料（税）を減免できる場合がありますので、住所地の市区町村役場にご相談ください。

B 保険証（国民健康保険被保険者証）

国民健康保険の加入者には、保険証が交付されます。保険証は国民健康保険に加入していることを証明するもので、診察を受ける際には必ず医療機関の窓口で提示します。保険証の貸し借りや売買は禁じられています。不正使用すると法律で罰せられます。

C 資格喪失

次のいずれかに該当するときには、国民健康保険の資格を喪失しますので、14 日以内に住所地の市区町村役場で資格喪失の手続きをし、保険証を返還してください。

- a. 帰国するとき
- b. 他の市町村に転出したとき
- c. 職場の健康保険に加入したとき
- d. 死亡したとき
- e. 後期高齢者医療制度（75 歳以上の人および一定の障害があり申請により認定を受けた 65 歳以上の人が入る医療制度）の対象となったとき（75 歳に到達し、対象となったときの手続きは不要です。）。

資格喪失後に保険証を使用して診療を受けた場合は、国民健康保険が負担した医療費はあとで返還することになります。

2-4 後期高齢者医療制度

後期高齢者医療制度は、高齢者が安心して医療を受け続けることができるよう創設された制度で、都道府県ごとに全市町村が加入する後期高齢者医療広域連合と市町村が協力して運営しています。

A 加入対象者（外国人の場合）

次のいずれかに該当する人は、後期高齢者医療制度の被保険者となります。ただし、在留資格が特定活動で、活動内容が医療目的、観光保養目的の人は加入できません。なお、それまでに加入していた健康保険（国民健康保険、健康保険組合、協会けんぽ、共済組合など）は脱退となります。

a. 75 歳以上の人

75 歳の誕生日当日以降加入します。加入についての手続きは必要ありません。

b. 65 歳～74 歳で一定の障害のある人※

後期高齢者医療広域連合の認定を受け、認定日から後期高齢者医療制度に加入できます。加入を希望される人は、お住まいの市区町村の窓口で認定の申請をしてください。

また、一度認定を受けた人でも、74 歳まではいつでも障害認定を撤回して、他の健康保険などに移ることができます。

※ 「一定の障害のある人」とは

身体障害者手帳 1～3 級、身体障害者手帳 4 級（音声、言語、下肢 1・3・4 号）

療育（愛護）手帳 A 判定（1・2 度）

精神障害者保健福祉手帳 1・2 級

B 保険料

年間の保険料は、被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」と、被保険者全員が等しく負担する「被保険者均等割額」（定額）の合計です。保険料率は 2 年ごとに見直されます。

2-5 医療保険一覧表

	健康保険 (社会保険)	国民健康保険	後期高齢者医療制度
問合せ先	全国健康保険協会または健康保険組合	市区町村役場	市区町村役場
対象者	健康保険の適用事業所で常時働く人	住民登録している 75 歳未満の人	75 歳以上の人、65 歳～74 歳で一定の障害のある人
保険料	給料の額に応じて決められ、会社と加入者が 50%ずつ負担。	世帯ごとの家族数や前年の所得から計算される。	被保険者の所得に応じて負担する。保険料率は 2 年ごとに見直される。

		健康保険 (社会保険)	国民健康保険	後期高齢者医療制度
給付内容	医療費等	7割給付 3割自己負担 未就学児は 8割給付 2割自己負担、70歳以上 75歳未満は 8割給付 2割自己負担 (現役並み所得者は 3割自己負担)	70歳未満は 7割給付 3割自己負担 70歳以上 75歳未満は 8割給付 2割自己負担 (現役並み所得者は 3割自己負担)	9割給付 1割自己負担 (一定以上所得者は 8割給付 2割自己負担、現役並み所得者は 7割給付 3割自己負担)
	傷病手当金	あり J-33 の 2-20-a 参照	なし	なし
	出産育児一時金	1児ごとに 50万円 (産科医療補償制度に加入していない医療機関、または日本以外で出産した場合は 48.8万円)	1児ごとに 50万円 (産科医療補償制度に加入していない医療機関で出産した場合は 48.8万円) 妊娠 85 日以降であれば、死産・流産でも支給される。	なし
	出産手当金	あり J-24 の 3-3、J-33 の 2-20-b 参照	なし	なし
	療養費	次のような場合で医療費の全額を支払ったとき、保険者が承認すれば申請により、支払った費用の一部の払い戻しが受けられる。 ・ やむを得ず被保険者証を持たずに診療を受けたとき ・ 医師の指示により、コルセットなどの補装具を作ったとき ・ 輸血のために用いた生血代がかかったとき ・ 海外に渡航中、治療を受けたとき		
	高額療養費	1か月の自己負担額が一定額を超えたとき、請求により超えた分が払い戻される。		
		「限度額適用認定証」を 保険証と併せて医療機関等 の窓口に提示すると、1か 月 (1日から月末まで) の窓 口での支払いが自己負担限度 額までとなる。	「限度額適用認定証」を 保険証と併せて医療機関等 の窓口に提示すると、1か 月 (1日から月末まで) の窓 口での支払いが自己負担限度 額までとなる。	同一月に支払った医療費 の一部負担金を合算して、自 己負担限度額 (所得区分等 によって細かく設定される。) を超えた部分を支給される。 初回のみ申請が必要。
	高額介護 合算療養費	同じ世帯の被保険者で、健康保険の世帯に介護保険の受給者がいる場合に、1年間に支払った医療保険と介護保険の自己負担額を合算して、自己負担限度額 (所得区分等によって細かく設定される。) を超えた場合に、申請により支給される。		
	入院時 食事療養費	被保険者が入院したときの食事にかかる費用のうち、決められた金額までは自己負担になるが、一定の条件を満たした場合は、申請により食事代が減額される。		
	柔道整復、鍼灸、 あん摩・ マッサージ 施術療養費	柔道整復師 (整骨院・接骨院)・鍼灸師等の施術には、被保険者証が「使える場合」と「使えない場合」がある。		
	訪問看護 療養費	居家で療養している人が、主治医の指示に基づいて訪問看護ステーションの訪問看護を利用した場合、その費用が訪問看護療養費として現物給付される。		
	保険外併用 療養費	保険が適用されない療養を受けると、保険が適用される部分があっても全額が自己負担となるが、一定の条件を満たした場合は、通常の治療と共通する部分 (診察、検査投薬、入院料) の費用については保険が適用される。		

		健康保険 (社会保険)	国民健康保険	後期高齢者医療制度
給付内容	移送費	病気やケガで移動が困難な患者が医師の指示で一時的・緊急の必要があり、移送された場合に、全国健康保険協会がやむを得なかったと認めた場合に限り、移送費が現金給付として支給される。	治療のため入院・転院が必要とされ、移送されたとき、保険者が認めた範囲内でその費用が支給される。	負傷、疾病等により、移動が困難な患者が医師の指示により一時的・緊急的な必要性があつて移送されたときは、やむを得なかったと広域連合が認めた場合に限り移送費を支給する。
	埋葬料(費) 葬祭費	加入者本人が死亡したときまたは被扶養者が死亡したときは、5万円が支給される(埋葬費の場合は、5万円の範囲内で実際に埋葬に要した費用を支給する)。	加入者が死亡したとき葬祭を行った人に支給される。額は市町村によって異なる。	被保険者が死亡したときは、葬祭を行った人に葬祭費として5万円を支給する。

※ 0歳から中学校卒業まで(15歳に達した日以後の最初の3月31日まで)の人は「子ども医療費受給者証」、70歳から74歳の人は「高齢受給者証」の提示も必要です。ただし、市町村によって、助成対象となる年齢や支給方法、所得制限の有無等が異なります。詳しくは、住所地の市区町村役場にご相談ください。

3 年金制度

3-1 日本の年金制度

日本の年金制度は、老齢や障害、死亡などに対して生活の安定を図るため、日本に住むすべての人が年金に加入することになっています。公的年金制度には、国民年金、厚生年金保険があります。国民年金は加入期間や支払った保険料に応じて基礎年金を支給する制度で、厚生年金保険は、基礎年金の上乗せとして過去の報酬(給与)と加入期間に応じた報酬比例の年金を支給する制度です。

なお、日本年金機構から毎年、誕生月に公的年金の加入者に日本語で書かれたねんきん定期便(ハガキまたは手紙)が届きます。ねんきん定期便には、これまでの年金加入期間や保険料納付額などの年金記録が記されています。その他「ねんきんネット」を利用すれば、パソコンやスマートフォンから自身の年金情報をオンライン上で確認することもできます。

参考資料：日本年金機構 「ねんきんネット」

URL https://www.nenkin.go.jp/n_net/

また、外国人が本国へ帰国する場合に、日本で納めた年金がどうなるかについては、J-38の3-4「脱退一時金」を参照してください。

3-2 国民年金

国籍を問わず、日本に住む20歳以上60歳未満の人は国民年金に加入し、保険料を納めることが法律で義務付けられています。ただし、国民年金保険料の免除制度・納付猶予制度なども設けられており、「学生納付特例制度」、「産前産後期間の免除制度」(J-24の3-2)、「配偶者から暴力を受けた方の特例免除」など様々な場合で適用されます。日本年金機構では、外国人向けのパンフレットを作成しています。

国民年金制度の仕組み

URL <https://www.nenkin.go.jp/service/pamphlet/kaigai/kokunenseido.html>

国民年金加入のご案内

URL <https://www.nenkin.go.jp/service/pamphlet/kaigai/kanyuu.html>

国民年金被保険者関係届書(申出書)

URL <https://www.nenkin.go.jp/service/pamphlet/kaigai/kankeitodoke.html>

国民年金保険料免除・納付猶予のご案内

URL <https://www.nenkin.go.jp/service/pamphlet/kaigai/menjyo-yuyo.html>

国民年金保険料学生納付特例の申請について

URL <https://www.nenkin.go.jp/service/pamphlet/kaigai/gakuseinouhutokurei.html>

日本に住む外国人のみならず 公的年金制度のご案内

URL <https://www.nenkin.go.jp/service/pamphlet/kaigai/koutekinenkin.html>

技能実習生・実習実施者の皆様へ(日本の公的年金に加入手続きはお済みですか?)

URL <https://www.nenkin.go.jp/service/pamphlet/kaigai/ginoujissyuu.html>

上記すべての対応言語

ポルトガル語、スペイン語、英語、中国語、フィリピン語／タガログ語、ベトナム語、ネパール語、インドネシア語、タイ語、韓国語、ミャンマー語、ロシア語、カンボジア語、モンゴル語、日本語

A 加入者および加入手続き

a. 第1号被保険者

日本に住む20歳以上60歳未満の人で、次の第2号被保険者または第3号被保険者に該当しない人。第1号被保険者に該当する外国籍の人は、市区町村役場で住民票作成を行った後、同じ市区町村役場の国民年金の窓口で加入手続きを行います。

b. 第2号被保険者

会社や工場等に勤めている人で、厚生年金保険等に加入している人。加入手続きは会社等の事業主が行いますので、ご本人の手続きは不要です。詳しいことは勤務先へお尋ねください。

c. 第3号被保険者

第2号被保険者に扶養されている日本に住む20歳以上60歳未満の配偶者（被扶養配偶者）。なお、一時的な海外渡航者等については、特例的に第3号被保険者になる場合があります。加入手続きは第2号被保険者である配偶者が勤めている会社等の事業主を経由して行うことになっています。詳しくは、配偶者の勤務先へお尋ねください。

B 保険料（第1号被保険者の人）

月々の保険料は年度毎に決められています。日本年金機構から納付書が送付されますので、毎月の保険料は翌月末日までにその額を納付します。保険料の納付は、銀行等の金融機関、郵便局、コンビニエンスストア等の窓口で現金による納付のほか、口座振替、クレジットカードやインターネットを利用する方法もあります。なお、所得が少ない等の理由で保険料を納めることが困難な場合は、市区町村役場に保険料免除等の申請を行ってください。承認された場合は保険料の全額または一部が免除されます。また、子ども出産前後は国民年金保険料が出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間（多胎妊娠（2人以上の赤ちゃんを同時に妊娠）の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3か月前から最大6か月間）免除されます。（J-24の3-2）

C 国民年金から支給される年金給付

以下の基礎年金が一定の要件の下に支給されます。一部例外はありますが、日本国外に居住する場合も居住先で年金を受け取ることができます。

a. 老齢基礎年金

国民年金の保険料を10年以上納めたなどの条件を満たした人に、原則65歳から支給されます。

b. 障害基礎年金

国民年金に加入中に初診日のある病気やケガにより、障害等級1級または2級に該当する障害の状態にある場合に支給されます。

c. 遺族基礎年金

国民年金に加入中の人が亡くなった場合は、その人に生計を維持されていた遺族（子のある配偶者または子）に支給されます。

3-3 厚生年金保険

社会保険に加入している事業所（会社や工場）に雇用されている人は、原則加入する義務があります。

A 加入者および加入手続き

会社や工場に一定の条件の下、雇用されている70歳未満の人が加入します。原則として65歳未満の人は同時に国民年金の第2号被保険者となります。手続きは事業主が行います。

B 保険料

給料の額に応じて決まり、事業主と加入者が50%ずつ負担します※。事業主は加入者の負担額を給料から控除します。産前産後期間の免除については、J-24の3-2「出産時の年金・健康保険料の免除」を参照してください。

※ 健康保険組合への加入事業所における健康保険料の負担割合は、規約で定めるところによります。

C 保険給付

老齢厚生年金、障害厚生年金、遺族厚生年金が一定の要件の下に支給されます。

3-4 脱退一時金

脱退一時金は、次の条件を満たした人が被保険者の資格を喪失して、住民票転出（予定）日以降2年以内に請求した場合に支給されます。ただし、転出届を提出していない場合、再入国許可期間内は、原則として脱退一時金を請求することができません。脱退一時金の額は、被保険者期間や保険料納付済期間に応じて決められます。なお、国民年金の脱退一時金からは所得税が源泉徴収されませんが、厚生年金保険の脱退一時金からは支給時に20.42%の所得税等が源泉徴収されます。また、日本と年金通算の協定を締結している相手国の年金加入期間のある人は、一定の要件の下、年金加入期間を通算して、日本と協定相手国の年金を受け取ることができる場合があります。ただし、脱退一時金を受け取ると、その期間を通算することができなくなります。

受給条件

- a. 日本国籍を有しない人であること
- b. 国民年金の第1号被保険者としての保険料納付済期間の月数、保険料4分の1免除期間の月数の4分の3に相当する月数、保険料半額免除期間の月数の2分の1に相当する月数、および保険料4分の3免除期間の月数の4分の1に相当する月数を合算した月数、または、厚生年金保険の被保険者期間の月数が6か月以上あること
- c. 日本国内に住所を有しないこと
- d. 年金（障害手当金を含む）を受ける権利を有したことの無いこと

脱退一時金に関する情報

日本年金機構ホームページから脱退一時金に関する詳細および請求書をダウンロードすることができます。

URL <https://www.nenkin.go.jp/service/jukyu/todokesho/sonota-kyufu/20150406.html>

対応言語 ポルトガル語、スペイン語、英語、中国語、フィリピン語／タガログ語、ベトナム語、ネパール語、インドネシア語、タイ語、韓国語、ミャンマー語、ロシア語、カンボジア語、モンゴル語

3-5 社会保障協定

国際的な交流が活発化する中、企業から派遣されて海外で働くことや、将来を海外で生活される人が年々増加しています。海外で働く場合は、働いている国の社会保障制度に加入する必要がありますが、日本から海外に派遣された企業駐在員等については、日本の社会保障制度との保険料と二重に負担しなければならない場合が生じています。また、日本や海外の年金を受け取るためには、一定の期間その国の年金に加入しなければならない場合があるため、その国で負担した年金保険料が年金受給につながらないことがあります。

社会保障協定は、以上を踏まえ、以下2点を目的として締結しています。

- ① 「保険料の二重負担」を防止するために加入すべき制度を二国間で調整する（二重加入の防止）。
- ② 年金受給資格を確保するために、両国の年金制度への加入期間を通算することにより、年金受給のために必要とされる加入期間の要件を満たしやすくなる（年金加入期間の通算）。

各社会保障協定の内容は、多くの点で共通していますが、協定を締結する相手国の制度内容等に応じて、それぞれ対象となる制度が異なる箇所があります。

各国と結んでいる協定に共通する取り扱いや手続きについては、日本年金機構のホームページで確認することができます。

URL <https://www.nenkin.go.jp/service/shaho-kyotei/20141125.html>

3-6 年金制度一覧表

種別	第 1 号被保険者	第 2 号被保険者	第 3 号被保険者
加入する制度	国民年金	国民年金と厚生年金保険	国民年金
対象者	20 歳以上 60 歳未満の農林漁業者、自営業者、学生、無職の人など	会社員・公務員の人など	国内に居住し、第 2 号被保険者に扶養されている 20 歳以上 60 歳未満の配偶者 ※一時的な海外渡航者等は特例的に第 3 号被保険者になる場合があります。
届出方法	お住まいの市（区）役所または町村役場へ届出	勤務先を通じて事業主が届出	第 2 号被保険者の勤務先経由で届出
保険料の納付方法	・納付書による納付や口座振替など、自分で納付 ・保険料は年度毎に決定	・勤務先を通じて納付（給料から天引き） ・毎月の給与※ ¹ と賞与※ ² に共通の保険料率をかけて計算（加入者と事業主とが半分ずつ負担）	・自己負担なし （第 2 号被保険者の加入制度が負担）
年金給付の種類	厚生年金 ・老齢厚生年金 ・障害厚生年金 ・遺族厚生年金 国民年金（基礎年金） ・老齢基礎年金 ・障害基礎年金 ・遺族基礎年金		

※1 被保険者が受ける報酬を基に決められる標準報酬月額

※2 標準賞与額

3-7 問合せ先

ねんきんダイヤル

年金相談に関する一般的なお問い合わせ：

電話 0570-05-1165（ナビダイヤル）
（050 で始まる電話でかける場合は 03-6700-1165（一般電話））
※ 月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日に 19：00 まで相談あり。

受付時間 月曜日 8：30～19：00
火～金曜日 8：30～17：15
第 2 土曜日 9：30～16：00
土・日・祝日（第 2 土曜日を除く）、12/29～1/3 は利用できません。

予約受付専用電話

来訪相談の予約：

電話 0570-05-4890（ナビダイヤル）
（050 で始まる電話でかける場合は 03-6631-7521（一般電話））

受付時間 月～金曜日 8：30～17：15
土・日・祝日、12/29～1/3 は利用できません。

ねんきん加入者ダイヤル

年金の加入に関する一般的なお問い合わせ：

国民年金加入者向け

電話 0570-003-004 (ナビダイヤル)
(050 で始まる電話でかける場合は 03-6630-2525 (一般電話))

事業所、厚生年金加入者向け

電話 0570-007-123 (ナビダイヤル)
(050 で始まる電話でかける場合は 03-6837-2913 (一般電話))

受付時間 月～金曜日 8:30～19:00
第2土曜日 9:30～16:00
土・日・祝日 (第2土曜日を除く)、12/29～1/3 は利用できません。

※ ナビダイヤルで音声ガイダンスの内容が分からない場合、そのまま待っていれば、担当者につながります。

年金事務所の通訳サービス

受付時間 月～金曜日 8:30～17:15 (祝日、年末年始 12/29～1/3 を除く。)

対応言語 ポルトガル語、スペイン語、英語、中国語、タガログ語、ベトナム語、ネパール語、インドネシア語、タイ語、韓国語

※ 詳しくは、最寄りの年金事務所 (J-63 の 4) にお尋ねください。

4 介護保険

4-1 介護保険とは

介護保険制度は、介護を社会全体で支え合う保険形式により、市町村が主体となって運営しています。寝たきりや認知症などで介護が必要な状態になったときや日常生活で支援が必要な状態になったとき、所得に応じてかかった費用の1割から3割の負担で介護サービスを利用できます。詳しくは、市区町村役場にお尋ねください。

参考資料：愛知県 外国人向けの介護保険説明リーフレット「KAIGO HOKEN」

URL <https://www.pref.aichi.jp/soshiki/tabunka/koureisya-kaigo.html>

対応言語 ポルトガル語、英語、中国語、フィリピン語／タガログ語、韓国語、日本語

愛知県 「介護保険・高齢者福祉ガイドブック」

URL <https://www.pref.aichi.jp/soshiki/korei/guidebook.html>

厚生労働省 介護保険制度について

URL https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10548.html

対応言語 ポルトガル語、スペイン語、英語、中国語、フィリピン語／タガログ語、ベトナム語、ネパール語、インドネシア語、タイ語、韓国語、日本語

A 加入対象者（外国人の場合）

以下のすべての要件に該当する人が対象となります。

- 住民登録をしていること（住民登録の対象にならない3か月以下の在留期間の人で、3か月を超えて日本に滞在すると見込まれる場合は加入対象になる場合があります。）
- 65歳以上であること、もしくは40歳以上65歳未満で、日本の公的医療保険に加入していること

B 保険料

a. 65歳以上の人

住んでいる市町村によって異なりますが、標準的な賦課方法では、所得に応じて9段階ほどの金額に分けられ、市町村からの通知に基づいて納めます。ただし、老齢等年金給付が月額15,000円以上の場合は年金から差し引かれます。

b. 40歳以上65歳未満の人

医療保険の保険料に上乗せして納めます。計算の仕方や額は、加入している医療保険や給料、所得、資産等によって異なります。

4-2 介護サービスを受けるには

介護保険のサービスを利用するには、まず住所地の市区町村役場に申請し、どの程度の介護が必要なのか認定を受けます。この認定結果に基づき、居宅介護（介護予防）支援事業者にケアプラン（利用者の希望や心身の状況をふまえた介護サービスの利用計画）を作成してもらい、必要な介護サービスを利用します。なお、ケアプランは本人が作成することもできます。

5 障害者

障害者の福祉サービスについては、住所地の市区町村役場で相談できます。市区町村役場では、障害者手帳の交付や、医療費の助成などの福祉サービスの総合的な相談が受けられます。

障害者福祉に関しては、愛知県が発行している「福祉ガイドブック」をご覧ください。

参考資料： **愛知県 「令和4年度 福祉ガイドブック」**

URL <https://www.pref.aichi.jp/soshiki/shogai/0000077181.html>

5-1 障害者手帳

一定の身体、知的、精神障害がある人は、申請により障害者手帳が交付されます。交付されれば、障害の種別・程度に応じて各種手当の支給、各種税の減免、公共交通機関の運賃の割引など、様々な制度を利用できます。手続きは住所地の市区町村役場で行います。

5-2 特別児童扶養手当

一定の条件に該当する精神または身体の障害がある20歳未満の子どもを監護、養育している場合には、特別児童扶養手当が支給されます（ただし、所得制限があります。）。詳しくは、住所地の市区町村役場にお尋ねください。

6 ひとり親家庭

ひとり親家庭を支援するための各種の支援制度があります。

6-1 児童扶養手当

離婚等により父親もしくは母親がいない家庭などで、18歳以下の子ども（障害をもつ子どもは20歳未満）を養育している場合には、児童扶養手当が支給されます。受給資格者が養育する子どもの数や所得等により児童扶養手当額決められます（令和4年4月現在）。一定以上の所得があるなど支給されない場合があります。詳しくは、住所地の市区町村役場にお尋ねください。

区分	金額
児童1人のとき	43,070～10,160 円
児童2人のとき	10,170～5,090 円加算
児童3人以上のとき (1人増すごとに)	6,100～3,050 円加算

6-2 愛知県遺児手当

離婚等により父親もしくは母親がいない家庭などで、18歳以下の子どもを養育している場合には、最大5年間支給されます。一定以上の所得がある場合は支給されません。詳しくは、住所地の市区町村役場にお尋ねください。

6-3 母子・父子家庭の医療制度

ひとり親家庭等の18歳以下の子どもおよびその子どもを扶養している父親または母親が医療機関で診療を受けた場合には、医療保険自己負担額が支給されます。一定以上の所得がある場合は支給されません。詳しくは、住所地の市区町村役場にお尋ねください。

母子・父子自立支援員等による相談

各市福祉事務所・県福祉事務所では、母子・父子家庭の人が自立できるよう、母子・父子自立支援員等により生活の安定や子育ての相談、就業に関する相談などを総合的に行っています。

※ 市にお住まいの人は市役所へ、町村にお住まいの人は住所地を管轄する県福祉相談センター（J-65の8）へお問い合わせください。



第8章 税金

1 日本の税制度

日本に住んでいる人は、外国籍であっても日本人と同じように税金を納める義務があります。日本の税金には、大きく分けて国に納める国税と、都道府県・市区町村に納める地方税があります。国税の代表的なものは所得税で、住民税や自動車税などは地方税です。また、所得税や住民税などは直接税、消費税などは間接税です。

2 所得税

2-1 所得税とは

所得税は、事業から生ずる所得や会社で支給される給与、ボーナスなど個人の所得にかかる税金です。納税の方法には、事業を営んでいる人のように自ら所轄の税務署に申告して納める方法と、給与所得者のようにその給与の支払者が支払う給与から所得税を差し引いてその所得者に代わり納める方法があります。

なお、2013（平成 25）年から 2037（令和 19）年までの各年分について、所得税を納める義務のある人は、復興特別所得税も併せて納める義務があります。

2-2 源泉徴収

給与の支払者が給与を支払う際に、所定の所得税および復興特別所得税を差し引いてこれを国に納付することを、給与所得にかかる源泉徴収といいます。給与の支払者を通じて 1 月 1 日から 12 月 31 日^{*1}までに支払いの確定した給与の合計金額や源泉徴収された所得税および復興特別所得税額等が記載されたものを「源泉徴収票」といい、翌年の 1 月 31 日^{*2}までに給与の支払者から交付されます。これは、自分の給与所得等を証明する重要な書類で確定申告書を作成する場合にも必要となりますから大切に保管してください。

※1 年の途中で退職した場合は、その退職日

※2 年の途中で退職した場合は、退職の日以降 1 か月以内

2-3 年末調整

「年末調整」とは給与の支払いを受ける人の一人一人について、毎月（毎日）の給与や賞与などの支払いの際に源泉徴収した税額と、その年の給与の総額について納めなければならない税額（年税額）を比べて、その過不足を精算する手続きで、給与の源泉徴収の総決算ともいうべきものです。年末調整は、原則として給与の支払者に「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」を提出している人について行いますが、年の途中で退職した人など、年末調整の対象とならない人は確定申告が必要となります。なお、扶養する親族が国外に居住していても、一定の条件に該当する場合は、扶養控除等の適用が受けられます。年末調整において、日本国外に居住する親族について扶養控除等の適用を受ける場合は、その親族に係る一定の証明書を給与支払者に提出し、または提示する必要があります。

国税庁が多言語で、年末調整の各種申告書や国外扶養親族に係るリーフレットを作成しています。

URL <https://www.nta.go.jp/users/gensen/nencho/shinkokusyo/gaikokugo.htm>（各種申告書）

URL <https://www.nta.go.jp/publication/pamph/gensen/gaikokugo/02.htm>（国外扶養親族）

対応言語 ポルトガル語、スペイン語、英語、中国語、フィリピン語／タガログ語、ベトナム語

2-4 確定申告

その年の 1 月 1 日から 12 月 31 日までの 1 年間に得た所得について、自ら所得金額や税額を計算して、翌年 2 月 16 日から 3 月 15 日（3 月 15 日が土・日曜日のときは翌月曜日）までに、所轄の税務署へ申告書を提出して所得税の納付や還付の手続きをすることを「確定申告」といいます（還付申告書は、確定申告期間とは関係なく、その年の翌年 1 月 1 日から 5 年間提出することができます）。在留資格の更新や変更のときなどに、確定申告書の写しが必要になる場合がありますので、確定申告書の控を保管しておきましょう。

国税庁が多言語で、「外国人向け確定申告書等作成コーナー入力マニュアル（簡易版）」を作成しています。

URL <https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/tebiki/2022/foreigner/index.htm>

対応言語 ポルトガル語、英語、中国語（簡体字・繁体字）、ベトナム語

A 居住者の場合

居住者（日本国内に「住所」を有し、または現在まで引き続いて国内に1年以上「居所」を有する個人をいう。）で収入が1か所からの給与所得のみの人は、年末調整により所得税および復興特別所得税が精算されるため、通常、確定申告を行う必要はありません。ただし、居住者である給与所得者でも、以下に当てはまる人は確定申告をしなければなりません。

- a. 給与の収入額が2,000万円を超える。
- b. 給与（所得金額1,000万円以下）を1か所から受けていて、かつ、その給与の全部が源泉徴収の対象となる場合において、各種の所得金額（給与所得、退職所得を除く。）の合計額が20万円を超える。
（例）給与を1か所から受けていて、公的年金等による収入金額が80万円（65歳以上の方（昭和33年1月1日以前に生まれた方）は、130万円）を超える場合。
- c. 給与を2か所以上から受けていて、かつ、その給与の全部が源泉徴収の対象となる場合において、年末調整をされなかった給与の収入金額と、各種の所得金額（給与所得、退職所得を除く。）との合計額が20万円を超える。
- d. 同族会社の役員やその親族などで、その同族会社からの給与の他に、貸付金の利子、店舗・工場などの賃貸料、機械・器具の使用料などの支払いを受けた。
- e. 給与について、災害減免法により所得税等の源泉徴収税額の徴収猶予や還付を受けた。
- f. 在日の外国公館に勤務する方や家事使用人の方などで、給与の支払いを受ける際に所得税等を源泉徴収されないこととなっている。

※ 日本国外において支給を受ける給与等も原則として課税所得に含まれます。

B 非居住者の場合

非居住者（日本国内に「住所」がなく、かつ現在まで引き続いて日本国内に「居所」を有している期間が1年未満の人）の人でも、日本国内において不動産収入などの一定の要件に該当する収入がある人は確定申告を行う必要があります。非居住者で収入が給与所得のみの人は、原則として一律20.42%の税率で給与から源泉徴収されますので、確定申告は不要です。

C 日本から出国する場合

確定申告すべき人が出国し日本国内に住所および居所を有しないこととなる場合は、納税管理人を定め、出国日までに税務署長に届け出て申告を納税管理人に依頼するか、出国日までに確定申告書を提出し納税を済ませておく必要があります。

2-5 問合せ先

インターネットによる情報提供

国税庁のホームページから日本語および英語による税金に関する「タックスアンサー（よくある税の質問）」にアクセスできます。タックスアンサーはスマートフォンからも利用できます。

URL <https://www.nta.go.jp/> ※ キーワード「国税庁」で検索

また、次のURLから英語による国税情報にアクセスできます。

URL <https://www.nta.go.jp/english/index.htm>

電話による問合せ

国税に関する一般的な相談は、名古屋国税局「電話相談センター」をご利用ください。

利用時間 月～金曜日（祝日、年末年始を除く） 8:30～17:00

利用方法 英語による相談：名古屋国税局「電話相談センター」電話 052-971-2059 をご利用ください。
日本語による相談：最寄りの税務署に電話して、自動音声にしたがって「1」を選択してください。
税務署の電話番号はJ-63の5、64をご覧ください。

3 住民税

3-1 住民税とは

毎年1月1日現在、日本に住所を有する人は住民税の対象になります。住民税は、県民税と市町村民税に分けられますがその二つをあわせて市町村に納めます。納付には、自分で納める方法と給与や公的年金が支払われる際に差引かれて徴収される方法があります。税額は、前年の所得額を基礎に算定されます。詳しくは、市区町村役場にご相談ください。

3-2 日本から出国する場合

住民税の納税義務者は、本人出国後の納税に関する事項を処理させるため、納税管理人に関する書類を市区町村役場に提出しなければなりません。出国前に住民税の全額を納付することができる場合もあります。詳しくは、市区町村役場にご相談ください。

4 車に関する税金

4-1 自動車税（種別割）

自動車税（種別割）は、毎年4月1日現在、自動車（軽自動車・オートバイ等を含まない。）を持っている人にかかる県税です。県税事務所から納税通知書が届いたら納期限までに銀行、コンビニエンスストアなどで納めます。

愛知県内の各県税事務所は、J-64 の6をご覧ください。なお、県税事務所では通訳に関する機能を備えたタブレット端末を利用して相談することができます。

愛知県 自動車税（種別割）に関するご案内 外国人の人へ

URL <https://www.pref.aichi.jp/soshiki/zeimu/0000051633.html#foreigners>

対応言語 ポルトガル語、スペイン語、英語、中国語等

4-2 軽自動車税（種別割）

軽自動車税（種別割）は、毎年4月1日現在、軽自動車、オートバイ、フォークリフトやトラクターなどの小型特殊自動車を持っている人にかかる税金です。市区町村役場から納税通知書が届いたら納期限までに銀行、コンビニエンスストアなどで納めます。

4-3 自動車重量税

自動車の新規登録の際や車検（J-54 の3-7）の際に自動車の重量に対して支払う税金です。税額については、新規登録の場合は、購入した販売店へ、車検の場合は、運輸支局または検査登録事務所（普通自動車）、軽自動車検査協会（軽自動車）へお問い合わせください。

5 その他の税金

5-1 消費税・地方消費税

消費者が物を買ったりサービスの提供等を受けたりしたときに、その物の購入価格や提供を受けたサービスの価格に対して、標準税率10%（うち2.2%は地方消費税）または軽減税率8%（うち1.76%は地方消費税）が消費税等として課税されます。

5-2 不動産取得税

土地や家屋を取得したときにかかる県税です。

5-3 固定資産税

毎年1月1日現在、土地や家屋、償却資産（土地・家屋以外の有形の事業用資産）を所有している人にかかる税金です。



第9章 日常生活

1 住まい

1-1 公的賃貸住宅とは

公的賃貸住宅は、都道府県や市町村などの地方公共団体、公共企業などが安価な家賃で提供する住宅のことで、都道府県営住宅、区民住宅、市営住宅、町営住宅、UR賃貸住宅などがあります。ただし、それぞれ決められた入居者資格を満たしている人しか入居できません。

1-2 公的賃貸住宅の問合せ先

愛知県営住宅

愛知県営住宅の募集の受付等については、愛知県住宅供給公社各住宅管理事務所（支所）にお問い合わせください。
各住宅管理事務所（支所）は、第12章「要覧」(J-71)をご覧ください。

各住宅管理事務所(支所)受付時間 月～金曜日 9:00～17:15 (休日：土・日・祝日、年末年始)

県営住宅テレホンサービス 052-971-4118 (日本語)

外国人サポートデスク 052-684-5007 (7か国語共通) ※ 電話対応のみ

受付時間 月～金曜日 9:00～12:00、13:00～17:00

休日：土・日・祝日、年末年始

言語 ポルトガル語・スペイン語・英語・ネパール語：月～金曜日

中国語：火・木曜日 (13:00～17:00)

タガログ語：月～木曜日、ベトナム語：月・水・金曜日

※ 各住宅管理事務所（支所）ではパソコン端末によるリモート対応を行っています。

(受付時間・言語は、外国人サポートデスクと同じです。)

なお、現在募集中の住宅については、愛知県住宅供給公社のホームページで見ることができます。

URL <https://www.aichi-kousha.or.jp/prefectural/>

UR 都市機構

UR賃貸住宅の入居については以下にお問い合わせください。

UR 名古屋営業センター

電話 052-968-3100

URL <https://www.ur-net.go.jp/chintai/>

https://www.ur-net.go.jp/chintai_portal/sumainoshiori/index.html (英語・中国語)

<https://www.ur-net.go.jp/chintai/tokai/aichi/counter/nagoya/portuguese/> (ポルトガル語)

言語 ポルトガル語、英語、ベトナム語の電話通訳可 (当事務所以外に通訳がいる場合あり。)

受付時間 毎日 9:30～18:00 (休日：年末年始)

※ 言語によって通訳の対応可能日が異なるため、詳しくはUR名古屋営業センターにお尋ねください。

名古屋市営住宅

名古屋市営住宅や定住促進住宅の募集の受付等については以下にお問い合わせください。

名古屋市住宅供給公社 管理部管理課募集係

電話 052-523-3875

受付時間 月～金曜日 8:45～17:15 (木曜日は 8:45～19:00)

休日：土・日・祝日、年末年始 (12/29～1/3)

その他の市町村営住宅

市区町村役場の住宅管理担当にお問い合わせください。

栄市民サービスコーナー「住まいの窓口」

名古屋市営住宅、愛知県営住宅、UR賃貸住宅等の問合せを受け付けています。

住所 名古屋市中区栄三丁目5番12号先

電話 052-264-4682 (名古屋市営住宅等) 052-259-2672 (愛知県営住宅)

052-264-4711 (UR賃貸住宅等)

営業時間 月～水曜日、金～日曜日 (第2・4水曜日、年末年始を除く)

10:00～19:00 (申込受付は、18:00まで)

1-3 民間住宅

民間住宅を借りる場合は、インターネットの不動産情報サイトや地域の不動産会社（店）で賃貸物件を探すことができます。多くの不動産会社（店）は、日本語のみの対応になるため、日本語の分かる人と一緒に相談することをお勧めします。また、国土交通省および（公財）日本賃貸住宅管理協会が、日本で部屋探しをする外国人向けに、「部屋探しのガイドブック」を作成しています。

国土交通省・（公財）日本賃貸住宅管理協会

URL	https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk3_000017.html
対応言語	ポルトガル語、スペイン語、英語、中国語、フィリピン語／タガログ語、ベトナム語、ネパール語、インドネシア語、タイ語、韓国語、ミャンマー語、カンボジア（クメール）語、モンゴル語、日本語

1-4 入居に必要な費用

賃貸住宅に入居するときは一般的に次のような費用がかかります。

- a. **家賃**
1か月の賃料のこと。毎月、指定された日にちに支払います。
- b. **礼金**
民間の住宅を借りるときに家主に支払う場合のある一時金です。解約するときに返還はされません。
- c. **敷金（保証金）**
家賃の滞納や部屋の修繕代に対する担保として家主に支払います。賃貸借契約を解約するときに未納家賃などを差し引いて残額があれば返還されます。
- d. **共益費（管理費）**
アパートの階段・通路・エレベーターなど共用部分の電気代や維持費として入居者が分担します。家賃とは別に支払います。
- e. **仲介手数料**
不動産会社通じて契約をしたときに物件を仲介した報酬として不動産会社に支払います（おおむね家賃の半月～1か月分）。
- f. **損害保険料**
民間の賃貸住宅の場合は、借主が失火や水漏れ等で大家に損害を与えた場合に備え、火災保険等の加入を入居条件とされる場合があります。
- g. **更新料**
賃貸契約を更新する際（同じ家に住み続ける等）不動産会社や家主に支払います。
- h. **家賃債務保証会社への保証料**
入居時に保証人が見つからない場合は、家賃債務保証会社を利用することもできます。利用を希望する場合は、家主や不動産会社に相談しましょう。入居者が家賃を滞納した際に、家賃債務保証会社が入居者に代わって家主に家賃の立て替え払いをしてくれます。
- i. **クリーニング費用**
専門業者による清掃サービス。原状回復費や清掃費用と呼ばれることもあります。退去時のトラブルを避けるため、入居の際に賃貸借契約書とともにしっかり確認しておきましょう。

2 電気・ガス・水道

転居する場合は電気・ガス・水道の手続きが必要です。

電気の間合せ先

契約している電力会社（小売電気事業者）または家主等に連絡してください。電話番号は、検針票または振込用紙などに記載されています。お問い合わせの際は、「住所」、「名前（電気の契約名義）」、「電話番号」、「供給地点特定番号（22桁）またはお客さま番号（13桁）」を伝えてください。

ガスの間合せ先

ガスには都市ガスとプロパンガス（LPガス）の2種類があります。都市ガスは配管を使って広いエリアに供給されますが、その他の区域ではボンベに貯蔵するプロパンガスを使うことになります。また、ガス機器には、使用できるガスの種類が明記されています。ガス機器がガスの種類と合っているか、必ず確認してください。ガスの使用には十分注意し、器具の使い方をよく確認してから使いましょう。

- a. **都市ガス**
ガス会社を家主等に確認して、近くの営業所などに連絡してください。
- b. **プロパンガス**
ガスの検針票に販売店の連絡先が書いてあります。分からない場合は家主等に確認してください。

水道の問合せ先

居住する市区町村役場の水道担当部局にお問い合わせください。

3 ごみ

3-1 ごみの分別

家庭のごみは、地域で決められたルールに従って正しく仕分けし、決められた日時、決められた場所に出しましょう。これらを守らないと、地域の住民に迷惑となり、トラブルの原因になります。ごみの分け方は地域によって異なっています。ごみの分け方、収集の日時、場所等は住所地の市区町村役場にお尋ねください。

3-2 家電製品のリサイクル

エアコンやテレビ、冷蔵庫などの家電製品には、資源として活用できる部品がたくさんあります。各家電製品（業務用家電を除く。）は、家電リサイクル法に基づき、資源として再利用されます。廃棄するときは、購入したお店、あるいは買い換えるお店等へリサイクル料金、収集運搬料金を払って引き取ってもらいます。なお、購入したお店が分からない、買い換える予定もないという場合は、住所地の市区町村役場にお尋ねください。

対象となる家電製品

エアコン、テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機

※ パソコンはメーカーが無料で回収します（ただし、リサイクルマークが付されたものに限り。）ので、お手持ちのパソコンメーカーに相談してください。

3-3 その他、ごみに関する注意点

大型家電や家具などを道端や山の中に捨てること（不法投棄）は犯罪です。捨て方が分からない場合は、必ず住所地の市区町村役場に相談してください。また、回収場所に置かれている空き缶や新聞紙などの資源ごみを持ち去る行為も犯罪にあたります。

4 電話・インターネット・NHK放送

4-1 携帯電話（スマートフォン）

外国人が日本の携帯電話会社と契約する際、日本人とは必要書類が異なります。また、在留期間によっては、契約できない携帯電話会社もありますので、契約方法や必要書類については、事前に携帯電話会社の店頭やカスタマーセンターに確認することをお勧めします。大手の携帯電話会社は、多言語で対応しているカスタマーセンター（J-72）を設けています。また、店頭で外国語を話すスタッフを配置している場合もあります。

4-2 電話やインターネットの新規加入

電話には、電話回線を使う固定電話のほか、インターネットをアクセス回線とする固定電話（IP 電話）もあります。インターネットプロバイダーと契約を結ぶとパソコンや携帯機器などからインターネットにアクセスすることができます。インターネットを通して電子メールのやり取りや映像通話を始め、世界とつながる様々なサービスにアクセスできます。電話回線があれば接続できる ADSL 方式のほか、光ファイバーによる光インターネットなどもあります。電話やインターネットの料金やサービスなどは会社によって異なりますので、比較検討してから契約するとよいでしょう。

4-3 NHK放送

日本放送協会（NHK）の放送を受信できるテレビ（チューナー内蔵パソコン、ワンセグ対応端末などを含みます。）を設置された場合は、法律により NHK と放送受信契約を結び放送受信料を支払う必要があります。契約手続きや放送受信料免除制度などについて、詳しくは、NHK にお尋ねください。

NHK 受信料情報 URL	（多言語）	https://www.nhk-cs.jp/jushinryo/	
放送受信契約の受付	（日本語のみ）	0120-151515	9:00～18:00（土・日・祝日も受付）
NHK ナビダイヤル	（日本語のみ）	0570-077-077	※ 12月30日17:00から1月3日までは利用できません。
スマートフォンサイト	（日本語のみ）		



5 郵便

郵便に関することは、郵便局の郵便窓口やゆうゆう窓口などで取扱っています。「〒」がシンボルマークで、郵便局のほか、コンビニエンスストアや小売店で切手を売っている店には、すべてこのシンボルマークがついています。

問合せ先

郵便局については、以下にお問い合わせください。

日本郵便株式会社 お客様サービス相談センター（国際電話からは不可）

電話 0570-046-111（英語、通話料有料、携帯電話からも可）
0120-23-28-86（日本語、フリーコール、携帯電話からは不可）
0570-046-666（日本語、通話料有料、携帯電話からも可）

受付時間 月～金曜日 8:00～21:00
土・日・祝日 9:00～21:00

URL 【よくある質問】

<https://www.post.japanpost.jp/question/index.html>（日本語）
https://www.post.japanpost.jp/question/index_en.html（英語）

【国際郵便】

<https://www.post.japanpost.jp/int/question/index.html>（日本語）
https://www.post.japanpost.jp/int/question/index_pt.html（ポルトガル語）
https://www.post.japanpost.jp/int/question/index_en.html（英語）
https://www.post.japanpost.jp/int/question/index_cn.html（中国語）
https://www.post.japanpost.jp/int/question/index_kr.html（韓国語）

6 国際宅配便

外国への荷物の宅配は、国際宅配を業務とする会社が行っていますので、各会社にお問い合わせください。取り扱いのある国際輸送手段は各会社により異なります。送れないものについては、各国共通のものと、国によって異なるものがあります。例えば、スプレー缶やバッテリーなどは危険物扱いとなり輸送できない場合があります。荷物の内容により受け取る側の国で関税や消費税、VAT等の費用が発生する場合がありますが、受け取る人に通常、費用が請求されることになるので、注意しましょう。

7 銀行

日本の銀行の窓口時間は、基本的に月曜日から金曜日の9:00から15:00ですが、一部の銀行では、独自の営業時間を設けています。ATM（現金自動預け払い機）については、金融機関により利用時間が異なりますので、確認の上、利用してください。

7-1 口座の開設

銀行口座を開設できる外国人は、仕事や留学などで在留期間が6か月以上あり、住民登録をしている人です。開設の際の必要書類は、在留カードもしくは特別永住者証明書、パスポート、印鑑（J-13の7）が主なものですが、銀行によって異なるため、各銀行で確認してください。

また、銀行口座を使わなくなった時や永続的に帰国する際は、銀行口座を解約しましょう。銀行によっては、口座維持手数料がかかることがあります。その他、自分名義の口座やキャッシュカード、通帳を他の人に売るとは犯罪にあたりますので、取り扱いには十分に注意しましょう。

7-2 送金

a. 国内への送金

受取人が銀行に口座を持っている場合は口座振込みが利用できます。手数料は、振込先銀行や支店、振込金額によって異なりますが、無料～880円程度です。なお、10万円を超える現金による振込みを行う場合は本人確認がいるため、パスポートや在留カードなどが必要になります。

b. 海外への送金

銀行や国際送金取扱郵便局から海外に送金することができます。海外の銀行に口座を開設していれば、日本の銀行や国際送金取扱郵便局から送金の手続きができます。また、送金小切手を使って海外に送金することもできます。

なお、送金には、本人確認書類および送金目的等の確認等事前にチェックが必要です。海外送金は、送金人と受取人の双方が銀行口座を持っている場合に利用することができます。所要日数や手数料などは様々ですので、各銀行にお問い合わせください。

なお、申込みにあたっては、本人確認書類のほか、取引の内容、状況等に応じて、追加での確認を求められる場合があります。

（参考）一般社団法人全国銀行協会「銀行をご利用のお客さまへのお知らせ」

URL <https://www.zenginkyo.or.jp/special/aml201806/>

また、海外送金を取り扱う資金移動業者（内閣総理大臣の登録を受けている業者）を利用すれば、窓口やインターネット、コンビニエンスストア端末などで海外送金ができます。基本的な送金金額は1回当たり100万円までですが、送金金額*や送金可能な国・地域、取扱拠点などは資金移動業者により異なるので、具体的なサービス内容は各事業者にお問い合わせください。

※ 法令上、新しい種別の資金移動業が2021（令和3）年に制度化されました。



第10章 交通

1 交通ルール

県内では交通事故が多発し、外国人が被害者や加害者となる場合も見られます。交通事故にあわないために、次のような基本的なルールをしっかりと守ってください。

歩行者

- a. 歩道があるところでは、必ず歩道を通ってください。
- b. 歩道がないところでは、道路の右側端を歩いてください。
- c. 道路を横断するときは、信号交差点では信号機（歩行者用信号機）に従い、横断歩道を利用してください。

自転車

「普通自転車歩道通行可」を示す標識



- a. 車道の左側端を一列で通行してください。
- b. 「普通自転車歩道通行可」を示す標識があるときは、歩道を通行できます。
- c. 「普通自転車歩道通行可」を示す標識がない歩道でも、13歳未満の子どもや70歳以上の高齢者、一定の身体障害のある人は通行できます。また、道路工事や連続した駐車車両などで車道の左側部分を通行することが困難な場所を通行する場合等、車道通行が危険となるときも歩道を通行することができます。
- d. 歩道を通行できる場合でも、車道寄りの部分をすぐに停止できる速度で通行し、歩行者の通行を妨げる場合は一時停止しなければなりません。
- e. ヘルメットは交通事故の被害軽減に有効です。ヘルメットの着用に努めましょう。
- f. 2人乗りや傘さし運転、スマートフォンや携帯電話を使用しながらの運転は法律で禁止されています。
- g. 踏切や一時停止場所では、必ず止まって左右の安全を確認してから通行してください。
- h. 信号機のある交差点では、信号機に従って通行してください。
- i. お酒を飲んで自転車を運転してはいけません。法律で禁止されています。

YouTube「愛知県警公式チャンネル」で自転車安全利用に関する動画を字幕付き、ポルトガル語、スペイン語、英語、ベトナム語、インドネシア語、ネパール語で公開しています。

※ 動画は掲載期日により公開を終了することがあります。

自動車（自動二輪を含む）および原動機付自転車

- a. 国内で有効な運転免許（J-51の3-2）を取得していない人は、絶対に自動車および原動機付自転車の運転をしてはいけません。
- b. 歩行者、自転車の安全に十分配慮しましょう。
- c. お酒を飲んだら絶対に自動車の運転をしてはいけません。また、お酒を飲んだ人に自動車を貸したり、自動車を運転する人にお酒を勧めたり、お酒を飲んだ人に運転を依頼し同乗すると罰せられます。
- d. 交通法規を守り、信号機、交通標識、道路標示に従ってください。
- e. 後部座席を含む全席のシートベルトの着用を確認してください。また、自動二輪車および原動機付自転車に乗るときは、必ずヘルメットを着用してください。
- f. 6歳未満の幼児を乗せるときは、チャイルドシートを正しく着用させてください。
- g. 交通標識や道路標示で最高速度が指定されているところでは、その速度を超えてはいけません。
- h. 自動車および原動機付自転車を運転するときは、スマートフォンや携帯電話を使用してはいけません。法律で禁止されています。
- i. 交通事故を起こしたときは、必ず警察（110番）に連絡してください。詳しくは、本章のJ-55の3-9を参照してください。

2 公共交通機関

2-1 鉄道・地下鉄

県内では、名古屋市営地下鉄、JR、名鉄、近鉄などが運行しています。切符は自動券売機で購入できます。通常、自動券売機の上に路線図があり、駅名と料金を調べることができます。12歳未満の小児（中学生以上は大人）は半額、6歳未満の幼児は保護者（同伴の大人もしくは小児）1人につき2人（名古屋市営地下鉄は4人）まで無料です。また、乗り越しをした場合は、駅の乗り越し精算機または運賃精算所で精算します。1日乗車券や定期券など割安な切符もあります。また、1枚のカードで鉄道や地下鉄に乗ることができる「マナカ」や「トイカ」、「ピタパ」を始めとする多くの交通系ICカードもあります（名鉄の蒲郡線、広見線の一部を除きます。）。特急券や指定券は駅の窓口で1か月程前から購入することができます。

主な鉄道会社の問合せ先

鉄道会社名	URL	電話番号	受付日時
名古屋市交通局 (市バス・地下鉄 テレホンセンター)	https://www.kotsu.city.nagoya.jp/jp/pc/ (ポルトガル語、スペイン語、英語、 中国語(簡体字・繁体字)、ベトナム語、タイ 語、韓国語、日本語)	052-522-0111	8:00~19:00 年中無休 (日本語のみ)
JR 東海 (JR 東海テレホンセンター)	https://jr-central.co.jp/ (英語、中国語(簡体字・繁体字)、 タイ語、韓国語、フランス語、 ドイツ語、日本語)	050-3772-3910 音声に従って 「2」を選択	6:00~24:00 年中無休
名鉄 (お客さまセンター)	https://top.meitetsu.co.jp/ (英語、中国語(簡体字・繁体字)、 韓国語、タイ語)	052-582-5151	8:00~19:00 月~金曜日 8:00~18:00 土・日・祝日 (年末年始含む)
近鉄 (近鉄電車テレホンセンター)	https://www.kintetsu.co.jp/ (英語、中国語(簡体字・繁体字)、 韓国語、タイ語)	050-3536-3957	8:00~21:00 年中無休

2-2 バス

バスには、料金が均一のものや乗車距離によって金額が変わるものがあります。均一料金の場合は、通常、乗車時に運転席の横にある料金箱にお金を入れます。乗車距離によって料金が変わる場合は、乗車時に整理券を取り、降車時に、前方上部にある運賃表で整理券の番号の料金を確認した上で料金箱に支払います。バスにも、1日乗車券や定期券などがあります。また、1枚のカードで名古屋市交通局、名鉄バス、ゆとりーとラインのバスに乗車できるICカード「マナカ」もあります。バスの場合、降りることを運転手に知らせなければいけません。自分の降りる停留所がアナウンスされたら窓際や天井付近にある降車ボタンを押してください。

2-3 タクシー

タクシーを利用するには、

- ① 電話にてタクシー会社への配車依頼をする。
- ② タクシーを正面から見て、フロントガラス右側に赤い文字で「空車」と表示されているタクシーを、手を挙げて停車させて利用する。
- ③ タクシー乗場にて利用する。
- ④ タクシー配車用スマートフォンアプリにて、乗車したい場所までタクシーを呼び利用する。アプリ配車では乗車場所、降車場所を入力するため、言語が通じなくても簡単に利用できるほか、料金目安（その時の交通状況により多少異なる場合あり）がわかります。

料金は、走行距離および走行時間によって加算されます。支払いは、現金、クレジットカード、ペイ（二次元コード）、電子マネー等で決済できるタクシーが多くなりましたが、乗る前に乗務員へ確認してください。

また、車椅子や寝台を利用されている方でも容易に移動ができるリフト付きの介護・福祉タクシーも利用できます。身体障害者手帳の交付を受けている方は割引制度があります。詳しくは、市区町村役場にお尋ねください。

2-4 空港

県内には2つの空港があります。中部国際空港（セントレア）は、中部地域の空のゲートウェイとして国内線・国際線の充実した航空ネットワークを誇る国際拠点空港であり、県営名古屋空港は、通勤・通学航空、ビジネス機など小型機の拠点空港です。

A 中部国際空港（セントレア）

セントレア テレホンセンター

住所 〒479-0881 常滑市セントレア 1-1
電話 0569-38-1195（6:40～22:00 年中無休）
URL <https://www.centrair.jp/>

B 県営名古屋空港

名古屋空港総合案内所

住所 〒480-0202 西春日井郡豊山町大字豊場
電話 0568-28-5633（7:00～21:00 年中無休）
URL <https://nagoya-airport.jp/>

3 自動車

日本で自動車や原動機付自転車を運転するときには、運転する車両区分に応じた運転免許が必要です。また、運転免許証は運転するときには必ず携帯していなければなりません。

3-1 外国の運転免許

A 国際運転免許証

日本国内で運転できる国際運転免許証は、ジュネーブ条約(1949. 9. 19)締約国が発給したものに限り、運転できる期間は、次の2つの要件が同時に満たされていることが必要です。

- 国際運転免許証の有効期間(発給の日から1年間)内であること
- 日本に上陸した日から1年間であること

出入国の条件

日本に住民登録されている日本人および住民登録をし、再入国許可を受けて出国した外国人が、出国の日から3か月に満たない期間内に再び日本に上陸した場合、「日本に上陸した日から1年間」の起算日にはなりません。

B 外国運転免許証

ドイツ、フランス、ベルギー、モナコ、スイス、台湾の運転免許証は、日本語翻訳文（当該免許証を発給した外国等の行政庁等、領事機関または一般社団法人 日本自動車連盟(JAF)、ジップラス株式会社（翻訳文作成対象国に制限あり）で翻訳されたものに限る。）を添付したものに限り、運転できる期間は、次の2つの要件が同時に満たされていることが必要です。

- 外国運転免許証の有効期間内であること
- 日本に上陸してから1年を超えないこと

一般社団法人 日本自動車連盟(JAF) 外国免許証の日本語翻訳文申し込み案内

URL <https://jaf.or.jp/common/visitor-procedures/switch-to-japanese-license> (日本語)
<https://english.jaf.or.jp/driving-in-japan/drive-in-japan/foreign-nationals-license> (英語)

出入国の条件

上記の国際運転免許証に同じ

3-2 日本の運転免許

A 外国運転免許の切り替えによる運転免許の取得

次の要件を満たす人は、運転免許試験場または東三河運転免許センターで日本の免許証への切り替えを申請できます。

- 正規に発行され、発行国において有効な外国免許証を所有していること
- 外国免許取得後、発行国に通算して3か月以上滞在していたこと

申請時に書類審査した後、適性試験・知識確認および実技確認（後日）に合格すると運転免許証が交付されます。ただし、知識確認・実技確認が免除となる国が一部あります。

また、愛知県では、外国免許から国内免許への切り替え申請にはインターネットによる予約が必要です。月曜日から金曜日の希望日時・場所を下記インターネットサイトから予約して、予約した場所にお越しください。

a. 運転免許試験場

申請日の午後 1 時 30 分頃までに書類審査を終えた方は、当日、適正試験と知識確認を実施します。実技確認は後日となります。

b. 東三河運転免許センター

東三河運転免許センターでは、書類審査は、一次審査と二次審査があります。

一次審査は平日の午後枠に予約してください。

二次審査は一次審査を通過された方のみ平日（指定された曜日）の午前枠に予約してください。

インターネット予約サイト あいち電子申請届書システム（愛知県警察）

URL https://www.shinsei.e-aichi.jp/pref-aichi-police-u/offer/offerList_initDisplay.action

必要書類

- a. 外国免許証（免許証と身分証明書等の携帯が必要とされる場合は身分証明書等）
 - b. 外国免許証の日本語翻訳文（当該免許証を発給した外国等の行政庁または領事機関、または一般社団法人日本自動車連盟（JAF）、ジップラス株式会社のいずれかの作成したものに限ります。）
 - c. 出国および入国年月日がすべて押印されている新旧すべてのパスポート（複数お持ちの人はすべて提出してください。）
 - d. 在留カード
 - e. 国籍等（本籍）記載の愛知県内在住の住民票の写し（コピーは不可）
 - f. 申請用写真 1 枚 ※申請前 6 か月以内に撮影した、無帽（申請者が宗教上または医療上の理由により、顔の輪郭を識別できる範囲内において、頭部を布等で覆う者である場合を除く。）正面・上三分身・無背景（縦 3cm×横 2.4cm）のもの。
 - g. 日本の運転免許証
 - ・現在、有効な日本の運転免許証を所持している人は、その運転免許証
 - ・過去に取得していた人は、その運転免許証
 - h. その他
 - ・外国免許の経歴証明書、滞在証明書などが必要になる場合があります。
 - ・国や取得状況によっては、他に書類が必要となる場合があります。
- ※ 詳細については、愛知県運転免許試験場（平針）（電話：052-801-3211）または東三河運転免許センター（電話：0533-85-7181）に直接お尋ねください。

注意事項

日本語ができない人は、必ず通訳を同伴してください。

参考書として、外国語版の交通教則本（ポルトガル語、スペイン語、英語、中国語）が一般社団法人 日本自動車連盟（JAF）（電話：052-872-3685）から販売されています。

B 免許の取得

日本では「自動車教習所」で実技や学科の勉強をしてから運転免許を取得するのが一般的です。普通自動車免許の場合、およそ 30 万円前後の費用がかかります。期間は自動車教習所により様々です。詳しくは、各教習所にお尋ねください。指定自動車教習所を卒業すれば技能試験が免除され、公安委員会が実施する学科試験（日本語のほか、ポルトガル語、英語、中国語、ベトナム語で実施）と適性試験に合格すれば免許証が交付されます。なお、指定自動車教習所の教習は日本語で行われます。

C 運転免許証の更新

最初に交付される運転免許証の有効期限は、交付日から 3 回目の誕生日の 1 か月後までです。その後、有効期間は免許保有者の年齢や違反等の有無により 3～5 年となります。更新手続きは、運転免許試験場、東三河運転免許センターおよび免許証更新窓口がある住所地の警察署にて行います。なお、免許証更新が可能な窓口については、公安委員会から個々に発送される更新連絡書により通知されます。更新をしないと運転免許は失効（無効）し、新たに免許試験を受け直さなければならない場合もあります。

必要書類

- a. 運転免許証更新連絡書（ハガキ）
- b. 運転免許証（免許停止中の人は運転免許停止処分書）
- c. 同時に住所変更する場合は、新住所が確認できる書類（在留カード、特別永住者証明書、新住所に届いた郵便物など）
- d. 同時に本籍、国籍、氏名、生年月日を変更する場合は、国籍（日本人は本籍）の記載がある住民票の写し（コピーは不可）
- e. 手数料（優良運転者：3,000 円 / 一般運転者：3,300 円 / 違反運転者：3,850 円 / 初回更新者：3,850 円 / 70 歳以上の人：2,500 円）

D 運転免許の申請に関する問合せ先

愛知県運転免許試験場（平針）

住所 〒468-8513 名古屋市天白区平針南 3-605

電話 【代表】052-801-3211（日本語のみ）

【担当係の電話番号】

○更新・再交付・記載事項変更・国外運転免許証の発給に関すること。

052-800-1351（受付時間 月～金曜日 8:45～17:15）

○受験・期限切れ手続き・外国免許証からの切り替えに関すること。

052-800-1352（受付時間 月～金曜日 8:45～17:15）

○高齢者講習に関すること。

0570-02-7075（受付時間 月～金曜日 9:00～17:00）

東三河運転免許センター

住所 〒442-0067 豊川市金屋西町 2-7

電話 0533-85-7181（日本語のみ）

3-3 運転免許の点数制度

点数制度とは、交通事故や信号無視、速度超過、駐車違反、携帯電話等を使用しながらの運転などの交通違反に対して一定の点数を付加し、合計点が一定の基準に達すると免許取消しや免許停止などの処分を与えるものです。

3-4 自動車の登録

自動車を購入したときには、自動車の登録手続きが必要です。また、他人から譲り受けたり他人に売却したりしたときは、所有者の移転登録をしなければなりません。自動車の登録に関する情報は、インターネットでも見ることができます。

URL <https://www.jidoushatouroku-portal.mlit.go.jp/jidousha/kensatoroku/>

移転登録に必要な書類（普通車の場合）

- a. 申請書
- b. 手数料納付書
- c. 自動車検査証
- d. 印鑑登録証明書（新・旧所有者のもので発行後 3 か月以内）
- e. 所定の譲渡証明書
- f. 新・旧所有者の実印（代理人が申請する場合は所定の委任状に押印）
- g. 車庫証明書（管轄の警察署で交付を受けたもので発行後おおむね 1 か月以内のもの）
- h. 住民票の写し（自動車検査証に記載してある所有者の住所、氏名等が印鑑登録証明書と異なる場合）

詳しくは、愛知運輸支局または自動車検査登録事務所（軽自動車については軽自動車検査協会）にお尋ねください（J-54 の 3-7）。

3-5 自動車の抹消登録

自動車の使用をやめたときや、自動車が滅失、解体等によりなくなった場合には、抹消登録を行う必要があります。

必要書類（普通車の場合）

- a. 申請書
- b. 手数料納付書
- c. 自動車検査証
- d. ナンバープレート
- e. 印鑑登録証明書（所有者のもので発行後 3 か月以内）
- f. 所有者の実印（代理人が申請する場合は所定の委任状に押印）
- g. 住民票の写しと自動車検査証に記載してある所有者の住所、氏名等が印鑑登録証明書と異なる場合＞
- h. 解体情報（リサイクルの移動報告番号と解体報告受領日）＜解体の場合＞
- i. 所有者の個人番号確認書類（個人番号カード、通知カード、個人番号が記載された住民票等）および所有者の身分を証明する書類（個人番号カード、運転免許証等）＜所有者が重量税還付申請を行う場合＞
- j. 所有者の個人番号確認書類（個人番号カード、通知カード、個人番号が記載された住民票等）、代理人の身分を証明する書類（個人番号カード、運転免許証等）および代理人の印鑑＜代理人が重量税還付申請を行う場合＞

詳しくは、愛知運輸支局または自動車検査登録事務所（軽自動車については軽自動車検査協会）にお尋ねください（J-54 の3-7）。

3-6 車庫証明

自動車を保有するには、車庫証明（道路以外の場所に駐車スペースを確保していることを証明するもの）が必要です。住所地（使用の本拠の位置）から2キロメートル以内に駐車スペースが確保できたらその駐車スペースを管轄する警察署に自動車保管場所証明申請書を提出します。適正に車庫が確保されていると認められると、車庫証明書と保管場所標章が交付されます。保管場所標章は車両の後面ガラス左側等見やすい箇所に貼付してください。また、軽自動車についても保管場所の届け出が必要な地域がありますので、詳しくは、最寄りの警察署にお尋ねください。

必要書類

（普通車の車庫証明）

- a. 証明申請書（2枚）
- b. 標章交付申請書（2枚）
- c. 所在図・配置図
- d. 保管場所の使用承諾証明書（駐車場の賃貸借契約書の写しでも可）または自認書
- e. 手数料 申請時 2,200円、証明交付時 500円（愛知県収入証紙のみ受付可）

（軽自動車の保管場所届出）

- a. 保管場所届出書
- b. 標章交付申請書（2枚）
- c. 所在図・配置図
- d. 保管場所の使用承諾証明書（駐車場の賃貸借契約書の写しでも可）または自認書
- e. 手数料 500円（愛知県収入証紙のみ受付可）

申請・届出用紙は、県内警察署の交通課で無料にてお渡ししています。また、愛知県警察ホームページから、エクセル様式をダウンロードすれば一括で入力可能です。

URL <https://www.pref.aichi.jp/police/shinsei/koutsu/shako/chusha/index.html>

3-7 自動車の検査（車検）

自動車が安全・環境基準に適合しているかどうかを国が一定期間ごとにチェックするのが、自動車の検査（いわゆる車検）です。この検査に合格して、有効な自動車検査証（いわゆる車検証）の交付を受けていなければ運行することはできません。自動車検査証の有効期間は、自家用乗用車の場合、初回は3年、2回目以降は2年です（新車の初回だけ3年になります。）。詳しい手続き等については、最寄りの運輸支局または自動車検査登録事務所にお尋ねください。

問合せ先

ナンバー	中部運輸局（軽自動車を除く）	電話番号	管轄区域
	軽自動車検査協会（軽自動車）		
名古屋	愛知運輸支局 〒454-8558 名古屋市中川区北江町 1-1-2	050-5540-2046	名古屋市、半田市、津島市、常滑市、東海市、大府市、知多市、豊明市、日進市、愛西市、弥富市、あま市、長久手市、東郷町、阿久比町、武豊町、東浦町、美浜町、南知多町、大治町、蟹江町、飛鳥村
	軽自動車検査協会 愛知主管事務所 〒455-0052 名古屋港区いろは町 2-56-1	050-3816-1770	
尾張 小牧 ※1 一宮 ※2 春日井 ※3	小牧自動車検査登録事務所 〒485-0074 小牧市新小木 3-32	050-5540-2048	※1 瀬戸市、犬山市、江南市、清須市、小牧市、稲沢市、岩倉市、尾張旭市、北名古屋市、豊山町、大口町、扶桑町
	小牧支所 〒485-0074 小牧市新小木 3-36	050-3816-1773	※2 一宮市 ※3 春日井市
三河 ※1 豊田 ※2 岡崎 ※3	西三河自動車検査登録事務所 〒473-0917 豊田市若林西町西葉山 46	050-5540-2047	※1 碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、知立市、高浜市、みよし市
	三河支所 〒473-0917 豊田市若林西町西葉山 48-2	050-3816-1772	※2 豊田市 ※3 岡崎市、幸田町
豊橋	豊橋自動車検査登録事務所 〒441-8077 豊橋市神野新田町字京ノ割 20-3	050-5540-2049	豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、田原市、設楽町、東栄町、豊根村
	豊橋支所 〒441-8077 豊橋市神野新田町字京ノ割 18	050-3816-1771	

3-8 自動車保険

A 強制保険（自動車損害賠償責任保険）

自動車保険には強制保険と任意保険の 2 種類があります。日本では、すべての自動車の所有者に自動車損害賠償責任保険（自賠責保険）への加入が法律で義務付けられており、自動車の購入や車検のときに自動的に加入されます。この保険は自動車またはバイクを運転中に他人を死傷させた場合のみ適用され、被害者の人的損害を限度額まで補償するものです。事故によっては多額の賠償金がかかり自賠責保険では十分ではない場合があるので、さらに任意保険に入ることをおすすめします。

B 任意保険

強制保険の対象とならない対物損害（他人の物を壊すなどの事故）や車両損害（自動車を盗まれるなどの事故）、事故の賠償額が自賠責保険の支払限度額を超える対人損害などに対して支払われます。任意保険は民間の保険会社で加入ができ、保険会社によって多言語で対応しているところがあります。また、他人の車を 1 日だけ借りるときなど、1 日分から加入できる 1 日自動車保険もあります。コンビニエンスストアやインターネットで 500 円程から購入できるプランがあります。

3-9 交通事故

万一、交通事故にあった場合は、落ち着いて次のように対応してください。

- 自動車を運転しているときは、他の交通の妨害にならないよう安全な場所に自動車を移動させ、エンジンを切ります。
- 負傷者がいるときは、消防（119 番）に電話し、救急車が到着するまでの間、安全な場所を確保し、応急手当を行ってください。
- すぐに警察（110 番）に電話し、事故にあった時間、場所、負傷者の数や負傷の程度などを伝え、指示を受けてください。
- 警察官が到着するまで、事故現場を離れないでください。

※ 交通事故を起こしたまま警察に連絡せずに、その場から逃げると罪になり、罰せられます。

※ 交通事故に関する相談窓口は、J-65 の 9 をご覧ください。

4 自転車

自転車は車と同じ「車両」です。飲酒運転や信号無視などの危険行為を 3 年以内に 2 回以上繰り返すと、自転車運転者を対象に行う自転車運転者講習を受講することになります。ルールを守って安全に自転車を利用しましょう。

URL <https://www.pref.aichi.jp/police/koutsu/jitensha/kousyu.html>

4-1 自転車の安全利用 5 則

- a. 自転車安全利用五則を守りましょう

- ① 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- ② 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- ③ 夜間はライトを点灯
- ④ 飲酒運転は禁止
- ⑤ ヘルメットを着用

※ 愛知県では、2021（令和3）年10月から自転車利用時のヘルメット着用が努力義務とされました。ヘルメットは、交通事故の被害軽減に有効です。大人も子どももヘルメットの着用に努めましょう。

- b. 自転車損害賠償責任保険に加入しましょう

自転車を安全に利用しないと交通事故の加害者になることもあります。近年、自転車事故で相手方を死傷させた場合に、高額な損害賠償を命じる判決が相次いでいます。万が一に備えて自転車損害賠償責任保険に加入しましょう。なお、自転車損害賠償責任保険はTSマーク以外にも、自転車向けの個人加入保険や、自動車保険、火災保険等に特約で付帯されるものなど、様々な種類がありますので、現在加入している保険がある方は、その内容を確認してみてください。

※ 愛知県では、2021（令和3）年から、自転車損害賠償責任保険への加入が義務化されました。

4-2 自転車の点検・整備と付帯保険

TS マークには賠償責任補償と傷害保険、被害者見舞金（緑色マーク、赤色マーク）が付帯されるほか、示談交渉サービス（緑色マークのみ）も付きます。（公財）日本交通管理技術協会が認証した自転車安全整備店で、自転車の点検・整備を受け、基準に合格した自転車には TS マークが貼付され、保険に加入できるサービスです。

TS マーク付帯保険の補償内容は、以下のとおりです。保険の有効期間は、1 年間ですので、1 年に 1 度、自転車の点検・整備を受けることをお勧めします。

TS マーク付帯保険の補償内容

TS マークの種類		賠償責任補償限度額	傷害補償保険金額		被害者見舞金
			死亡・重度後遺障害 (1～4 級)	入院 15 日以上 の傷害	入院 15 日以上 の傷害
緑色 TS マーク		死亡・傷害（制限なし） ※ 示談交渉サービス 付き 限度額 1 億円	一律 50 万円	一律 5 万円	なし （賠償責任補償 により対応）
赤色 TS マーク		死亡・重度後遺障害 (1～7 級) ※ 示談交渉サービス なし 限度額 1 億円	一律 100 万円	一律 10 万円	一律 10 万円
青色 TS マーク		死亡・重度後遺障害 (1～7 級) ※ 示談交渉サービス なし 限度額 1,000 万円	一律 30 万円	一律 1 万円	なし



第11章 緊急のとき

1 緊急電話のかけ方

火事・けが・急病

火事やけが、急病のときは119番に電話をかけてください。119番は全国共通で24時間体制をとっており、通話料は無料です。

1. 局番なしで直接119をダイヤル（プッシュ）します。公衆電話の場合は、緊急用の赤いボタンを強く押します。
2. 「火事」か「救急（けが・急病）」かをはっきり告げ、場所、名前を落ち着いて伝えます。
3. 119番の通信員に伝える主な内容

（例）火事の場合

- ・何が燃えているのか。
- ・逃げ遅れやけがの人の有無。

救急の場合

- ・誰がどうしたのか。
- ・意識の有無。
- ・どこが痛い、苦しいのか。

4. その他119番の通信員の質問に落ち着いて回答してください。

交通事故・犯罪

交通事故や犯罪が起きたときは110番に電話をかけてください。110番は全国共通で24時間体制をとっており、通話料は無料です。

1. 局番なしで直接110をダイヤル（プッシュ）します。
2. いつ、どこで、何が起きたかをできるだけ正確に告げ、自分の名前を伝えます。
3. 警察官の質問に対して落ち着いて答えます。

（例）

（時）、（詳細な場所）で交通事故（盗難／けんか等）がありました。

私は（名前）で、交通事故（盗難／けんか等）の当事者（目撃者等）です。

連絡先は（電話番号・携帯電話）です。

※ 必要があれば、通訳人に転送し、三者通話をすることがあります。（通訳人が不在の場合もあります。）警察官が話しかけるまで電話を切らずにお待ちください。

愛知県警ホームページ（多言語版）

県警ホームページでは、多言語で防犯や防災に関する情報を掲載しています。
詳しくは下記のホームページをご覧ください。

URL <https://www.pref.aichi.jp/police/other-languages/index.html>

いのちをつなぐ00000JAPAN

県災害時に使える無料のWi-Fiサービスです。

URL <https://www.wlan-business.org/customer/introduction/feature>

2 地震

日本は地震の多い国です。愛知県を含む東海地域では、南海トラフにおいておよそ100年から150年程度の周期で繰り返し発生するマグニチュード8クラスの大規模な海溝型地震により、甚大な被害を被っています。また、活断層型地震として、1891（明治24）年の濃尾地震や1945（昭和20）年の三河地震によっても大きな被害が生じています。

マグニチュードと震度

マグニチュード（M）は地震により発生するエネルギー、地震そのものの大きさをあらわします。一方、震度は地震の揺れの度合いをあらわします。同じ地震でも、各場所での震度が異なり、震源から離れると震度が弱くなります。マグニチュードは世界共通のものさしで、その値が1大きくなるとエネルギーは約31倍になります。一方、震度は日本で10階級（0、1、2、3、4、5弱、5強、6弱、6強、7）であらわします。例えば、震度6弱では、立っていることが困難で、耐震性の低い木造住宅では倒れるものがあります。

2-1 南海トラフ地震

トラフとは、海底にある深さ 6,000m までの細長い溝を意味します。南海トラフと呼ばれる深さ 4,000m 級の溝は、日本列島の太平洋側に位置し、静岡県駿河湾から九州にかけて伸びています。この南海トラフでは、東海地震、東南海地震や南海地震といった大地震がおよそ 100 年から 150 年おきに繰り返し起きています。

今後、30 年以内に南海トラフにおいて、マグニチュード 8~9 クラスの地震が発生する確率は 70~80% とされています。少しでも被害を軽減するためには、日頃から地震に備えることが非常に大切です。

2-2 地震への備え

住んでいる地域で、災害が起きやすい場所や避難場所の位置などをハザードマップで、事前に確認しておきましょう。ハザードマップは、市区町村役場でもらうことができます。また、下記のポータルサイトからも確認することができます。

ハザードマップポータルサイト

URL <https://disaportal.gsi.go.jp>

- 可能な限り 1 週間程度の飲料水・食料、携帯トイレ等を備蓄しておきましょう（最低でも 3 日分程度）。なお、避難する際に持ち出す袋やかばんには、携帯ラジオや懐中電灯などを入れておくことで非常時に役立ちます。
- 1981（昭和 56）年 5 月 31 日以前に着工された住宅については、耐震性が不十分である可能性があります。耐震診断を受け、「倒壊の可能性がある」と診断された場合は、耐震改修や建て替えを検討してください。
- 家の間取りや家具の配置などを考慮して、安全に身を守ることができる場所を確認しておきましょう。
- 家の中の家具や電化製品類の固定、ガラス飛散防止フィルムの貼り付けなどを行いましょう。
- 避難する場所とその経路、家族との連絡方法を事前に確認しておきましょう。
- 地域で行われる防災訓練などに積極的に参加しましょう。
- 地震の基礎知識や家庭でできる日頃の備えについて、「防災チェックガイド」で確認しておきましょう。

※ 「防災チェックガイド」については、J-59 の 6-1 をご覧ください。

2-3 地震が起きたら

- 建物の中では、転倒のおそれがある家具から離れ、テーブルの下など、身を守ることでできる場所で揺れが収まるのを待ち、自分の身を守りましょう。
- 揺れが収まったら、使っている火をすぐ消し、ガスの元栓を閉め、出火防止に努めましょう。
- 出火のおそれがないことを確認したら、扉を開けて非常脱出口を確保しましょう。
- 避難する前には、水道の元栓を閉めるとともに、電気が復旧したときに、壊れたり倒れたりした電化製品に通電して火災が発生すること（通電火災）を防ぐために、電気のブレーカーを切っておきましょう。なお、感震ブレーカーを取付けておくことも有効です。
- 屋外ではブロック塀や自動販売機の倒壊、窓ガラス、看板などの落下物に注意しましょう。
- 海岸付近にいる場合は、津波の危険性があるのですぐに高いところに避難しましょう。
- 自動車を運転中の場合はハンドルをしっかりと握り、徐々にスピードを落として道路の左側に止め、エンジンを切りましょう。避難が必要なときは、キーを付けたまま、ドアロックをせずに、車検証などの貴重品を忘れずに持ち出し、徒歩で避難しましょう。

2-4 多言語指差しボード

災害時には、日本語での会話が難しい外国人も避難所を利用します。その際、被災外国人と避難所運営者とのコミュニケーションの助けとなる「多言語指差しボード」を知っておくと便利です。ボードには、言語の確認、避難所スタッフ用、被災外国人用の 3 種類があります。

一般財団法人自治体国際化協会 多言語指差しボード

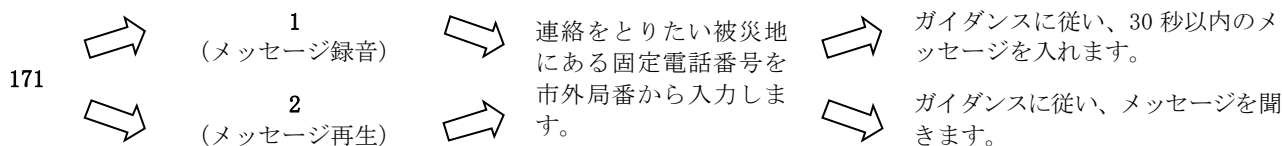
URL <https://www.clair.or.jp/j/multiculture/tagengo/yubisashi.html>

対応言語 ポルトガル語、スペイン語、英語、中国語（繁体字・簡体字）、タガログ語、ベトナム語、ネパール語、インドネシア語、タイ語、韓国語、ミャンマー語、フランス語、ロシア語、やさしい日本語

2-5 災害用伝言ダイヤル

地震などの大災害発生時には、被災地に安否確認、お見舞いなどの電話が殺到し、電話がつながりにくくなる状況が数日間続きます。「災害用伝言ダイヤル（171 番）」は災害発生時には、電話の通信状況に応じて家族、親類、知人などの安否確認や情報連絡に利用できるサービスです。まず 171 番をダイヤルし、流れてくるガイダンスに従って伝言の録音・再生を行います。また、各携帯電話会社から災害用伝言板サービスが提供されています。

基本的な操作



ガイダンスは日本語のみで、海外から利用することはできません。原則として相手の電話番号までの通話料がかかります。毎月 1 日と 15 日、正月三が日、防災週間（毎年 8 月 30 日～9 月 5 日）や防災とボランティア週間（毎年 1 月 15 日～21 日）などに災害用伝言ダイヤルを体験できます。

災害用伝言板（Web171）

パソコンやスマートフォンから固定電話番号や携帯電話・PHS 番号を入力して安否情報（伝言）の登録、確認を行うことができます。

URL <https://www.ntt-west.co.jp/dengon/web171/>

なお、各携帯電話会社も災害用伝言板のサービスを提供しています。詳しくは、各事業者にお尋ねください。

3 台風・集中豪雨

日本では、夏から秋にかけて台風が接近しやすくなります。台風が来ると強風や豪雨により洪水や土砂災害などの被害が出ることがあります。ラジオやテレビなどで台風情報に注意し、台風が近づいたら旅行、登山、釣り、海水浴などは控えましょう。また、短時間に集中的な大雨が降る集中豪雨や局地的大雨による被害が全国的に発生しています。台風や集中豪雨に備えて、日頃からハザードマップ等で危険な場所や避難経路の確認、非常持ち出し品の準備などを行い、災害時には各市町村や気象台の発信する避難情報や気象情報を正しく理解し、適切なタイミングで避難ができるようにしておきましょう。また、避難先は、小中学校や公民館だけではなく、新型コロナウイルスの感染が懸念される状況を踏まえ、安全な親戚や知人宅への避難も含め、適切な避難先について考えておきましょう。

4 罹災証明

地震や風水害、火事などの被害にあつて、税の減免や猶予などを受ける場合には、罹災証明が必要です。申請書は住所地の市区町村役場（火事を除く）または消防本部（火事のみ）にあります。

5 ガス漏れ

ガス臭いときやガス漏れ警報器が鳴ったときは危険です。このようなときは次のように対処してください。

- 窓や戸をあけましょう。
- ガス栓やメーターガス栓を閉め、火を使わないようにしましょう。
- 換気扇をはじめ、電気器具のスイッチには、絶対に手を触れないでください。スパークによる爆発の原因となります。
- ガス会社、ガス販売店に連絡しましょう。

6 防災に関する資料

6-1 防災チェックガイド

外国人の防災意識と自助力の向上を目的として、当協会が「防災チェックガイド」を作成しています。この冊子は、外国語（ポルトガル語・スペイン語・英語・中国語）とやさしい日本語が併記してあります。下記のアドレスから PDF 版のダウンロードができます。

URL <https://www2.aia.pref.aichi.jp/kikaku/j/bosaiguidebook/index.html>

6-2 防災行動計画検討ツール

災害が発生する前に自宅を確認し、避難行動を計画しておきましょう。各自治体や地域国際化協会における災害時の在住外国人逃げ遅れゼロに向けた取り組みの一助とするため、「在住外国人向け防災行動計画検討ツール（マイ・タイムライン）」を作成しています。

一般財団法人自治体国際化協会 在住外国人向け防災行動計画検討ツール（マイ・タイムライン）

URL <https://www.clair.or.jp/j/multiculture/tagengo/mtl.html>

対応言語 ポルトガル語、スペイン語、英語、中国語（繁体字・簡体字）、タガログ語、ベトナム語、ネパール語、インドネシア語、タイ語、韓国語、ミャンマー語、フランス語、ロシア語、やさしい日本語

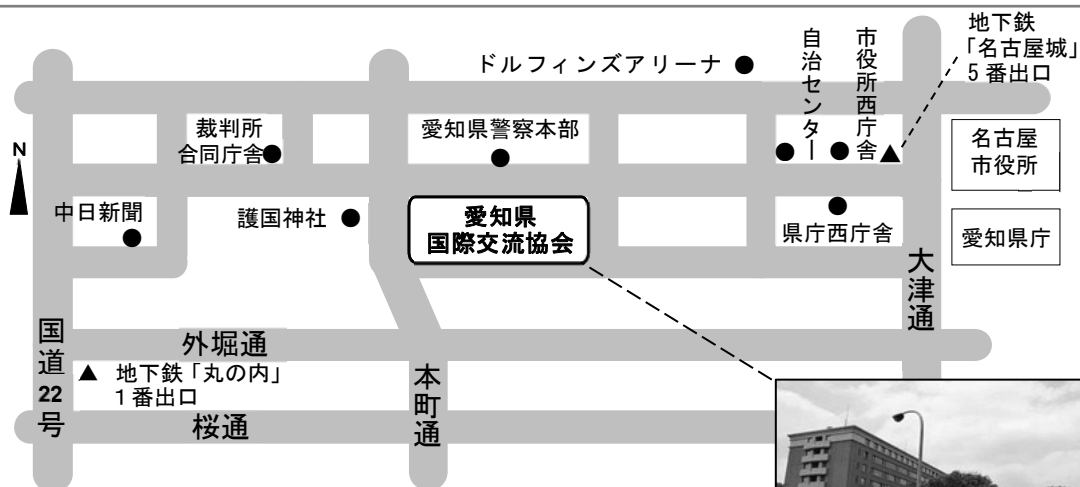


第12章 要覧

1 (公財) 愛知県国際交流協会

(公財) 愛知県国際交流協会には、あいち多文化共生センター、図書コーナーのほか、登録ボランティア向けの「ボランティアルーム」や登録団体が利用できる「団体交流室」などがあります。また、様々な講座、講演会、イベントなども開催しています。世界各国の情報収集の場として、また交流を深め広げていく場として、ぜひご利用ください。

住所	〒460-0001 名古屋市中区三の丸 2-6-1 愛知県三の丸庁舎 1・2 階
開館日	月～木・土曜日 10:00～18:00 金曜日 10:00～20:30 (ただし、祝日および年末年始(12/29～1/3)を除く)
交通手段	地下鉄名城線「名古屋城」5番出口より徒歩 5 分 または地下鉄鶴舞線・桜通線「丸の内」1番出口より徒歩 10 分



A あいち多文化共生センター

① 多文化ソーシャルワーカーによる相談・情報提供および支援

多文化ソーシャルワーカーが外国人の生活相談を実施しています。また、複雑な問題に対しては、継続した支援を行います。

＜日時＞ 月～土曜日 10:00～18:00

＜対応言語＞ ポルトガル語、スペイン語、英語、中国語、フィリピン語／タガログ語、ベトナム語、ネパール語、インドネシア語、タイ語、韓国語、ミャンマー語、ロシア語、ウクライナ語（原則、月・水・木）、日本語



② 外国人のための無料弁護士相談

第2・4 金曜日 13:00～16:00（予約制）※ 祝日を除く

＜対応言語＞ ポルトガル語、スペイン語、英語、中国語、フィリピン語／タガログ語、ベトナム語

③ 専門相談（予約制）

・在留関係の相談 第3 水曜日 13:00～17:00

・労働関係の相談 第2 月曜日 13:00～17:00

・消費生活相談 第4 月曜日 13:00～16:30

＜対応言語＞ ポルトガル語、スペイン語、英語、中国語、フィリピン語／タガログ語、ベトナム語、ネパール語、インドネシア語、タイ語、韓国語、ミャンマー語、ロシア語、ウクライナ語、日本語

※ 上記は 2023（令和 5）年 4 月の情報です。対応言語は変更の可能性があるため、その都度ホームページ等で確認してください。

問合せ先

電話 052-961-7902

FAX 052-961-8045

E メール sodan@aia.pref.aichi.jp

B Web サイト (i-net)

6 言語（「あいち多文化共生センター」については 12 言語）により、イベント情報や外国人向けの生活情報などを提供しています。

URL <https://www2.aia.pref.aichi.jp/>

URL <https://m.facebook.com/Aichi.International.Association.AIA/>

C 図書コーナー

国際交流や外国文化に関する図書、外国語の絵本、日本語学習のテキスト、参考書、外国語で書かれた日本紹介書まで、様々な書籍・資料の閲覧・貸出を行っています。また、海外の新聞・雑誌や日本語が学べる DVD などが閲覧・観賞できるコーナーもあります。利用時間は月曜日から土曜日の午前 10 時から午後 6 時です（閉館日等は除く。）。

D あいち国際プラザにほん語教室

愛知県国際交流協会主催の「日本語ボランティア入門講座」を修了したボランティアが、1999 年から当協会とともに運営しています。

開催日および時間（年間 3 期開催）

火曜日（午後）13:30～15:00

金曜日（午後）13:30～15:00

土曜日（午前）10:30～12:00

金曜日（夜）19:00～20:30

土曜日（午後）14:00～15:30

問合せ先

電話 052-961-8746（交流共生担当）

FAX 052-961-8045

E メール koryu@aia.pref.aichi.jp

E 日本語教育リソースルーム

日本語教育に関するモデル的取り組みの実施およびノウハウや成果の発信等を行っています。

県内の日本語教室

下記のアドレスから県内の日本語教室の一覧表をダウンロードできるほか、教室の検索ができます。

日本語教室一覧

URL <https://www2.aia.pref.aichi.jp/koryu/resource/class/classtop.html>

日本語教室検索

URL <https://www2.aia.pref.aichi.jp/aiawp/school/>

問合せ先

電話 052-961-8746（交流共生担当）

FAX 052-961-8045

E メール koryu@aia.pref.aichi.jp

名称	所在地	電話番号	管轄区域
名古屋	名古屋中 名古屋市中区錦 2-14-25 ヤマイチビル	052-855-3740	西区、中村区、中区、中川区、北区、北名古屋市、清須市、豊山町
	名古屋南 名古屋市熱田区旗屋 2-22-21	052-681-1211	熱田区、南区、港区、緑区、瑞穂区、豊明市
	名古屋東 名古屋市名東区平和が丘 1-2	052-774-1115	千種区、昭和区、名東区、天白区、東区、守山区、日進市、長久手市、東郷町
豊橋	豊橋市大国町 111	0532-52-7191	豊橋市、田原市
岡崎	岡崎市羽根町字北乾地 50-1	0564-52-8609	岡崎市、幸田町
一宮	一宮市八幡 4-8-7	0586-45-2048	一宮市、稲沢市（平和町を除く）
半田	半田市宮路町 200-4	0569-21-0023	半田市、常滑市、知多市、東海市、阿久比町、武豊町、東浦町、美浜町、南知多町
瀬戸	瀬戸市東長根町 86	0561-82-5123	瀬戸市、尾張旭市
豊田	豊田市常盤町 3-25-7	0565-31-1400	豊田市、みよし市
津島	津島市寺前町 2-3	0567-26-3158	津島市、弥富市、愛西市、あま市、稲沢市平和町、大治町、蟹江町、飛島村
刈谷	刈谷市若松町 1-46-3	0566-21-5001	刈谷市、高浜市、安城市、大府市、知立市
碧南(出張所)	碧南市浅間町 1-41-4	0566-41-0327	碧南市
西尾	西尾市熊味町小松島 41-1	0563-56-3622	西尾市
犬山	犬山市松本町 2-10	0568-61-2185	犬山市、江南市、岩倉市、大口町、扶桑町
豊川	豊川市千歳通 1-34	0533-86-3178	豊川市
蒲郡(出張所)	蒲郡市港町 16-9	0533-67-8609	蒲郡市
新城	新城市西入船 24-1	0536-22-1160	新城市、設楽町、東栄町、豊根村
春日井	春日井市南下原町 2-14-6	0568-81-5135	春日井市、小牧市

※ 対応言語と時間については、J-69（就労）を参照してください。

名称	所在地	電話番号	管轄区域
名古屋北	〒461-8575 名古屋市中区白壁 1-15-1 名古屋合同庁舎 3 号館 8 階	労働条件: 052-961-8653 労災保険: 052-961-8655	東区、北区、中区、守山区、春日井市、小牧市
名古屋東	〒468-8551 名古屋市天白区中平 5-2101	労働条件: 052-800-0792 労災保険: 052-800-0794	千種区、昭和区、瑞穂区、熱田区、緑区、名東区、天白区、豊明市、日進市、東郷町
名古屋南	〒455-8525 名古屋市港区港明 1-10-4	労働条件: 052-651-9207 労災保険: 052-651-9209	中川区、南区、港区
豊橋	〒440-8506 豊橋市大国町 111 豊橋地方合同庁舎 6 階	労働条件: 0532-54-1192 労災保険: 0532-54-1194	豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、田原市、設楽町、東栄町、豊根村
名古屋西	〒453-0813 名古屋市中村区二ツ橋町 3-37	労働条件: 052-481-9533 労災保険: 052-481-9534	中村区、西区、清須市、北名古屋市、豊山町
岡崎	〒444-0813 岡崎市羽根町字北乾地 50-1 岡崎合同庁舎 5 階	労働条件: 0564-52-3161 労災保険: 0564-52-3163	岡崎市、幸田町
一宮	〒491-0903 一宮市八幡 4-8-7 一宮労働総合庁舎 2 階	労働条件: 0586-45-0206 労災保険: 0586-80-8092	一宮市、稲沢市
半田	〒475-8560 半田市宮路町 200-4 半田地方合同庁舎 3 階	労働条件: 0569-21-1030 労災保険: 0569-55-7392	半田市、常滑市、東海市、知多市、大府市、阿久比町、武豊町、東浦町、美浜町、南知多町
刈谷	〒448-0858 刈谷市若松町 1-46-1 刈谷合同庁舎 3 階	労働条件: 0566-21-4885 労災保険: 0566-80-9844	刈谷市、碧南市、安城市、知立市、高浜市
豊田	〒471-0867 豊田市常盤町 3-25-2	労働条件: 0565-35-2323 労災保険: 0565-30-7112	豊田市、みよし市
瀬戸	〒489-0881 瀬戸市熊野町 100	0561-82-2103	瀬戸市、尾張旭市、長久手市

名称	所在地	電話番号	管轄区域
津島	〒496-0042 津島市寺前町 3-87-4	0567-26-4155	津島市、あま市、愛西市、弥富市、大治町、蟹江町、飛島村
江南	〒483-8162 江南市尾崎町河原 101	0587-54-2443	江南市、犬山市、岩倉市、大口町、扶桑町
西尾	〒445-0072 西尾市徳次町下十五夜 13	0563-57-7161	西尾市

4 年金事務所

	名称	所在地	電話番号	管轄区域	
				健康保険・厚生年金保険	国民年金
名古屋	大曾根	〒461-8685 名古屋市東区東大曾根町 28-1	052-935-3344	千種区、東区、北区、守山区、名東区、春日井市、小牧市	千種区、東区、守山区、名東区
	中村	〒453-8653 名古屋市中村区太閤 1-19-46	052-453-7200	中村区、津島市、愛西市、弥富市、あま市、海部郡	同左
	鶴舞	〒460-0014 名古屋市中区富士見町 2-13	052-323-2553	中区	同左
	熱田	〒456-8567 名古屋市熱田区伝馬 2-3-19	052-671-7263	熱田区、中川区、港区	同左
	笠寺	〒457-8605 名古屋市南区柵下町 3-21	052-822-2512	瑞穂区、南区、緑区、豊明市	同左
	昭和	〒466-8567 名古屋市昭和区桜山町 5-99-6 桜山駅前ビル	052-853-1463	昭和区、天白区、日進市、愛知郡	同左
	名古屋西	〒451-8558 名古屋市西區城西 1-6-16	052-524-6855	西区、清須市、北名古屋市、西春日井郡	同左
	名古屋北	〒462-8666 名古屋市北区清水 5-6-25	052-912-1213		北区、春日井市、小牧市
名古屋以外	豊橋	〒441-8603 豊橋市菰口町 3-96	0532-33-4111	豊橋市、蒲郡市、田原市	同左
	岡崎	〒444-8607 岡崎市朝日町 3-9	0564-23-2637	岡崎市、額田郡	同左
	一宮	〒491-8503 一宮市新生 4-7-13	0586-45-1418	一宮市、犬山市、江南市、稲沢市、岩倉市、丹羽郡	同左
	瀬戸	〒489-8686 瀬戸市共栄通 4-6	0561-83-2412	瀬戸市、尾張旭市、長久手市	同左
	半田	〒475-8601 半田市西新町 1-1	0569-21-2375	半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、知多郡	同左
	豊川	〒442-8605 豊川市金屋町 32	0533-89-4042	豊川市、新城市、北設楽郡	同左
	刈谷	〒448-8662 刈谷市寿町 1-401	0566-21-2110	刈谷市、碧南市、安城市、西尾市、知立市、高浜市	同左
	豊田	〒471-8602 豊田市神明町 3-33-2	0565-33-1123	豊田市、みよし市	同左

5 税務署

名称	所在地	電話番号	管轄区域
熱田	〒456-8711 名古屋市熱田区花表町 7-17	052-881-1541	熱田区、南区、緑区、豊明市
一宮	〒491-8502 一宮市栄 4-5-7	0586-72-4331	一宮市、稲沢市
岡崎	〒444-8552 岡崎市羽根町字北乾地 50-1 岡崎合同庁舎	0564-58-6511	岡崎市、幸田町
尾張瀬戸	〒489-8520 瀬戸市熊野町 76-1	0561-82-4111	瀬戸市、尾張旭市
刈谷	〒448-8523 刈谷市若松町 1-46-1 刈谷合同庁舎	0566-21-6211	碧南市、刈谷市、安城市、知立市、高浜市
小牧	〒485-8651 小牧市中央 1-424	0568-72-2111	春日井市、犬山市、江南市、小牧市、岩倉市、大口町、扶桑町
昭和	〒467-8510 名古屋市瑞穂区瑞穂町字西藤塚 1-4	052-881-8171	昭和区、瑞穂区、天白区、日進市、長久手市、東郷町
新城	〒441-1372 新城市字裏野 1-1	0536-22-2141	新城市、設楽町、東栄町、豊根村
千種	〒464-8555 名古屋市千種区振甫町 3-32	052-721-4181	千種区、名東区

名称	所在地	電話番号	管轄区域
津島	〒496-8720 津島市良王町 2-31-1	0567-26-2161	津島市、愛西市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町、飛島村
豊田	〒471-8521 豊田市常盤町 1-105-3 豊田合同庁舎	0565-35-7777	豊田市、みよし市
豊橋	〒440-8504 豊橋市大国町 111 豊橋地方合同庁舎	0532-52-6201	豊橋市、豊川市、蒲郡市、田原市
中川	〒454-8511 名古屋市中川区尾頭橋 1-7-19	052-321-1511	中川区、港区
名古屋北	〒462-8543 名古屋市北区清水 5-6-16	052-911-2471	北区、守山区
名古屋中	〒460-8522 名古屋市中区三の丸 3-3-2 名古屋国税総合庁舎	052-962-3131	中区
名古屋中村	〒453-8686 名古屋市中村区太閤 3-4-1	052-451-1441	中村区
名古屋西	〒451-8503 名古屋市西区押切 2-7-21	052-521-8251	西区、清須市、北名古屋市、豊山町
名古屋東	〒461-8621 名古屋市東区主税町 3-18 名古屋第三国税総合庁舎	052-931-2511	東区
西尾	〒445-8602 西尾市熊味町南十五夜 41-1	0563-57-3111	西尾市
半田	〒475-8686 半田市宮路町 50-5	0569-21-3141	半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町

6 県税事務所

名称	所在地	電話番号	管轄区域
名古屋東部	〒460-8483 名古屋市中区新栄町 2-9 スカイオアシス栄内	052-953-7847	千種区、東区、中区、名東区
名古屋北部	〒451-8555 名古屋市西区城西 1-9-2	052-531-6305	北区、西区、守山区、清須市、北名古屋市、豊山町
名古屋西部	〒454-8503 名古屋市中川区中郷 1-3	052-362-3215	中村区、中川区、港区
名古屋南部	〒456-8558 名古屋市熱田区森後町 8-22	052-682-8924	昭和区、瑞穂区、熱田区、南区、緑区、天白区、豊明市、日進市、長久手市、東郷町
東尾張	〒486-8515 春日井市鳥居松町 3-65	0568-81-3139	瀬戸市、春日井市、犬山市、江南市、小牧市、尾張旭市、岩倉市、大口町、扶桑町
西尾張	〒491-8506 一宮市新生 2-21-12	0586-45-3170	一宮市、津島市、稲沢市、愛西市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町、飛島村
知多	〒475-8505 半田市出口町 1-36 知多総合庁舎内	0569-89-8176	半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町
西三河	〒444-8503 岡崎市明大寺本町 1-4 西三河総合庁舎内	0564-27-2712	岡崎市、碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、知立市、高浜市、幸田町
豊田加茂	〒471-8537 豊田市元城町 4-45 豊田加茂総合庁舎内	0565-32-7483	豊田市、みよし市
東三河	〒440-8528 豊橋市八町通 5-4 東三河総合庁舎内	0532-35-6130	豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、田原市、設楽町、東栄町、豊根村

7 愛知県女性相談センター

相談窓口	所在地	電話番号
愛知県女性相談センター	〒461-0016 名古屋市中区上野寺1丁目1番1号（女性総合センター）	052-962-2527
愛知県女性相談センター 尾張駐在室	〒460-0001 名古屋市中区三の丸 2-6-1（尾張福祉相談センター）	052-961-7211 内線 2323
愛知県女性相談センター 海部駐在室	〒496-8535 津島市西柳原町 1-14（海部福祉相談センター）	0567-24-2134
愛知県女性相談センター 知多駐在室	〒475-0902 半田市宮路町 1-1（知多福祉相談センター）	0569-31-0121
愛知県女性相談センター 西三河駐在室	〒444-0860 岡崎市明大寺本町 1-4（西三河福祉相談センター）	0564-27-2719
愛知県女性相談センター 豊田加茂駐在室	〒471-0024 豊田市元城町 3-17（豊田加茂福祉相談センター）	0565-33-0294
愛知県女性相談センター 新城設楽駐在室	〒441-1326 新城市字中野 6-1（新城設楽福祉相談センター）	0536-23-8051
愛知県女性相談センター 東三河駐在室	〒440-0806 豊橋市八町通 5-4（東三河福祉相談センター）	0532-54-5111 内線 301

8 愛知県福祉相談センター

相談窓口	所在地	電話番号
尾張福祉相談センター	〒460-0001 名古屋市中区三の丸 2-6-1 愛知県三の丸庁舎 7階	052-961-7211 (代表)
海部福祉相談センター	〒496-8535 津島市西柳原町 1-14 海部総合庁舎 3階	0567-24-2111 (代表)
知多福祉相談センター	〒475-0902 半田市宮路町 1-1	0569-31-0121 (地域福祉課) 0569-22-3939 (児童育成課)
西三河福祉相談センター	〒444-0860 岡崎市明大寺本町 1-4 愛知県西三河総合庁舎 9階	0564-23-1211 (代表)
豊田加茂福祉相談センター	〒471-0024 豊田市元城町 2-68	0565-33-0294 (地域福祉課) 0565-33-2211 (児童育成課)
新城設楽福祉相談センター	〒441-1326 新城市字中野 6-1	0536-23-8051 (地域福祉課) 0536-23-7366 (児童育成課)
	〒441-2301 北設楽郡設楽町田口字川原田 6-18 新城設楽建設事務所設楽支所 1階	0536-63-0070 (地域福祉課福祉・相談グループ)
東三河福祉相談センター	〒440-0806 豊橋市八町通 5-4 愛知県東三河総合庁舎 1・2階	0532-54-5111 (代表)

9 交通事故に関する相談窓口

日:日本語 ポ:ポルトガル語 ス:スペイン語 英:英語 中:中国語 比:フィリピン語/タガログ語 ベ:ベトナム語

相談窓口	電話番号	所在地	言語	相談日	時間
(公財) 愛知県国際交流協会 (AIA) あいち多文化共生センター 外国人のための無料弁護士相談	052-961-7902	名古屋市	ポ・ス・英 中・比・ベ	第2・4金 ※祝日を除く	13:00~16:00
(公財) 名古屋国際センター (NIC) 外国人法律相談	052-581-0100	名古屋市	ポ・ス 英・中	土	10:00~12:30
				予約制 (来館またはウェブフォームによる申し込み)	
愛知県県民相談・情報センター 交通事故相談	052-962-5100	名古屋市	日	月~金	9:00~17:15
東三河県民相談室 交通事故相談	0532-52-7337	豊橋市	日	月~金	9:00~17:15
西三河県民相談室 交通事故相談	0564-27-0800	岡崎市			
法律相談センター (愛知県弁護士会) 交通事故相談	0570-783-110 県内各センター 共通	名古屋市	日	予約時に確認	予約受付時間 9:10~16:30 土日祝を含む
		豊橋市、岡崎市 一宮市、半田市			9:30~16:30 土日祝を除く
(一社) 日本損害保険協会 そんぽ ADR センター中部	0570-022808 (通話料有料) IP 電話からは 052-308-3081	名古屋市	日	月~金	9:15~17:00
(公財) 交通事故紛争処理センター 名古屋支部	052-581-9491	名古屋市	日	月~金	9:00~12:00 13:00~17:00

10 外国人対象相談窓口

日:日本語 ポ:ポルトガル語 ス:スペイン語 英:英語 中:中国語 比:フィリピン語/タガログ語 ベ:ベトナム語 ネ:ネパール語
イ:インドネシア語 タ:タイ語 韓:韓国・朝鮮語 ミ:ミャンマー語 露:ロシア語 ウ:ウクライナ語 仏:フランス語 ヒ:ヒンディー語

項目	相談窓口	電話番号	所在地	言語	相談日	時間
一般 (公的機関)	(公財) 愛知県国際交流協会 あいち多文化共生センター	052-961-7902	名古屋市	ポ・ス・英・中・比・ベ・ネ・ イ・タ・韓・ミ・露・ウ・日	月~土 (ウクライナ語のみ原則、月・水・木)	10:00~18:00
	(公財) 名古屋国際センター 情報カウンター	052-581-0100	名古屋市	ポ・ス	火~日	10:00~12:00 13:00~17:00
				英・日	火~日	9:00~19:00
				中	火~金	13:00~17:00
					土・日	10:00~12:00 13:00~17:00
				比・韓	木・土・日	13:00~17:00
				ベ	水・土・日	
				ネ	水・日	
				イ	第1・3水・第1・3日	
				タ	第2・4水・2・4日	

日:日本語 ポ:ポルトガル語 ス:スペイン語 英:英語 中:中国語 比:フィリピン語/タガログ語 ベ:ベトナム語 ネ:ネパール語
 イ:インドネシア語 タ:タイ語 韓:韓国・朝鮮語 ミ:ミャンマー語 露:ロシア語 ウ:ウクライナ語 仏:フランス語 ヒ:ヒンディー語

一般（公的機関）

項目	相談窓口		電話番号	所在地	言語	相談日	時間
	豊橋市 外国人相談		0532-51-2067	豊橋市	ポ、英	月～金	9:00～17:00
					比	月・火・水	10:00～16:00
						木・金	13:15～16:15
	（公財）豊橋市国際交流協会 日常生活相談 外国人総合相談窓口 （インフォピア）		0532-55-3671	豊橋市	英・日	毎日	9:00～17:00
			080-3635-0783 ポルトガル語		ポ（不在時は TV 電話）	毎週月～日 第 1, 3 週 土日	
			090-1860-0783 英語、フィリピン語、中国語、その他		中（不在時は TV 電話）	毎週月～日 第 2, 4 週 土日	
					比（不在時は TV 電話）		
	岡崎市 外国人相談		0564-23-6480	岡崎市	ポ・英・比	月～金	8:30～17:15
					中		8:30～16:15
	岡崎市 りぶら国際交流センター		0564-23-3148	岡崎市	ス	木・土・日	9:15～17:00
					英	月・火・金～日	
					ベ	月・火・金	
	一宮市国際交流協会 国際交流ウエルカムひろば		0586-85-7076	一宮市	英・イタリア 多言語（翻訳機）	毎月第 1 日曜日	10:30～12:00
	瀬戸市国際センター 外国人相談		0561-83-7719	瀬戸市	ポ	第 1・3 水	10:00～12:00
					ス	火	13:00～17:00 （受付 16:30 まで）
	半田国際交流協会 一般相談		0569-26-1929	半田市	英・中	月～金（第 3 月・火を除く） 日（日本語教室開催時）	10:00～16:00
							10:00～12:00
	春日井市 外国人相談		0568-85-6620	春日井市	ポ	第 2・4 水	9:00～12:00
					ス	第 3 水	13:00～16:00
					英・比	第 1 水	
	豊川市 外国人相談		0533-89-2158	豊川市	ポ	月～金	8:30～17:15
					英	火～金	13:00～17:00
					中	月・水・金	8:45～12:45
					ベ	月・火・木	9:00～16:00
					水・金	9:00～15:00	
					ポ・ス・英・中・比・ ベ・ネ・韓	月～金 （TV 電話対応）	8:30～17:15
					イ・タ・ミ・ヒ・カンボジ ア（クメール）・マレー		9:00～17:15
					露・仏		10:00～17:15
					ウ		10:00～12:00
					（公財）豊川市国際交流協会 外国人相談		0533-83-1571
	ス・中	火・水	9:00～13:00				
	英	月～金	8:30～17:15				
	月・火・木・金	9:00～14:00					
碧南市 外国人相談窓口		0566-41-3311 （内線 521、522）	碧南市	ポ・比・ベ等 14 言語	月～金	8:30～17:00	
刈谷市 生活相談		0566-62-1058	刈谷市	ポ	月～木	8:30～12:00 13:00～17:00	
				中	火～金		
				英・比	月・火・木・金		
豊田市	ポルトガル語、スペイン語、英語（通訳職員）相談	0565-34-6626	豊田市	ポ・ス・英	月～金 祝日・年末年始を除く	8:30～17:15	
	電話通訳サービス			ポ・ス・英・中・比・ベ・ネ・ イ・タ・韓・露・仏・ヒ ミ		8:30～17:15	
	多言語サービスデスク ①市民相談課（本庁） ②上郷支所 ③猿投支所 ④保見出張所 ⑤高岡支所 ⑥高橋支所	(0565) ①34-6626 ②21-0001 ③45-1211 ④48-8006 ⑤53-7779 ⑥80-0077		ポ・ス・英・中・韓		8:30～17:15	
				比・ベ・ネ・イ・タ・ミ・ヒ		9:00～17:15	
						露・仏	10:00～17:15
（公財）豊田市国際交流協会 相談窓口		0565-33-5931	豊田市	ポ	土・日	10:00～16:00	
				英	火～日	9:00～19:00	
					（土・日 17:00 まで）		
				中	火	13:00～16:00	
					水～金・日	10:00～16:00	
					土	9:00～12:00	
安城市 外国人相談	電話相談	0566-71-2299	安城市	ポ・中・比等 22 言語 ポ・中・比等 15 言語	月～金	8:30～17:15	
	窓口相談						
西尾市 外国人相談窓口		0563-65-2383	西尾市	ポ	月～金	9:00～13:00	
				ベ		8:30～17:00	
				その他（電話通訳システムによる 11 言語）		8:30～17:15	

項目	相談窓口	電話番号	所在地	言語	相談日	時間
一般（公的機関）	蒲安市 外国人相談窓口	0533-66-1179	蒲安市	英・タ・その他（電話通訳システムによる 12 言語）	月～金	8:30～16:00
	大山市 外国人無料相談窓口	0568-44-0343	大山市	ポ・ス	金	13:00～16:30
				英・中・比	第 4 金 （2 月は第 3 金）	
	江南市国際交流協会 ふくらの家 外国人生活相談	0587-56-7390	江南市	ポ・ス・英・中・比・ベ	月～金	10:00～12:00 13:00～15:00
	小牧市 外国人相談	0568-39-6527	小牧市	ポ・ス・英・ベ	月～金	9:00～12:00 13:00～17:00
	稲沢市 ポルトガル語による相談	0587-32-1146	稲沢市	ポ	第 1・3 金	13:00～16:00
	新城市 外国人相談窓口	0536-23-7697	新城市	ポ・ス （他は翻訳機対応）	月～金 祝日を除く	9:00～12:00 13:00～16:00
	東海市国際交流協会 在住外国人生活相談	0562-32-5339	東海市	英・中・比	随時（予約制）	
	大府市 外国人総合窓口（ウェルサポ）	0562-45-6266	大府市	英 多言語（TV 電話通訳で 対応）	月～金	8:30～17:00
					月・火・木・金	8:30～17:15
					水	8:30～19:15
	大府市国際交流協会 外国語相談	080-4525-5931	大府市	ポ	水	13:00～17:00
				中	第 2 水	
				ベ	第 4 水	
	知多市 外国人生活相談	0562-36-2648	知多市	ポ	月	9:00～12:00 13:00～16:00
					木・金	9:00～12:00
				ス	火	9:00～12:00 13:00～16:00
	知立市 外国人相談	0566-83-1111	知立市	ポ・中・比等 14 言語	月～金	9:30～12:00 13:00～16:00
					月	9:00～12:00
					土	9:00～13:00
	高浜市 外国人相談	0566-52-1111	高浜市	ポ・ベ	月～金	8:30～17:00
	岩倉市 外国人サポート窓口	0587-38-5040	岩倉市	ポ・ス （他は翻訳機対応）	月～金	8:30～17:00
	豊明市	0562-85-1031	豊明市	ポ	月～金	9:00～12:00 13:00～17:00
				ポ・ス・英・中・比・ベ・ネ・ イ・タ・韓・日		8:30～17:15
	日進市（日進市国際交流協会） 外国人相談窓口	0561-73-1131	日進市	ス・英・中・韓	月～金	9:00～12:00 13:00～16:00
	（特非）たはら国際交流協会	0531-22-2622	田原市	日（予約により、英・中・ 比・ベ・イ）	水・金・日	13:00～17:00
					オンライン受付（毎日）	
	北名古屋国際交流協会 外国人生活情報サービス	0568-22-1111	北名古屋 市	日（他は自動翻訳機対応）	月～金	9:00～17:00 ※予約制
	みよし市 一般相談	0561-32-8012	みよし市	ポ	月・火	13:00～16:00
					水・木・金	9:00～12:00 13:00～16:00
					月	9:00～12:00
					火	
	あま市国際交流協会	090-9900-7930	あま市	日	月～金	8:30～17:15
	長久手市国際交流協会 外国人相談窓口	0561-62-5933	長久手市	日・その他（翻訳機）	月～金	8:30～17:00
	扶桑町多文化共生センター 外国人相談	0587-93-1111	扶桑町	英・中・日	木	19:00～20:30
					日	13:30～15:00
	東浦町 外国人相談 窓口	0562-83-3111	東浦町	ポ	月・金	8:30～17:00
					水	10:30～19:00
					木	8:30～11:00 13:00～17:00
					英・比	月～金 13:00～16:00
	幸田町 外国人相談窓口	0564-62-1111 （内線 331）	幸田町	ポ	月～金	10:00～12:00 13:00～17:00
				多言語（電話通訳で対 応）		8:30～17:15
	東浦町役場	0562-83-0318	東浦町	ポ	月～金	11:00～12:00

日: 日本語 ポ: ポルトガル語 ス: スペイン語 英: 英語 中: 中国語 比: フィリピン語/タガログ語 ベ: ベトナム語 ネ: ネパール語
 イ: インドネシア語 タ: タイ語 韓: 韓国・朝鮮語 ミ: ミャンマー語 露: ロシア語 ウ: ウクライナ語 仏: フランス語 ヒ: ヒンディー語

	相談窓口	電話番号	所在地	言語	相談日	時間
一般（民間団体）	名古屋カトリック 難民移住移動者委員会（共の会）	052-953-9480	名古屋市	ス・英・日	月～金	10:00～16:00
	（特活）在日ブラジル人を支援 する会（サビジャ）	050-6861-6400	東京都	ポ	月～金	予約受付 9:00～16:00 オンライン心理相談 9:00～21:00
			静岡県浜松市		金（在浜松ブラ ジル総領事館）	面談式相談 9:00～13:00
			新城市		第3月（新城 市役所内）	面談式相談 10:00～13:00 ブラジル人児童向け教 育塾*ート: 9:00～16:00
	（一社）社会的包摂サポート センター よりそいホットライン	0120-279-338 （ガイダンスのあと2番を押す）		ポ・ス・英・中・比・ ベ・ネ・イ・タ・韓	年中無休	10:00～22:00
		Facebook・Messenger 通話 https://www.facebook.com/yorisoi2foreign		英・中・比・ベ・ネ・イ （他言語は要予約）	木・金・日	16:00～22:00
	浜松いのちの電話	0120-428-333	静岡県浜松市	ポ	金	19:30～21:30
	東京英語いのちの電話	03-5774-0992	東京都	英	月～木	9:00～23:00
					金～日	9:00～翌 02:00
					電話がつかない場合チャット相談 あり https://tell.jp.com/lifeline/	
	横浜いのちの電話 外国語相談 （LAL）	0120-66-2488	神奈川県横浜 市	ポ	水	10:00～21:00
					金	19:00～21:00
					土	12:00～21:00
		0120-66-2477		ス	水	10:00～21:00
金					19:00～21:00	
土					12:00～21:00	
市政・行政相談	（公財）名古屋国際センター 外国人行政相談	052-581-0100	名古屋市	ポ・ス・英・日	火～日	10:00～12:00 13:00～17:00
				中	火～金	13:00～17:00
					土・日	10:00～12:00 13:00～17:00
					比・韓	木・土・日
				ベ	水・日	
	ネ	水				
	愛知県行政書士会 無料相談会	052-908-7255	名古屋市	日	第2火（祝日を 除く）	10:00～16:00
	豊田市 外国人関連手続き相談	0565-34-6626	豊田市	ポ・ス・英	毎月第2月曜日（事前予約必要）	
在留・ビザ	（公財）愛知県国際交流協会 あいち多文化共生センター 外国人向け専門相談（在留関係）	052-961-7902	名古屋市	ポ・ス・英・中・比・ ベ・ネ・イ・タ・韓・ ミ・露・ウ・日	第3水（祝日の 場合は翌週）	13:00～17:00 ※予約制（随時受付）
	（公財）名古屋国際センター 名古屋出入国在留管理局による相談	052-581-0100	名古屋市	ポ・ス・英・中・比・ ベ・ネ・韓	第4土	13:00～17:00
	（公財）名古屋国際センター 外国人のための行政書士による 相談（予約優先）			ポ・ス・英・中・ベ・ ネ・日	水・日	13:00～17:00
				比・韓	日	
	外国人在留総合インフォメーシ ョンセンター（窓口での相談）		名古屋出入国 在留管理局内	ポ・ス・英・中・比・ 日	月～金（祝日、 12/29～1/3 を 除く）	8:30～16:00
	外国人在留総合インフォメーシ ョンセンター（電話での相談）	全国共通 0570-013904 PHS、IP 電話、海外から の通話は：03-5796-7112		ポ・ス・英・中・比・ベ・ ネ・イ・タ・韓・ミ・仏・ カンボジア（クメー ル）・モンゴル・シン ハラ・ウルドゥ・日		8:30～17:15
	外国人入管手続研究会（IPAA） 無料電話相談	090-6644-5490		名古屋市	日	随時
	小牧市 在留相談（要予約）	0568-39-6527	小牧市	ポ・ス・英・ベ	第1水曜日	13:00～16:45
研修・技能実習	外国人技能実習機構（OTIT） 母国語相談センター	0120-250-147	英	火・木・土	月～金11:00～19:00 土・日 9:00～17:00	
		0120-250-169	中	月・水・金・土		
		0120-250-197	比	火・木・土		
		0120-250-168	ベ	月～金・土		
		0120-250-192	イ	火・木		
		0120-250-198	タ	木・日		
		0120-250-302	ミ	火		
		0120-250-366	カンボジア	木		

項目	相談窓口		電話番号	所在地	言語	相談日	時間
就 労	名古屋外国人雇用サービスセンター		052-855-3770	名古屋市	ポ・ス・英・ 中・ベ	月～金	9:15～12:00、13:00～17:15
					比	月・水～金	
					ウ	水	
	豊橋外国人職業相談センター		0532-57-1356	豊橋市	ポ	月～金	9:00～12:00、13:00～17:00
					ス	月・木	
					英	月～木	
	ハローワークの外国語による電話相談 ※対応可能なハローワーク(愛知県内): 名古屋東、名古屋中、名古屋南、 豊橋、岡崎、一宮、半田、豊田、 津島、刈谷、犬山、豊川、春日井			ポ: 0800-919-2904 英: 0800-919-2901 比: 0800-919-2907 ネ: 0800-919-2909 タ: 0800-919-2906	ス: 0800-919-2905 中: 0800-919-2902 ベ: 0800-919-2908 イ: 0800-919-2910 韓: 0800-919-2903	月～金 8:30～18:00、土 10:00～17:00 ※電話が繋がったら、最初に ① 自分の住んでいる場所 ② 連絡したいハローワークの名前 を話してください。	
	ハローワーク (公共職業安定所)	半田	0569-21-0023	半田市	ポ	月～金	9:00～12:00、13:00～17:00
					ス	水	9:00～12:00、13:00～15:00
		瀬戸	0561-82-5123	瀬戸市	ポ・ス	木	9:00～12:00、13:00～17:00
		一宮	0586-45-2048	一宮市	ポ	月～金	9:00～12:00、13:00～17:00 ※ ス・英は金曜日不在日 あり
					ス	月・火・金※	
					英	水～金※	
		犬山	0568-61-2185	犬山市	ポ・ス	月～金	9:00～12:00、13:00～17:00
		刈谷	0566-21-5001	刈谷市	ポ	月～金	8:30～12:00、13:00～17:00
					ス	火・金	9:00～12:00、13:00～17:00
					英	月・水・木	8:30～12:00、13:00～17:00
					火・金	9:00～12:00、13:00～17:00	
					比	月・水～金	8:30～12:00、13:00～16:30
					ベ	火・木	9:00～12:00、13:00～17:00
		碧南出張所	0566-41-0327	碧南市	ポ	月～金	8:30～12:00、13:00～16:30
		ス	火～木				
		春日井	0568-81-5135	春日井市	ポ	月～金	9:00～12:00、13:00～17:00
		英	水				
		名古屋南	052-681-1211	名古屋市	ポ	月～金	9:00～12:00、13:00～17:00
					英	月・金	10:00～12:00、13:00～16:00
					火～木	10:00～12:00、13:00～17:00	9:00～12:00、13:00～17:00
					中	水・金	
		ベ	火	9:00～12:00、13:00～17:00			
		西尾	0563-56-3622		西尾市	ポ	月～金
		ベ	火～金				
		岡崎	0564-52-8609	岡崎市	ポ	月～金	9:00～12:00、13:00～17:00
		英	月・火・木・金				
		豊橋	0532-52-7191	豊橋市	ポ	月～金	9:00～12:00、13:00～17:00
					ス	水～金	
					英	月・水～金	
		豊川	0533-86-3178	豊川市	ポ	月～金	9:00～12:00、13:00～17:00 ※ 英の木は第1、3、5 木曜日のみ
		英	月・木※・金				
		蒲郡出張所	0533-67-8609	蒲郡市	英	火・金	9:00～12:00、13:00～16:00
		豊田	0565-31-1400	豊田市	ポ	月～金	9:00～12:00、13:00～17:15
					ス	月～木	9:15～12:00、13:00～17:15
					金	9:00～12:00、13:00～17:00	
					火～木	9:15～12:00、13:00～17:15	
					金	9:00～12:00、13:00～17:00	
		津島	0567-26-3158	津島市	ポ	月～木	9:00～12:00、13:00～17:00
		新城	0536-22-1160	新城市	ポ	木	9:00～12:00、13:00～17:00
	愛知県「外国人雇用促進事業」 運営事務局			050-5527-0895	名古屋市	英・日	月～金
労 働 問 題	愛知労働局労働基準部監督課 外国人労働者相談コーナー		052-972-0253	名古屋市	ポ	火～金	9:30～12:00、13:00～16:00
					英	火・木	
	豊橋労働基準監督署		0532-54-1192	豊橋市	ポ	月・水・金	9:30～12:00、13:00～15:30
	名古屋西労働基準監督署		052-481-9533	名古屋市	ベ	木	9:30～12:00、13:00～16:00
	刈谷労働基準監督署		0566-21-4885	刈谷市	ポ	月・水	9:30～12:00、13:00～16:00
	厚生労働省 外国人労働者向け相談ダイヤル		0570-001-703		ポ	月～金	10:00～12:00、13:00～15:00 年末年始(12/29～1/3)は 除く
			0570-001-704		ス		
			0570-001-701		英		
			0570-001-702		中		
			0570-001-705		比		
			0570-001-706		ベ		
			0570-001-708		ネ	火・水・木	
			0570-001-715		イ	水	
	0570-001-712		タ	水			

項目	相談窓口	電話番号	所在地	言語	相談日	時間
労働問題	厚生労働省 外国人労働者向け相談ダイヤル	0570-001-709		韓	木・金	10:00～12:00 13:00～15:00 年末年始(12/29～1/3)は除く
		0570-001-707		ミ	月	
		0570-001-716		カンボジア語	水	
		0570-001-718		モンゴル	金	
	労働条件相談ほっとライン	0120-531-403		ポ	毎日	平日(月～金) 17:00～22:00 土・日・祝日 9:00～21:00
		0120-531-404		ス	火・木・金・土	
		0120-531-401		英	毎日	
		0120-531-402		中	毎日	
		0120-531-405		比	火・水・土	
		0120-531-406		ベ	水・金・土	
		0120-531-408		ネ	水・日	
		0120-613-803		イ	木・日	
		0120-613-802		タ	木・日	
		0120-613-801		韓	木・日	
		0120-531-407		ミ	水・日	
		0120-613-804		カンボジア(クメール)	月・土	
		0120-613-805		モンゴル	月・土	
		0120-811-610		日	毎日	
	名古屋労災職業病研究会(NOSHC)	052-837-7420 FAX も同じ	名古屋市	英・日	月～金(祝日を除く)	10:00～18:00
(公財)愛知県国際交流協会 あいち多文化共生センター 外国人向け専門相談(労働関係)	052-961-7902	名古屋市	ポ・ス・英・中・比・ ベ・ネ・イ・タ・韓・ ミ・露・ウ・日	第2月(祝日の場合は翌週)	13:00～17:00 ※予約制(随時受付)	
起業・経営	(公財)あいち産業振興機構 あいち外国人起業&経営支援センター	052-563-1435	名古屋市	ポ・ス・英・中・ 比・ベ・仏・その他	月～金(祝日、 年末年始を除く)	9:00～17:00 ※予約制
				※予約方法は電話(火・金13:00～17:00 英・日のみ)またはWEBフォーム(ポ・英・中・日)にて。詳しくはJ-19の8を参照。		
人権	名古屋法務局 人権擁護部 外国人のための人権相談所 (外国語人権相談ダイヤル)	0570-090911	名古屋市	ポ・ス・英・中・比・ ベ・ネ・イ・タ・韓	月～金(祝日、 年末年始を除く)	9:00～17:00
	外国語インターネット人権相談	https://www.jinken.go.jp/soudan/PC_AD/0101_en.html		英		
		https://www.jinken.go.jp/soudan/PC_AD/0101_zh.html		中		
国籍	名古屋法務局 民事行政部国籍課	052-952-8073	名古屋市	日	月～金(祝日、12/29～1/3を除く)予約制	8:30～17:15
法律	(公財)愛知県国際交流協会 あいち多文化共生センター 外国人のための無料弁護士相談	052-961-7902	名古屋市	ポ・ス・英・ 中・比・ベ	第2・4金(祝日を除く)予約制	13:00～16:00
	(公財)名古屋国際センター 外国人無料法律相談	052-581-0100	名古屋市	ポ・ス・英・中	土 予約制(来館またはウェブフォームによる申し込み)	10:00～12:30
	愛知県弁護士会 名古屋法律相談センター 外国人法律相談(有料)	052-565-6110	名古屋市	日	木(予約制)	14:10～16:25 (予約 9:10～16:30 土・日・祝日を含む)
	法テラス 外国人法律相談 (無料)	0570-078341 050-3383-5460(IP)	名古屋市	ポ・ス・英・ 中・比・ベ・ ネ・イ・タ・韓	第1・3木	10:00～12:30
		0570-078342 050-3383-5465(IP)	岡崎市		第1・3木	13:00～16:00
		予約制 ※ 外国語による予約(ポ・ス・英・中・比・ベ・ネ・イ・タ・韓) 0570-078377 在留資格を有し、低所得外国人を対象 相談回数制限有				
	ブラジル総領事館 法律相談(ブラジル法) (無料)	052-222-1077	名古屋市	ポ・日(ブラジル人弁護士)	要予約	9:30～12:00 相談日程・予約方法はHP掲載 https://www.gov.br/mre/pt-br/consulado-nagoia
				ポ・日(日本人弁護士)	月1回・予約不要	
	税金	名古屋国税局 電話相談センター (電話での相談のみ)	052-971-2059	名古屋市	英 日本語での相談は、各税務署(J-63、64)をご覧ください。	月～金(祝日、 年末年始を除く)
(公財)名古屋国際センター 外国人税務相談		052-581-0100	名古屋市	ポ・ス・英・中	確定申告時期(2～3月) (予約制)	
(公財)豊橋市国際交流協会 外国人のための税務相談会		0532-55-3671	豊橋市	ポ・ス・英	確定申告受付開始 2週間程度前に2回 (予約制)	
(公財)豊川市国際交流協会 外国人のための税務相談会		0533-83-1571	豊川市	ス・英・中	確定申告受付開始 2週間程度前に1回 (予約制)	

日:日本語 ポ:ポルトガル語 ス:スペイン語 英:英語 中:中国語 比:フィリピン語/タガログ語 ベ:ベトナム語 ネ:ネパール語
 イ:インドネシア語 タ:タイ語 韓:韓国・朝鮮語 ミ:ミャンマー語 露:ロシア語 ウ:ウクライナ語 仏:フランス語 ヒ:ヒンディー語

項目	相談窓口	電話番号	所在地	言語	相談日	時間	
留学生	(公財)名古屋国際センター 国際留学生会館	052-654-3511	名古屋市	英・日	月・水・金	9:00～20:00	
					火・木・土	9:00～17:00	
教育	(公財)名古屋国際センター 海外児童生徒教育相談 (予約制)	052-581-0100	名古屋市	ポ・ス・英・中	水・金・日 (中:水・金は 午後のみ)	10:00～12:00 13:00～17:00	
				比・ベ・韓	日	13:00～17:00	
				ベ・ネ	水		
	日本語教育相談センター	052-961-0418	名古屋市	ポ・ス・中・比 韓	月～金 水	13:00～16:00	
医療	(特活)AMDA 国際医療情報センター (電話での相談のみ) 東京オフィス	03-6233-9266	東京都	ポ	金	10:00～16:00	
				ス	水		
				英	月～金		
				中	火・木		
				比・韓	月		
				ベ	水・金		
				タ	火		
	(公財)名古屋国際センター 外国人こころの相談	052-581-0100	名古屋市	ポ・ス・英・中	随時(予約制)		
(特活)外国人医療センター(MICA)	052-212-7410	名古屋市	英	土	13:00～17:00		
			日	火・木・土	13:00～17:00		
			(祝日を除く)通訳は常駐していないため、問合せはメール で micaaichi@gmail.com				
			(特活)NPO 在日ブラジル人を支援 する会(サビジャ)健康相談	050-6861-6400	東京都	ポ	月～金
関係人 支援	(公財)海外日系人協会 日系人相談センター	045-211-1788	神奈川県 横浜市	ポ・ス・日	月～金 (祝日を除く)	14:00～17:30	
帰国者 支援	東海・北陸中国帰国者 支援・交流センター	052-954-4070	名古屋市	中・日	毎日(年末年 始、祝日を除 く)	9:15～15:30	
難民	(公財)アジア福祉教育財団 難民事業本部	0120-090-091	東京都	英・日	月～金	9:30～17:00	
住まい	(特活)かながわ外国人すまい サポートセンター		045-228-1752	神奈川県 横浜市	ポ・ス・英・中・ 比・ベ・ネ・タ・ 韓・日	月～金 (曜日によって対応言語が変わるため要問合せ)	10:00～17:00
	愛知県営住宅	外国人サポートデスク (電話対応のみ)	052-684-5007 (7か国語共通)	愛知県	ポ・ス・英・ネ	月～金	9:00～12:00 13:00～17:00
					比	月～木	
					ベ	月・水・金	
					中	火・木	13:00～17:00
		※いずれも祝日、年末年始を除く					
		名古屋尾張住宅管理事務所	052-973-1791	名古屋市	パソコン端末に よる リモート対応を 行っている。 言語・受付時間 は外国人サポー トデスクと同 じ。	所轄区域:名古屋市、瀬戸市、長久手市、春日井市、 小牧市、尾張旭市、豊明市、清須市、北名古屋市、東郷町	
		名古屋尾張住宅管理事務所 海部駐在	0567-24-7330	津島市		所轄区域:津島市、愛西市	
		名古屋尾張住宅管理事務所 一宮支所	0586-28-5411	一宮市		所轄区域:一宮市、犬山市、江南市、 稲沢市、岩倉市、大口町、扶桑町	
		名古屋尾張住宅管理事務所 知多支所	0569-23-2716	半田市		所轄区域:半田市、常滑市、東海市、 大府市、知多市、武豊町、東浦町	
		三河住宅管理事務所	0564-23-1863	岡崎市		所轄区域:岡崎市、西尾市、幸田町	
	三河住宅管理事務所 知立支所	0566-84-5677	知立市	所轄区域:碧南市、刈谷市、安城市、高浜市			
	三河住宅管理事務所 豊田加茂支所	0565-34-2001	豊田市	所轄区域:豊田市、みよし市			
	三河住宅管理事務所 東三河支所	0532-53-5616	豊橋市	所轄区域:豊橋市、豊川市、蒲郡市、 田原市、新城市、設楽町、東栄町、豊根 村			
	UR都市機構中部支社 UR名古屋営業センター		052-968-3100	名古屋市	ポ・英・ベ	毎日 (言語により対応可能日が異なるため要問合せ)	9:30～18:00
生活	(公財)愛知県国際交流協会 あいち多文化共生センター 外国人向け専門相談(消費生活関係)	052-961-7902	名古屋市	ポ・ス・英・中・ 比・ベ・ネ・イ・ タ・韓・ミ・露・ ウ・日	第4月(祝日の 場合は翌日)	13:00～16:30 ※予約制(随時受付)	
郵便	日本郵便株式会社 お客様サービス相談センター 英語受付	0570-046-111 ※ 国際電話からは不可	英	月～金	8:00～21:00		
				土・日・祝日	9:00～21:00		

項目	相談窓口		電話番号	所在地	言語	相談日	時間
金融	ブラジル銀行 東京支店 (電話による送金・預金等の相談)		0120-09-5595	東京都	ポ	毎日	24 時間
					ス	月～土	7:00～22:00
			英		月～金	9:00～18:00	
			0120-09-5585		日	月～金（銀行休業日を除く）	9:00～17:00
	中国銀行 名古屋支店		052-957-2388	名古屋市	中・日	月～金	9:00～17:00
セブン・グローバルレミット 名古屋出張所		0120-447-877	名古屋市	英・比・日	月・火・金・土・日 (12/31～1/3を除く)	10:00～18:00	
電話・インターネット	NTT 西日本外国語情報センター NTT West Information		0120-064-337		英・その他	月～金 (祝日、年末年始（12/29～1/3）を除く）	9:00～17:00
	KDDI au Support	携帯電話	0077-7-111 / 0120-977-033		日	毎日	9:00～20:00
			0120-959-473		ポ		
			0120-959-472		英		
			0120-959-476		中		
			0120-933-952		比		
			0120-933-961		ベ		
			0120-959-478		韓		
	固定電話インターネット		0077-777 / 0120-22-0077		日		9:00～18:00
	ソフトバンク SoftBank Customer Support		0800-919-0157		英・日	毎日 (オペレーター対応) (自動音声サービス)	10:00～19:00 24 時間
NTT ドコモ NTT DOCOMO Customer Support		0120-005-250（フリーダイヤル）		ポ・ス・英・中	毎日	9:00～20:00	
観光	名古屋市名古屋駅 観光案内所		052-541-4301	名古屋市	英・日	毎日（12/29～1/1 を除く）	8:30～19:00 (1/2,3は17:00 まで)
	名古屋市金山 観光案内所		052-323-0161	名古屋市	英・日	毎日（12/29～1/1 を除く）	9:00～19:00 (1/2,3は17:00 まで)
	オアシス 21 i センター		052-963-5252	名古屋市	英・日	毎日（1/1は休業） (臨時休業あり)	10:00～20:00 (12/31は18:00 まで)
	日本政府観光局（JNTO） ツーリストインフォメーションセンター（TIC） (外国人総合観光案内)		03-3201-3331	東京都	英・中・韓	毎日（1/1を除く）	9:00～17:00
	（公財）名古屋国際センター 情報カウンター		052-581-0100	名古屋市	ポ・ス	火～日	10:00～12:00 13:00～17:00
					英・日	火～日	9:00～19:00
					中	火～金	13:00～17:00
						土・日	10:00～12:00 13:00～17:00
					比・韓	木・土・日	13:00～17:00
ベ					水・土・日		
ネ					水・日		
イ					第1・3 水・第1・3 日		
タ	第2・4 水・第2・4 日						

11 大使館・領事館等

A 大使館・領事館の業務

通常、大使館・領事館では、自国民の身体・財産等の保護に関する業務のほか、例えば次のような業務を行っています。詳しくは、母国の大使館または領事館にお尋ねください。

- パスポートの発行、再発行、修正、追加
- 委任状、認証状の発給
- 出生、婚姻、死亡、未婚に関する証明書の発給
- 兵役に関すること
- 選挙に関すること
- 外国人に対する各種ビザの発給

B 愛知県内の外国公館

名誉領事館・名誉総領事館は記載していません。

公館名	住所	電話番号
在名古屋大韓民国総領事館	〒450-0003 名古屋市中村区名駅南 1-19-12	052-586-9221
在名古屋ブラジル連邦共和国総領事館	〒460-0002 名古屋市中区丸の内 1-10-29 白川第 8 ビル 2 階	052-222-1106
在名古屋中華人民共和国総領事館	〒461-0005 名古屋市東区東桜 2-8-37	052-932-1098
在名古屋ペルー共和国総領事館	〒460-0008 名古屋市中区栄 2-2-23 アーク白川公園ビルディング 3 階	052-209-7851
在名古屋アメリカ合衆国領事館	〒450-0001 名古屋市中村区那古野 1-47-1 名古屋国際センタービル 6 階	052-581-4501
在名古屋カナダ領事館	〒460-0002 名古屋市中区丸の内 3-17-6 ナカトウ丸の内ビル 6 階	052-972-0450
在名古屋トルコ共和国総領事館	〒460-0008 名古屋市中区栄 3-21-23 KS イセヤビル 4 階	052-263-6200
在名古屋フィリピン共和国総領事館	〒460-0008 名古屋市中区栄 3-31-3 尋屋ビル	052-211-8811

C 在日外国大使館等

大使館ならびに愛知県を管轄している総領事館、領事館等を記載しています。なお、名誉総領事館、名誉領事館は記載していません。

アジア

公館名	電話番号	公館名	電話番号
インド大使館	03-3262-2391	東ティモール民主共和国大使館	03-3238-0210
インドネシア共和国大使館	03-3441-4201	フィリピン共和国大使館	03-5562-1600
カンボジア王国大使館	03-5412-8521	在名古屋フィリピン共和国総領事館	052-211-8811
シンガポール共和国大使館	03-3586-9111	ブルネイ・ダルサラーム国大使館	03-3447-7997
スリランカ民主社会主義共和国大使館	03-3440-6911	ベトナム社会主義共和国大使館	03-3466-3311
タイ王国大使館	03-5789-2433	マレーシア大使館	03-3476-3840
大韓民国大使館	03-3452-7611	ミャンマー連邦共和国大使館	03-3441-9291
在名古屋大韓民国総領事館	052-586-9221	モンディブ共和国大使館	03-6234-4315
中華人民共和国大使館	03-3403-3388	モンゴル国大使館	03-3469-2088
在名古屋中華人民共和国総領事館	052-932-1098	ラオス人民民主共和国大使館	03-5411-2291
ネパール大使館	03-3713-6241	パキスタン・イスラム共和国大使館	03-5421-7741
バングラデシュ人民共和国大使館	03-3234-5801		

中東

公館名	電話番号	公館名	電話番号
アフガニスタン・イスラム共和国大使館	03-5574-7611	カタール国大使館	03-5475-0611
アラブ首長国連邦大使館	03-5489-0804	クウェート国大使館	03-3455-0361
イエメン共和国大使館	03-3499-7151	サウジアラビア王国大使館	03-3589-5241
イスラエル国大使館	03-3264-0911	シリア・アラブ共和国大使館	03-3586-8977
イラク共和国大使館	03-5790-5311	トルコ共和国大使館	03-6439-5700
イラン・イスラム共和国大使館	03-3446-8011	在名古屋トルコ共和国総領事館	052-263-6200
オマーン国大使館	03-5468-1088	バーレーン王国大使館	03-3584-8001
レバノン共和国大使館	03-5114-9950	ヨルダン・ハシェミット王国大使館	03-5478-7177

大洋州

公館名	電話番号	公館名	電話番号
オーストラリア大使館	03-5232-4111	パラオ共和国大使館	03-5797-7480
サモア独立国大使館	03-6228-3692	フィジー共和国大使館	03-3587-2038
トンガ王国大使館	03-6441-2481	マーシャル諸島共和国大使館	03-6432-0557
ニュージーランド大使館	03-3467-2271	ミクロネシア連邦大使館	03-3585-5456
パプアニューギニア大使館	03-3710-7001		

北米

公館名	電話番号	公館名	電話番号
アメリカ合衆国大使館	03-3224-5000	カナダ大使館	03-5412-6200
在名古屋アメリカ合衆国領事館	052-581-4501	在名古屋カナダ領事館	052-972-0450
在大阪・神戸アメリカ合衆国領事館	06-6315-5900		

中南米

公館名	電話番号	公館名	電話番号
アルゼンチン共和国大使館	03-5420-7101	ハイチ共和国大使館	03-3486-7096
ウルグアイ東方共和国大使館	03-3486-1888	在東京ハイチ共和国総領事館	03-3486-7096
エクアドル共和国大使館	03-6441-0122	パナマ共和国大使館	03-3505-3661
エルサルバドル共和国大使館	03-6804-2177	在東京パナマ共和国総領事館	03-3585-3661
キューバ共和国大使館	03-5570-3182	パラグアイ共和国大使館	03-3265-5271
グアテマラ共和国大使館	03-5797-7502	ブラジル連邦共和国大使館	03-3404-5211
コスタリカ共和国大使館	03-3486-1812	在名古屋ブラジル連邦共和国総領事館	052-222-1106
コロンビア共和国大使館	03-3440-6451	ベネズエラ・ボリバル共和国大使館	03-6275-2361
ジャマイカ大使館	03-3435-1861	ペリீズ大使館	03-5365-3407
チリ共和国大使館	03-3452-7561	ペルー共和国大使館	03-3406-4243
在東京チリ共和国総領事館	03-3452-1425	在名古屋ペルー共和国総領事館	052-209-7851
ドミニカ共和国大使館	03-6268-9085	ボリビア多民族国大使館	03-3499-5441
在東京ドミニカ共和国総領事館	03-3499-6010	ホンジュラス共和国大使館	03-4361-8142
ニカラグア共和国大使館	03-3499-0400	メキシコ合衆国大使館	03-3581-1131

欧州

公館名	電話番号	公館名	電話番号
アイスランド共和国大使館	03-3447-1944	タジキスタン共和国大使館	03-6721-7455
アイルランド大使館	03-3263-0695	チェコ共和国大使館	03-3400-8122
アゼルバイジャン共和国大使館	03-5486-4744	デンマーク王国大使館	03-3496-3001
アルバニア共和国大使館	03-3543-6861	ドイツ連邦共和国大使館	03-5791-7700
アルメニア共和国大使館	03-6277-7453	在大阪・神戸ドイツ連邦共和国総領事館	06-6440-5070
イタリア大使館	03-3453-5291	トルクメニスタン大使館	03-5766-1150
在大阪イタリア総領事館	06-4706-5820	ノルウェー王国大使館	03-6408-8100
ウクライナ大使館	03-5474-9770	ローマ法王庁大使館	03-3263-6851
ウズベキスタン共和国大使館	03-6277-2166	ハンガリー大使館	03-5730-7120
英国大使館	03-5211-1100	フィンランド大使館	03-5447-6000
エストニア共和国大使館	03-5412-7281	フランス大使館	03-5798-6000
オーストリア共和国大使館	03-3451-8281	在京都フランス総領事館	075-761-2988
オランダ王国大使館	03-5776-5400	ブルガリア共和国大使館	03-3465-1021
在大阪オランダ王国総領事館	06-6484-6000	ベラルーシ共和国大使館	03-3448-1623
カザフスタン共和国大使館	03-3589-1821	ベルギー王国大使館	03-3262-0191
キプロス共和国大使館	03-6432-5040	在東京ベルギー王国総領事館	03-3262-0191
北マケドニア共和国大使館	03-6868-7110	ポーランド共和国大使館	03-5794-7020
ギリシャ大使館	03-3403-0871	ボスニア・ヘルツェゴビナ大使館	03-5422-8231
キルギス共和国大使館	03-6453-8277	ポルトガル大使館	03-5212-7322
クロアチア共和国大使館	03-5469-3014	マルタ共和国大使館	03-5404-3450
コソボ共和国大使館	03-6809-2577	モルドバ共和国大使館	03-5225-1622
サンマリノ共和国大使館	03-5414-7745	ラトビア共和国大使館	03-3467-6888
ジョージア大使館	03-5575-6091	リトアニア共和国大使館	03-3408-5091
スイス大使館	03-5449-8400	ルーマニア大使館	03-3479-0311
スウェーデン王国大使館	03-5562-5050	ルクセンブルク大公国大使館	03-3265-9621
スペイン王国大使館	03-3583-8531	ロシア連邦大使館	03-3583-4224
スロバキア共和国大使館	03-3451-2200	在大阪ロシア連邦総領事館	06-6848-3451
スロベニア共和国大使館	03-5468-6275	欧州連合代表部	03-5422-6001
セルビア共和国大使館	03-3447-3571		

アフリカ

公館名	電話番号	公館名	電話番号
アルジェリア民主人民共和国大使館	03-3711-2661	タンザニア連合共和国大使館	03-3425-4531
アンゴラ共和国大使館	03-5430-7879	チュニジア共和国大使館	03-3511-6622
ウガンダ共和国大使館	03-3462-7107	トーゴ共和国大使館	03-6421-1064
エジプト・アラブ共和国大使館	03-3770-8022	ナイジェリア連邦共和国大使館	03-5425-8011
エチオピア連邦民主共和国大使館	03-5420-6860	ナミビア共和国大使館	03-6426-5460
エリトリア国大使館	03-5791-1815	ブルキナファソ大使館	03-3485-1930
ガーナ共和国大使館	03-5410-8631	ベナン共和国大使館	03-6268-9360
ガボン共和国大使館	03-5430-9171	ボツワナ共和国大使館	03-5440-5676
カメルーン共和国大使館	03-5430-4985	マダガスカル共和国大使館	03-3446-7252
ギニア共和国大使館	03-3770-4640	マラウイ共和国大使館	03-3449-3010
ケニア共和国大使館	03-3723-4006	マリ共和国大使館	03-5447-6881
コートジボワール共和国大使館	03-5454-1401	南アフリカ共和国大使館	03-3265-3366
コンゴ共和国大使館	03-6427-7858	モザンビーク共和国大使館	03-5760-6271
コンゴ民主共和国大使館	03-6456-4394	モーリタニア・イスラム共和国大使館	03-6712-2147
ザンビア共和国大使館	03-3491-0121	モロッコ王国大使館	03-5485-7171
ジブチ共和国大使館	03-3440-3115	リビア大使館	03-3477-0701
ジンバブエ共和国大使館	03-3280-0331	リベリア共和国大使館	03-5228-6751
スーダン共和国大使館	03-5729-6170	ルワンダ共和国大使館	03-5752-4255
セネガル共和国大使館	03-3464-8451	レソト王国大使館	03-3584-7455

各地方の市区町村

尾張地方（名古屋）

■名古屋市（千種区、東区、北区、西区、中村区、中区、昭和区、瑞穂区、熱田区、中川区、港区、南区、守山区、緑区、名東区、天白区）

尾張地方（尾張）

■一宮市 ■瀬戸市 ■春日井市 ■犬山市 ■江南市
■小牧市 ■稲沢市 ■尾張旭市 ■岩倉市 ■豊明市
■日進市 ■清須市 ■北名古屋市 ■長久手市
■愛知郡（■東郷町） ■西春日井郡（■豊山町）
■丹羽郡（■大口町 ■扶桑町）

尾張地方（海部）

■津島市 ■愛西市 ■弥富市 ■あま市
■海部郡（■大治町 ■蟹江町 ■飛島村）

尾張地方（知多）

■半田市 ■常滑市 ■東海市 ■大府市 ■知多市
■知多郡（■阿久比町 ■東浦町 ■南知多町 ■美浜町 ■武豊町）

三河地方（西三河）

■岡崎市 ■碧南市 ■刈谷市 ■豊田市 ■安城市
■西尾市 ■知立市 ■高浜市 ■みよし市
■額田郡（■幸田町）

三河地方（東三河）

■豊橋市 ■豊川市 ■蒲郡市 ■新城市 ■田原市
■北設楽郡（■設楽町 ■東栄町 ■豊根村）

Municípios de Aichi / Municipios de Aichi

Owari (Nagoya)

■Nagoya-shi (Chikusa-ku, Higashi-ku, Kita-ku, Nishi-ku, Nakamura-ku, Naka-ku, Shōwa-ku, Mizuho-ku, Atsuta-ku, Nakagawa-ku, Minato-ku, Minami-ku, Moriyama-ku, Midori-ku, Meitō-ku, Tenpaku-ku)

Owari (Owari)

■Ichinomiya-shi ■Seto-shi ■Kasugai-shi ■Inuyama-shi ■Kōnan-shi
■Komaki-shi ■Inazawa-shi ■Owariasahi-shi ■Iwakura-shi ■Toyoake-shi
■Nisshin-shi ■Kiyosu-shi ■Kitanagoya-shi ■Nagakute-shi
■Aichi-gun (■Tōgō-chō) ■Nishikasugai-gun (■Toyoyama-chō)
■Niwa-gun (■Ōguchi-chō ■Fusō-chō)

Owari (Ama)

■Tsushima-shi ■Aisai-shi ■Yatomi-shi ■Ama-shi
■Ama-gun (■Ōharu-chō ■Kanie-chō ■Tobishima-mura)

Owari (Chita)

■Handa-shi ■Tokoname-shi ■Tōkai-shi ■Ōbu-shi ■Chita-shi
■Chita-gun (■Agui-chō ■Higashiura-chō ■Minamichita-chō ■Mihama-chō ■Taketocho-chō)

Mikawa (Nishi Mikawa)

■Okazaki-shi ■Hekinan-shi ■Kariya-shi ■Toyota-shi ■Anjō-shi
■Nishio-shi ■Chiryū-shi ■Takahama-shi ■Miyoshi-shi
■Nukata-gun (■Kōta-chō)

Mikawa (Higashi Mikawa)

■Toyohashi-shi ■Toyokawa-shi ■Gamagōri-shi ■Shinshiro-shi ■Tahara-shi
■Kitashitara-gun (■Shitara-chō ■Tōei-chō ■Toyone-mura)

和 暦 西 暦 対 照 表

Japanese Calendar

大正 1 (Taishō)	1912	9 10	1934 1935	34 35	1959 1960	59 60	1984 1985	19 20	2007 2008
2	1913	11	1936	36	1961	61	1986	21	2009
3	1914	12	1937	37	1962	62	1987	22	2010
4	1915	13	1938	38	1963	63	1988	23	2011
5	1916	14	1939	39	1964	64	1989 (Heisei)	24	2012
6	1917	15	1940	40	1965	平成 1 (Heisei)		25	2013
7	1918	16	1941	41	1966			26	2014
8	1919	17	1942	42	1967	2	1990	27	2015
9	1920	18	1943	43	1968	3	1991	28	2016
10	1921	19	1944	44	1969	4	1992	29	2017
11	1922	20	1945	45	1970	5	1993	30	2018
12	1923	21	1946	46	1971	6	1994	31	2019
13	1924	22	1947	47	1972	7	1995	令和 1 (Reiwa)	
14	1925	23	1948	48	1973	8	1996		
15	昭和 1 (Shōwa)	24	1949	49	1974	9	1997		
25		1950	50	1975	10	1998	2	2020	
26		1951	51	1976	11	1999	3	2021	
2	1927	27	1952	52	1977	12	2000	4	2022
3	1928	28	1953	53	1978	13	2001	5	2023
4	1929	29	1954	54	1979	14	2002		
5	1930	30	1955	55	1980	15	2003		
6	1931	31	1956	56	1981	16	2004		
7	1932	32	1957	57	1982	17	2005		
8	1933	33	1958	58	1983	18	2006		

愛知生活便利帳 2023

(日本語・英語・中国語)

令和 5 年 9 月発行

編集・発行

公益財団法人愛知県国際交流協会

〒460-0001

名古屋市中区三の丸 2-6-1

愛知県三の丸庁舎内

電話 052-961-7902

FAX 052-961-8045

E メール sodan@aia.pref.aichi.jp

URL https://www2.aia.pref.aichi.jp/

印刷

安藤印刷株式会社

Guia Prático de Aichi 2023

(japonês, português, espanhol)

Setembro de 2023

Edição e publicação

Associação Internacional de Aichi

460-0001

Nagoya-shi Naka-ku Sannomaru 2-6-1

Aichi-ken Sannomaru Chōsha

TEL 052-961-7902

FAX 052-961-8045

E-mail sodan@aia.pref.aichi.jp

URL https://www2.aia.pref.aichi.jp/

Impressão:

Ando Printing

Guía Práctica de Aichi 2023

(japonés, portugués, español)

Septiembre de 2023

Edita y publica

Asociación Internacional de Aichi

460-0001

Nagoya-shi Naka-ku Sannomaru 2-6-1

Aichi-ken Sannomaru Chōsha

TEL 052-961-7902

FAX 052-961-8045

E-mail sodan@aia.pref.aichi.jp

URL https://www2.aia.pref.aichi.jp/

Impresión:

Ando Printing